



## 歴史に裁かれたわが国の社会主義法研究(下)

森下, 敏男

---

**(Citation)**

神戸法學雑誌, 60(1):65-232

**(Issue Date)**

2010-06

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81005085>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005085>



# 歴史に裁かれたわが国の社会主義法研究（下）

森下敏男

## 目次

序論…ソ連体験とわが国の学界

第一章 ソ連社会主義の崩壊とわが国の一部のソ連論の破産（以上前々号）

第二章 わが国のソビエト法研究に対する批判

第一節 わが国の社会主義法研究の特徴

第二節 「社会主義と自由・民主主義」―藤田批判序説

第三節 藤田学説の軌跡

(一) スターリン時代と研究の出発―一九五〇年代

(二) ソビエト法理論史研究と法・経済の一般理論―一九六〇年代

(三) 社会主義論・民主主義論―希望と失望の一九七〇年代

(四) 社会主義論・ソビエト法学の集大成―一九八〇年代

(五) ベレストロイカからソ連崩壊まで―一九九〇年前後（以上前号）

(六) 「社会主義と自由」論 (以下本号)  
第四節 ソ連の解体と藤田学説の破綻

(一) ソ連崩壊直後

(二) ソ連研究の再出発

(三) 『自由・平等と社会主義』 (一九九九年)

(四) 『自由・民主主義と社会主義』 (二〇〇七年)

(五) 「第一次的構造と第二次的形成物」論—スターリン時代への幻想と郷愁

(六) 第三段階の社会主義論

(七) 藤田批判のまとめ

第五節 補足

(一) 私の社会主義論

(二) 私の比較法学断片 (五十嵐清教授の論考に寄せて)

(三) 稲子恒夫教授の場合

(四) 大江泰一郎「法文化論」批判

おわりに

### 第三節 藤田学説の軌跡（続）

#### （六）社会主義と自由

本節の（一）から（五）までは、藤田教授の研究を時系列的に検討してきたのであるが、ここでは「社会主義と自由」の問題は後回しにしてきた。この（六）項で、この問題をまとめて取り上げることにする。

一九六〇年代末から七〇年代には、社会主義と自由・人権の問題も、藤田教授の主要な研究対象の一つとなった。この問題についての藤田教授の議論には、時期に応じた大きな変化が窺える。一九五〇年代はじめの「社会主義と自由」をめぐる論争について、当時の藤田教授は、社会主義下でブルジョアの自由が規制されるのは当然とみなしていた、と後に語っている（後述）。

一九六六年の藤田教授の比較法学会報告には、ソ連の研究の自由に関連する興味深い内容が含まれている。藤田教授は、そこでソ連の法学研究の実情を紹介し、「個々の法律学者における問題意識の形成が、基本のところでは、ソビエト社会の発展のコースにかんする党（ソ連共産党）の総路線によって規定されていることが確認される」と述べている。しかしそれは、学者の問題意識が外部から注入されていることを意味するのではなく、学者自身が党の組織活動に参加しているから自然にそうなるのであって、「個々の学者における問題意識の形成があくまでも主体的な過程であることは、いうまでもない」とも述べている（「ソ連における法学研究について」、『比較法研究』二七号、一九六六年、九六―九七頁）。

これは、マルクス主義者によくみられる論理である。第二章第三節（四）で、ソ連では裁判に対する権力の介入はないのではないかと藤田教授の推測を紹介した。実際には介入は数多くあったのであるが、仮に介入がなくとも、裁判官も共産党の一員として組織活動に参加しているから、自主的に共産党の方針に従ったであろう。しかしそうだとすると、裁判官は主体的に判断しているのであって、裁判の独立は保たれているということになる。こ

うして共産党の明示的・默示的な指示に従って行動することが、自由で自主的な行動であると説明される。人々は主体的に党の命令に従うのであって、したがって隷従は自由となる。以前紹介したアンドレ・ジイドの言葉が示すように、ソ連では、人びとは「自発的に強制に従っている」のである。こうして自由は奪われ、にもかかわらず、それは自覚されず、むしろ逆に、これこそ真の自由だと主張されることになる。これが社会主義の下における自由の基本構造である。

藤田教授は、「学問研究が、直接的に社会活動（・・・）であり、社会主義建設という人民の歴史的運動に奉仕すべきものであることを前提とする（学問の党派性）社会主義体制のもとでは、それ（党の総路線による問題意識の決定）は当然のことであろう」（同誌九七頁）とも述べている。「社会主義体制のもとでは」と限定されているが、資本主義の下でも共産主義者は、人民のために科学活動を行い、理論と実践を統一すべきなのであるから、党の総路線によって規定されるのが当然と言うことになるのではないか。しかしこれが、「当然」であっていいはずはなく、反対に、そのようなことは許されない。だとすれば、社会主義の下でも、「それは当然のことであろう」と言えるはずがない。同教授も、そこに問題がないわけではないと付け加える。例えば党の組織活動が有効性を欠いている場合の問題や、研究領域の競争・画一化、党の総路線との密着と距離の維持との間の緊張関係を適度に保つことの困難性などである。「問題がないわけではない」どころか、これではとても研究が御用学問化する危険性を回避することはできない（ソ連では、「問題がないわけではない」という常套句は、「大いに問題がある」ことを意味していることについては、既述の通りである）。もともと社会主義下で研究の自由を保障する仕組みや構造を、社会主義体制は全くもっていないし、もつことは不可能なのである。

さて、一九六八年の「社会主義社会と基本的人権」（東大社会科学研究所編『基本的人権―総論―東京大学出版会）は、藤田教授の最初のまとまった人権論である。そこでは、社会主義社会における人権に関わる諸関係の原理的規

定について論じられている。ここでは「社会主義革命は、たとえ人権擁護の政治的スローガンをとまなうとしても、その社会的論理そのものからして、歴史的カテゴリーとしての人権を否定するものとならざるをえない」（三五三頁）と原理主義的な主張が述べられている。藤田教授の見解は、社会主義社会においては人間解放が実現されることによって、人権概念はその役割を終えるという意味である。しかし既述の通り、社会主義社会も「分業に隷属」した社会であり、また社会主義の権力構造からして国家と市民のあいだの矛盾は極限にまで増大するから、人権概念が不要になるはずはない。むしろますます必要である。しかし、社会主義体制は自由の人権と両立しないため、その意味では社会主義下で人権は確かに消滅するのである。

藤田教授は、現実の社会主義諸国の憲法規定では、「人権」に代わって、例えば「市民の基本的権利・義務」概念が用いられていることについて、次のように説明する。社会主義社会においては、「個々の成員は、意識的に組織された生産的結合体の一員」となっており、「このかぎりにおいて、かれらにとって、自由と平等は事実として存在し、権利として要求すべきものではない。かれらの全人格の全面的展開の基本的前提は創出されている」。しかし、社会主義段階では人間解放はなお歴史的制約を受けており、肉体労働と精神労働の相違という分業が残存することに結びついて、「労働に応じた分配原則」という形式的平等が支配している。そのためなお社会諸関係は、労働の権利・義務を中心とする諸権利の体系によって媒介されざるをえない。それは人権問題の最終の残存形態であり、高次の共産主義社会にいたれば、この権利の体系も存立基盤を失い、死滅することになるといふ（同書三五八―三五九頁）。

こうして社会主義社会の「市民の基本的権利・義務」カテゴリーは、資本主義社会の矛盾の克服の未完成という意味で、人権カテゴリーのはらむ問題性と連続関係にあるが、プロレタリア革命によって原理的に新しい国家と市民の関係が創り出された点においては、「人権カテゴリーと質的に断絶したもの」であるとされる（同書三六〇頁）。

このように社会主義憲法の規定する「市民の基本的権利・義務」概念が、社会主義の原理に整合的なものとして説明されている。特徴的なのは、社会主義の下では体制の本質として「自由と平等は事実として存在する」とし、「権利として要求すべきものではない」とされていることである。自由が「事実として存在している」というのは全く誤っているが、「権利として要求すべきものではない」というのは、社会主義諸国の現実を正しく説明している。しかし教授は、この人権否定を批判するのではなく、当然のこととして正当化しているのである。また労働の権利・義務の問題が、「人権問題の最終の残存形態」と述べているから、社会主義下では、政治的自由、精神的自由、人身の自由等は、解決済みとみなしているわけである。このように人権問題は社会主義下で基本的に解決されており、さらに共産主義社会においては、人権カテゴリーが死滅するというのである。しかし社会主義下の人権抑圧が、人間の全面的解放による人間をめぐる諸関係の矛盾の止揚（人権の死滅）への過渡段階として説明されるのは、なんという犯罪的なまでの空理・空論なのであるうか。

具体的な個々の権利についても、現状が肯定的・整合的に説明されている。例えば、社会主義諸国の憲法では、「表現の自由」は、「勤労者の利益に適合」することが条件とされていることが多いが、それは「プロレタリア独裁の一側面もしくはプロレタリア独裁そのものの組織形態にほかならぬ」と肯定的に説明されている（同書三七〇頁）。社会主義社会における「市民の自由は、国家権力の介入に限界を画するといった原理をもつものではない」とか、権利の保障方法については、「本来、法律的保障もしくは司法手続による保障が何か絶対のメルクマールとなりうるような性格のものではないとも述べられている（同書三七五頁）。ここでも現実の社会主義諸国の人権規制の特徴が正しく説明されているが、藤田教授はそれを社会主義として正当なこととみなしているのである。「社会主義社会と基本的人権」というテーマで論じるとすれば、まず何よりも社会主義社会における人権侵害の数々に思いを馳せるのが通常ではないかと思うが、ここではそのような発想は微塵もみられないのである。

次に、藤田教授のもう一つの人権論文「ロシア革命と基本的人権」（東大社会科学研究所編『基本的人権3』一九六八年）を見てみよう。ここではロシア革命後の「勤労・被搾取人民の権利宣言」や、一九一八年憲法の自由権規定について解説されている。ここでも、これら規定の社会主義的意味が合理的に説明されている。特に気になるのは、次の点である。

一九一七年のロシア十月革命直後の一〇月二七日、革命政府は「出版に関する布告」を発し、労農政府に反抗するなど、反革命的な活動を行ったマスメディアを閉鎖することを定めた。布告では、このような措置は非常事態下の「やむをえざる一時的措置」とされ、新秩序の確立とともに「出版の完全な自由」が確立されるとしていた。ところが同年一月四日の「出版に関する決議」は、出版規制を社会主義的な新しい制度として恒久化し、「完全な自由」の回復は否定されたのである。この二つの決定の間には、明確に方針の転換が認められる。もともとボリシェビキ党の綱領は、既述のように、出版等の「無制限の自由」を約束していたのであるが、権力を掌握した途端、社会主義体制と言論・出版の自由が相容れないことを思い知らされ、方針転換していくわけである。「布告」から「決議」へのこの急速な展開は、そのことを物語っている（拙著『ソビエト憲法理論の研究』創文社、一九八四年、一九九頁以下）。

しかし藤田教授は、この「布告」と「決議」を一体のものとして把握し、その間の変化・矛盾を認めない（「ロシア革命と基本的人権」、東大社会科学研究所編『基本的人権3』一九六八年、三三三頁）。その論法は、誠に奇妙である。後者の「決議」の内容に即して前者の「布告」を強引に解釈し、後者の「決議」が「出版の完全な自由」の確立を認めていない以上、前者の「布告」の言う「出版の完全な自由」も、ブルジョア出版の完全な自由の回復を意味したはずがないというのである。これはあまりの解釈ではないか。最初「私はあなたを愛しています」と言い、後で「私はあなたを愛していない」と言った場合、後で「愛していない」と言った以上、最初の「愛しています」も、

「本当に愛しています」という意味ではなかったのだと主張しているわけである。このような言い訳は、現実社会ではありそうな気がするが、ポリシェビキの言論政策も同列ということになる。

教授は言う。「布告」の言う「出版の完全な自由」とは、「・・・正常な事態に復した場合にはブルジョア新聞の自由も完全に復活するという意味ではなく、ブルジョア新聞の閉鎖↓出版の物的手段の社会化↓新しい出版レジームの確立という基本的コースを前提としたうえで、布告に規定するような出版規制がこの新しい出版レジームのもとでは不要になるとしたものと解される」（同書三三三頁）。これもまた、あまりの解釈ではないか。これも現実に存在したものを合理的・社会主義的に説明する藤田教授の面目躍如といったところである。一時的規制によってブルジョア新聞は消滅し、そうすれば規制は不要となり、その意味で自由は回復されるというのである。これは、「いずれ自由を認めるが、その時君達はもう死んでいる」、さらに言えば、「君達が死んだら真の自由を与えよう」という言い分ではないか。いずれにしろ、現実には、「完全な自由」はもちろん、一般に出版の自由が回復されることはなかった。藤田教授のこのような見解は、一九八五年の論文でも維持されているが、多少動揺もあるのか、そこではやや面倒で分かりにくい留保がついている（『社会主義と自由』問題の史的考察（一）、『科学と思想』五八号、一九八五年、二〇二―二〇三頁）。面倒で、またばかしくもあるのです、ここでは省略しよう。<sup>(1)</sup>

ただ藤田教授の指摘も、それほど誤っていないとも言える。新体制のもとではブルジョアジーは消滅していくのであるから、「ブルジョアジーにも自由を認めるが、現実にはブルジョアジーは存在しないはずであるから、認める相手がいない」というのであれば、公約違反はなかったと強弁できるかも知れない。しかしブルジョアジーとは何か。実際にはブルジョアジーでなくても、当局の気に入らない連中は、しばしば「ブルジョアジーの手先」（中国では「資本主義の道を歩む実権派」として弾圧され、当局の気に入らない言論は、「ブルジョアの主張」として抑圧された。ブルジョアジーの存在しない社会主義下でも、ブルジョアの提案・要求はいくらでも登場しうる。レー

ニンやゴルバチョフが私企業を、したがってブルジョアジーを復活させたのは、ブルジョア的な政策であった。経済改革で、いわゆる利潤導入方式など市場原理の活用が試みられたが、これらもブルジョアの政策である。彼らは最高権力者であったり、最高権力者のお墨付きを得た政策であったから処罰されることはなかったが、他の者であったら、それがブルジョアではなく労働者や知識人であっても、「ブルジョアジーの手先」といった口実を設けて、権力者の気に入らない言論は封殺されていったであろう。単に言論の自由が奪われただけでなく、「反ソ扇動・宣伝罪」その他の刑罰法規によって、処罰されたのである。このような権力による言論弾圧を阻止するような仕組みや構造を、社会主義体制はもっていないし、もつことができないのである。

ともかくここでみられた藤田教授の論理は、いろいろ応用ができそうである。例えば共産主義者の公約をみる場合にも参考になる。彼らは複数政党制を認めると約束している。しかし同時に、社会主義の下ではブルジョアジーは存在せず、したがってブルジョア政党は存在の基盤がなくなるとみなしているのである。そしてブルジョア政党が現実誕生すれば、それは存在するはずのない虚構の危険な反革命集団として鎮圧されるであろう。ブルジョア政党でなくても、共産党と対決する政党は、ブルジョア政党とみなされるに違いない。また既述のとおり前衛党は一つしか存在しえないのであるから、複数政党制といっても、旧社会主義諸国の一部に実例があったように、実際には共産党以外は、それに協力する弱小の同伴者政党が存在するだけなのである。結局、真の複数政党制は、社会主義下では認められないのである。

さて以上のように、一九六〇年代の藤田教授の人権論は、原理主義的色彩が濃厚であり、ソ連の実情を肯定するかのような議論になっているが、一九七〇年代の一連の論考では変化がみられる。後の回想で教授は、一九五〇年代初めの「社会主義と自由」論争では、社会主義の下でブルジョアの自由が制限されるのは当然だという一方の論者達（既述の栗田賢三氏などであろう）の主張に与していたが、一九七〇年代の研究では、「むしろ『ソビエト型

社会Ⅱ政治体制』の論理による自由の制約が歴史的に特殊のものであることを重視するように」変わっていったと述べている（『研究回顧…私の社会主義法研究』、『神奈川法学』第三三卷第二号、一三三頁、『社会主義における国家と民主主義』一九七五年、二二七頁）。教授がソ連における自由権の状況を、以前は社会主義として当然と肯定していたが、後にはそれをソ連の特殊事情（否定的現象）とみなすようになったというのは、その通りであろう。

ここには二つの変化が含まれている。一つは、ソ連の自由規制を社会主義の必然とみなす立場から、それをソ連の特殊現象とみなす見解へ。もう一つは、この自由規制の肯定的評価から否定的評価へ。前者については、藤田教授も、説得力は感じないが種々説明はしている。しかし後者の変化の理由の説明はない。かつては、なぜソ連のあのようなひどい言論規制を、教授は肯定したのであるか。その後なぜ評価が変わったのであるか。いずれにしても、先の一九六八年論文「社会主義社会と基本的人権」で論じられた社会主義と人権についての原理的規定（例えば共産主義の下では人権は止揚される）を、教授が放棄したはずはない。それはソ連の現実から直接抽象されたものではなく、社会主義の原理から演繹的に抽出されたものだからである。

一九七〇年代に入ると、ソ連の自由をめぐる現状の否定的認識を前提に、教授はいくつかの提言もしている。しかし他方で、ソ連の現状のやや否定的な認識にも関わらず、一九七〇年代の日本社会の明るい展望（七〇年代の遅くない時期に日本に民主連合政府を樹立する）を背景に、ソ連についても楽観的な議論がみられる。社会主義のウイークポイントと考えられてきた自由の問題についても、藤田教授は次のように言う。帝国主義の矛盾が顕在化している状況の下で、現体制を「自由社会」として保守しようとする勢力と、その矛盾の根源を取り除くことを志向する勢力の対決点として、「真の自由」の問題がクローズアップされてきており、「これらの勢力の対抗において、後者が優位に立つ展望が切りひらかれつつある現在、この『真の自由』の問題は、・・・社会主義への道につながるべきをええない現代的な歴史的構造をもっているのである」（『社会主義と自由の問題』、『科学と思想』第一五号、

一九七五年、四六頁）。社会主義者のいう「真の自由」論（既述のように、間違った言動を行うことは本当の自由ではなく、正しい言動を行うことこそが「真の自由」だとみなす。それは「自由たるべく強制することにつながるが、それならまだよい。現実には、「隷属させるべく強制する」に転落してしまう）が優位にあるというのである。

これらの点について、前にも引用したソ連崩壊後の一九九二年の民科での藤田報告は興味深い。そこでは「権威主義的社会主義の教義では、形式的平等や法律上の自由というものの矛盾の批判がそれらの軽視ないし無視と直結しやすかったことは周知のとおりである。それは、手痛い歴史の復讐を受ける結果となったといわなければならぬ」と反省的に語られている（「二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学」、「法の科学」二〇号、一九九二年、一二六頁）。「権威主義的社会主義」とは、ソ連などの社会主義を指しているのであるが、前にみた藤田教授自身の自由論も同類であったのである。教授自身、既述の一九七二年の論文にみられるように、自由や民主主義について、形式よりも階級的内容、階級の実質を重視していた。形式的平等や自由の軽視・無視と直結しやすかったのは、「周知のとおり」と書いてあるが、そのことを藤田教授はそれまで指摘してきたことはない。藤田教授の文献をまじめに読んできた者にとっては、ここでの藤田教授の見解は、「周知の事実」ではなく、むしろ「青天の霹靂」なのではないだろうか。

さて一九七五年の論文「社会主義と自由の問題」は、まず「労働と自由」の問題から記述が始まる。通常このテーマで論じられるのはそのような問題ではないのであるが、藤田教授にとっては、市民的自由よりも、労働者の搾取からの解放が自由の最大の問題なのである。先にみたように、一九六八年の論文でも、労働の権利・義務の問題が、社会主義下に残された人権問題の最終形態とされていた。その他の市民的自由の問題は、解決済みというわけである。そして資本主義社会における「労働者の自由」は、自分の労働力を商品として資本家に売る自由であるが、それは資本主義的な様式での「搾取の自由」の不可欠の条件であるといった原理主義的説明が展開される（「社会主

義と自由の問題」、『科学と思想』第一五号、一九七五年、四七頁)。「搾取の自由からの解放」は、経済の国家管理システムの下での労働者の関与の問題であり、「労働者がどのように『参加』、『共同決定』、『自主管理』の形態を構築してゆくかは、新しい自由と民主主義の最も本質的な問題である」というのである(同誌五一頁)。しかしこれらはすでに、固有の意味での「自由」とは別の問題である。つまり社会主義の下では、固有の意味での「自由」な空間は存在の余地がなくなり、自由について論じようとすれば、それは社会主義建設への「参加」下、「自主管理」といった問題に逸れて行かざるをえないのである(拙稿「社会主義的基本権の論理と体系」参照、『現代社会主義憲法論』、法律文化社、一九七七年)。

このように、社会主義下の自由の問題を、先ず経済管理における労働者の位置づけから始め、次に政治的・精神的な自由の問題が取り上げられる。ここでは「言論・出版の自由」は、「労働者の共同所有者たる地位にもとづく共同決定への参加を可能にし、『労働の権利』の体系の真の実現を保障する重要な権利である」と、非常に狭く説明されている(『社会主義と自由の問題』、『科学と思想』第一五号、一九七五年、五三頁)。これは、資本主義社会における言論の自由を、「搾取の自由」の必要条件として位置づけるマルクス主義者の自由論の裏側をなすわけである(第一章第三節第二項で紹介した粟田賢三氏の議論参照)。「言論・出版の自由」は、それ自体固有の価値をもつものとしてではなく、やはり「労働者の権利」との関係で位置づけられるわけである。これでは、政治的言論、学術的言論、芸術的言論などの自由は認められないことになってしまう。

既述のように、当時のソ連憲法は、言論等の自由等を認めるに際して、「勤労者の利益に従い、社会主義体制を強化する目的で」という制約条件を定めていた。藤田教授は、憲法のこの種の条件そのものに反対はしていない。ただこの論文の新しい点は、このような条件を権力的規制の根柢としてはならないと述べていることである。これは、「社会主義のもとでの自由がもつ客観的な論理」、「自由を行使する権利主体の側の内的原理」(つまり自主規制

ということになるう)だというわけである(同誌五四頁)。「勤労人民の利益」の判断は多様であり、「その相互の交流・対抗をつうじてより高次の判断が形成されていく」という「思想の自由市場」論のような記述もある(同誌五六頁)。

しかし、「客観的な論理」や「内的論理」であって、法的規範としての意味をもたないのであれば、わざわざ憲法に「勤労者の利益に従い」云々と規定する必要はない。憲法解釈論としては、これは全く間違っているといえる。

藤田教授は、社会主義の下での言論・出版の自由を保障するための具体的方法も提示している(私は大学院時代、出版手段の国有的下で、いかにして出版の自由を保障するのかと質問したことがある。本論文は私の質問に対応した部分が多く、当時私はそれへの回答として読んだが、教授がそれを意識していたか否かは分からない)。巨大マス・メディアは当然国有とするが、編集スタッフの構成に勤労者・市民の権利を保障しよう工夫する、勤労者・市民の団体が共同所有の出版機構をもちうるようにする、自主管理方式、協同組合出版企業の容認、自費出版の自由等が列挙されている。また自由権侵害の場合の法的救済方法、物質的保障の手續の明確化等も提案されている(同誌五六―五七頁)。提案としてはよいが、権力を握った共産党はこのような措置はとれないであろう。それは共産党政権の基礎を掘り崩すに違いないからである。藤田教授が、このような憲法の新解釈と提言を行ったのは、既述の通り、自由な言論競争を行えば当然社会主義勢力が勝利するという認識があつたからであるが、この前提が間違っていたことを理解しておれば、このような社会主義体制を崩壊させる提言はできなかつたであろう。

結局問題は共産党である。この点について本論文では、「人間の真の自由の実現の道で、労働者階級の政治的支配の確立による社会の階級分裂と人間疎外の体系の揚棄が不可避であることをみとめるかぎり、労働者階級を向外的階級たらしめるところのこの階級の先進部分の結集体(前衛党)の主導的機能を認めないわけにはいかない」と述べられている。(同誌五七―五八頁)。結局問題はここに行き着き、それまでの議論はすべて無意味となる。そも

そも「前衛党の主導的機能」なるものは、人民主権の原則に反している。歴史を作るのは人民である、と共産主義者は常々語る。にもかかわらず、人民は後れているから、前衛党が「向自的階級」へと教育してあげるというのは、傲慢な発想である。これは前衛党なるものが、人民を上から教育・洗脳しないかぎり、それ自体では人民多数の支持を受けられないことを認めたようなものである。

民主的選挙で人民多数の支持が証明された共産党政権は、これまで存在しない。共産党は人民多数の支持を維持し続けることは極めて困難であり、だからこそ先のような言論・出版の自由をどうしても認めることができないのである。「相互の交流・対抗をつうじてより高次の判断が形成されていく」のであれば、結社の自由についても同じことが言えるはずである。自由に結成された政党の交流・対抗によってどの政党がすぐれた政党であるかが定まり、それは自由な選挙によって証明されるのである。ここからも共産党の主導的役割は、認めるわけにはいかない。

「共産党の主導的役割」を云々するかぎり、自由と民主主義についてのあらゆるおしゃべりは、その欺瞞性が暴露されるのである。

ただ正確を期すため付け加えると、藤田教授は、前衛党の指導的機能を承認するためには、「党内民主主義」の確立が鍵となるとも述べている。党内民主主義があるうとなかろうと、共産党の主導的機能を認めるべきではないが、共産党の「党内民主主義」それ自体も、決して構築する方法はない。党内民主主義の確立のためには、党指導部に対する公然の批判（他の党員にも知られるようにという意味）やその宣伝など言論の自由を完全に認め、党役員選挙を立候補の完全な自由の下で行うことが必要である。しかしそれは不可能であろう。そうだとすれば、結局、繰り返し述べてきたように、党指導部が正しく党内民主主義を指導すべきだというトートロジーから、決して抜け出すことはできないのである。

さて次は、一九八〇年の『社会主義社会論』（東京大学出版会）第四章の「社会主義と市民的自由」である。こ

ここではソ連の現実についていっそう否定的な論調になっているが、理論的には先の一九七五年論文と変わりはないようである。ただ二つだけ付け加えておこう。先ず「思想改造」、「人間改造」の問題である。社会主義諸国の憲法ではマルクス・レーニン主義を指導理念として掲げているところが多く、それが表現の自由の制約の基礎となっていると批判的に指摘している。先にみたように、一九六六年の訪中記では、中国の「思想改造」、「人間改造」路線に感動している様子が描かれていたが、本書では、毛沢東による「人間改造」路線には、否定的に言及されている（同書二〇二—二〇三頁）。

第二に、本書は、「知る権利」の問題を始めて取り上げ、社会主義諸国における上層部による情報独占と、知識人の情報飢餓状況が指摘されている（同書二〇九頁）。藤田教授自身も、社会主義諸国の多くで犯罪統計が公表されていないため直接法律学者から聞いた情報に依拠したり（同書七一頁）、管理専従者がその権限を自己の利欲のために悪用することの例を外国人の見聞記で知ったり（同書一六〇頁）、情報飢餓に苦しんでいる様子が窺える。このような「知らしむべからず」を国是としてきた秘密国家を、支持してはならない。

次に、一九八四年の藤田勇編『社会主義と自由権』（法律文化社）所収の藤田論文「ソ連における自由権思想の史的展開」を見ておこう。ここでは、ソ連の自由権の問題点も指摘されているが、むしろ居直っているような印象も受ける。そこでは、もともとマルクス主義は自由主義思想と対立することが強調されている。曰く、「自由主義と最も原則的に対立したのが科学的社会主義＝マルクス主義であることは、いうまでもない」。「ここでは、政治的自由はそれ自体として絶対的価値をもつものではなく、「政治的自由は、『なによりもまず』ブルジョアジーの利益に役立つものであって、労働者階級にとってそれが重要なのは、ブルジョアジーとの闘争を容易にするという意味において『すぎない』と把握されていた」という（同書八頁）。一般にマルクス主義者の議論は、マルクスやレーニンの思想に問題があっても、それを好意的に解釈して辻褄を合わせる傾向があるが、ここは率直である。それも

当然で、藤田教授は、マルクス主義のこのような立場を批判しているわけではなく、その立場に、次のように理解を示しているからである。「政治的自由の法律的保障ではなく、・・・資本主義的生産様式の廃絶による労働の経済的解放こそがマルクス主義者の理念であった」（同書八頁）。

この指摘は正しいし、また非常に重要である。私の学位論文「初期ソビエトにおける憲法理論の展開」（後に『ソビエト憲法理論の研究』創文社、一九八四年、にまとめた）の問題意識は、実はこの点にあったのである。マルクスは、近代市民革命は人間の政治的解放を成し遂げたが、それが労働者の経済的従属をつくりだした、社会主義は労働者を経済的に解放するのだという趣旨のことを述べている。私は「政治的解放」と「経済的解放」は矛盾していて、社会主義による「経済的解放」は、政治的従属を生みだすに違いないと考えていた。ソ連で自由が抑圧されている根拠も、そのような視点から説明できると考えたのである（私は、学位論文のどこかにそのことを書いたと記憶しているが、今探し出すことができない）。

さて、藤田論文「ソ連における自由権思想の史的展開」は、続いて次のように言う。「政治的・市民的自由の確立が当面の課題であったロシアの諸条件の下においてすら、個人の自由と権利の不可侵性を基礎として『法の支配』を説く自由主義が『労働の経済的解放』もしくは勤労者の『生存権』の確立を説く社会主義によって痛撃され、歴史的に保守・反革命として位置づけられざるをえなかった点に、当時の時代思潮の特徴的性格が見られるのであり、このこと抜きにロシア革命における自由権の運命を語ることはできない」（同書八頁）。この文章の趣旨はよく分からないが、「盗つ人猛々しい」論理のようにもみえる。当時のロシアでは政治的・市民的自由の確立が当面の課題であったにもかかわらず、「個人の自由と権利の不可侵性を基礎とした法の支配」を主張した自由主義者を、共産主義者は保守・反革命として弾圧したのであるから、共産主義者は間違っていたと批判されてしかるべきである。しかし藤田教授は、なぜかそれをロシアの特殊事情として肯定しているようである。

このような自由主義と社会主義の対抗の中で、ソ連では非常事態の論理その他によって自由権、特に精神的自由権が規制された。これらの事実については、藤田教授は淡々と記述するだけで、それへの評価は明確ではないが、ニュアンスとしては否定的に見ている点も多い。他方で、やや楽天的な見方も窺われる。一九六〇年代後半には、それまで否定されていた人権概念がソ連で復活する。それについて、「社会主義社会こそが自由と人権の全面的実現の客観的可能性を創出するという立場からするこうした人権概念の積極的位置づけは、現存の『市民の権利』体系の評価・批判基準として重要な意義を担いうるはずである」と教授は言う（同書二八頁）。ここにも「はずの論理」が見られる。確かにソ連で人権概念は復活したが、それは藤田教授の予想とは反対の役割を果たした。つまりソ連における人権概念の復活は、「人権を尊重すべきだ」という主張ではなく、「ソ連では人権が保障されている」と現状を美化し、ブルジョア的人権の欺瞞性に対して社会主義的人権の優位性を説くために利用されるのである（拙稿「ポスト社会主義社会における人権概念の受容」参照、『神戸法学雑誌』第四七巻第一号、一九九七年）。いつものことながら、ソ連の議論は極めて欺瞞的である。

藤田教授はこの論文の結びの部分で、「ソ連の自由権思想には、自国の革命体験の普遍化、もしくはそれによる思考の枠組みの硬直化傾向が認められる、といわざるをえない」（同著三三—三四頁）という。そして「世界史の前進は、ロシア革命の特殊な経験を普遍化する『責任』をソ連から免除し、したがってまた、すでに骨化した形で保守するにいたっているかの『革命的伝統』をこえる（…）課題を人びとに提示している」という（同書三四頁）。これもよく分からない記述である。自国体験の普遍化なるものは、ソ連がその人権思想を他にも押しつけようとしたという意味であるが、日本の研究者にまで押しつけようとしたのであろうか。ソ連の責任を免除するなど面倒なことを言わずとも、自分でそれを丁重にお断りすれば済むことではないか。

さて一九八五年から一九八六年にかけて、藤田教授は、『社会主義と自由』問題の史的考察（一）（二）（三）（科

学と思想」五八、六〇、六一号)を著した。一九七五年論文以降、自由の問題についてソ連を否定的に見る傾向があったが、この論文では、再びソ連の歴史を肯定する傾向が強いような印象を受ける。ペレストロイカの開始で、ソ連の現状に自信を回復したのであるうか。ロシア革命直後に始まるロシアの言論規制(武装蜂起の二日後の一九一七年一月二七日の「出版に関する布告」以後)について、教授は、「ボリシエビキの論理と政策が歴史的正当性を担っていたことを否定することはできない」という(論文一、一四頁)。教授は、「第一に念頭におくべきは、強力革命(暴力革命)のリアリズムという問題である」という。後進国ロシアで資本主義諸国の包囲の中で、社会主義革命が強力革命として遂行されたという歴史過程のリアリズムから、反対派に言論の自由を認めることは、革命の「自殺行為」(レーニン)に外ならず、「そして革命は『自殺』してはならなかった」というのである(同論文一五頁)。そして結論的に、「ロシア革命の孕んでいた世界史的内容そのもののゆえに、私はそれを肯定的にとらえる」と述べている(同論文一六頁)。

革命直後の布告で言論規制が始まったことを、藤田教授は一所懸命擁護しているのであるが、この点はそれ程心配する必要はないのではないか。教授は内心後ろめたさという気持があるからこそ、懸命に弁解しているように感じられる。私自身は、ロシア革命直後の言論規制自体を特に批判はしていない。革命的内乱の最中に反対派の言論を規制するのはありうることであり、私が当事者であってもそうするかもしれない。私が許せないのは、社会主義体制の下で言論の自由は認められるはずがないのに、認めると約束し、そして一時的規制といいながら、結局は永続化するといったごまかし・嘘・知的詐欺である。

さて先にもたように、藤田教授は、「革命は自殺してはならなかった」という理由で、言論規制を容認している。とすれば、ソ連の言論抑圧すべてが容認されることになるのではないか。既述のように、藤田教授は、一九七五年の論文「社会主義と自由の問題」や、一九八〇年の著作『社会主義社会論』では、自由に関するソ連社会の問題点

を指摘し、例えば自費出版の自由を認めるべき等の改善案を提起していた。藤田教授がそのような進歩的提案をした前提としては、ソ連社会で自由な言論を認めたとしても、反社会主義の思想が優勢になるはずがないという誤った現状認識があったからである。「約一、四六三万人の共産党員、二、八一〇万人の共産青年同盟員、約九、八〇〇万人の労働組合員、約二二四万人のソビエト代議員と二〇〇万人以上のソビエト活動への参加者等々を数える現段階において、権力的・行政的手段によらずとも、『言論には言論』、『思想には思想』の原理でイデオロギー闘争における勝利が確保されないはずはないのである」（『社会主義社会論』二〇二頁、「社会主義と自由の問題」一五五頁も同旨）というわけである。

これは大変な事実認識の誤りであり、ソ連研究の大家であるはずの教授でさえ、誤った歴史法則観に拘束されて、いかに真実を見る目を失っていたかを示すよい事例である。言論を自由化すれば、反社会主義の思想が勝利するのは明らかであった（私はソ連崩壊前からそう論じていた）が、藤田教授は、反対に、社会主義思想が敗北するはずがないと考えていたからこそ、ソ連での言論の自由化を提案できたのである。もし言論をわずかも自由化した途端、蟻の一穴によって厚い堤防が崩れるが如く、社会主義が危機に瀕することを知っていたら、あのような提案はできなかったであろう。それは社会主義を「自殺」に追い込むことになったからである。藤田教授も、「非常時」は別だ（言論規制が必要）と述べていたが、言論を自由化すれば「非常時」になるのである。ソビエト政権の指導者達はそのことをよく理解していたからこそ、「自殺」を回避するために、自費出版を許さなければかりでなく、謄写版印刷のような原始的な出版方法についてさえ神経をとがらせ、徹底的に言論を規制していたのである。社会主義建設の「リアリズム」がそこにあつた。しかしゴルバチョフは、藤田教授と同じように、事実認識を誤って蟻の一穴を許してしまい、ソ連社会主義を自殺へと導くのである。そのことを藤田教授が正しく認識していたなら、「社会主義は自殺してはならない」のであるから、ゴルバチョフの自由化・民主化政策に反対していたことであろう。

既述の論文「『社会主義と自由』問題の史的考察」の(二)、(三)では、革命直後の時期以後のソ連・東欧諸国の自由問題の展開が論じられているが、特に興味を引くものはない。結論として、三つのが指摘されている。一つは、社会主義諸国の生活の多様化のもとで、敵対的ではない利害と意思の多様な構造についての自己認識が進行しており、それは市民的権利・自由の保障ルールの確立を促すであろうといった楽観的な見通しである(論文三、一三七頁)。第二に、世界構造との関係では、軍事ブロックの対立構造が解消されれば、資本主義諸国の変革の道も開け、それが社会主義諸国と協力していけば、社会主義は「成熟した社会主義」の段階を迎えるだろうという他力本願的な社会主義改革の展望が示されている。他力本願では困るが、いずれにしても全く根拠のない楽観論である。

重要なのは、第三の共産党の指導的役割の問題である。「・・・それ(共産党)が、労働者階級の先進的役割の存続(・・・)という客観的根拠に基づいて存続するかぎりにおいて、この役割を組織的に表現すべきその指導的役割を『排除』ないし『放棄』するのは、『社会主義と自由』問題の前進的解決の道ではない」(同論文一三八頁)。これは、共産党の指導的役割が必要な間とは必要であるという同義反復である。これまで、自由についてのすべての議論は御破算である。社会主義の下で、共産党の存在は決定的であり、それとの対抗関係の中でしか、自由の道は開けない。

共産党の指導性についての言及は、一九八五年の「社会主義のもとでの改革について」にもみられる(社会主義法研究会編『社会主義における「改革」の諸相』一九八五年)。そこでは、これまで改革構想として提起されながら実現されていない改革方向として、「政治的自由とブルジョアリズムの実現」があげられている。それは、一九五六年のハンガリー事件、一九六八年のチェコスロバキアの改革運動、一九八〇年以後のポーランドの「連帯」運動などの改革構想に含まれていたという。そこには「労働者階級のヘゲモニーおよび前衛政党のリーダーシップ

を不可避のものとして承認する前提に立つてもなお、そのヘゲモニー、リーダーシップの実現形態、・・・いければ社会主義の前進という観点からみて改革方向として位置づけうる性格が担われていると考えられる」と述べられている（同書五頁）。相変わらず、回りくどい表現である。

もともと藤田教授は、この種の改革運動が共産党の指導性原則を否定していたためにそれらに懐疑的であったが、その後、共産党の指導性原則を認める立場から見ても、これらの改革運動に積極的側面を見出すことができる」と述べているわけである。ここでは、前衛政党的リーダーシップを承認するという前提の上でのことであるが、またこれら改革運動をすべて肯定するわけではないと注釈もついているが、一応ブルーラルな政治活動を容認しているようである。ヘゲモニーとリーダーシップという言葉が使われているが、政党がリーダーシップを発揮するのは当然とも言え、ソ連憲法の規定する共産党の「指導的役割」とはかなりニュアンスが違ってくる。しかし、リーダーシップという言葉でカムフラージュしても、本質が変わるわけではない。

またここでは、かつて教授が懐疑的であったブルーリズムなるものが肯定的にとらえられている。しかし東欧諸国が激動し始める一九八九年の論文では、再び奇妙な私たちでいちゃもんをつけている。当時「社会主義的な意見のブルーリズム」というスローガンがソ連で叫ばれていたが、もともと社会主義は当然ブルーリズムを含んでいるのに、なぜ「社会主義的ブルーリズム」という表現が成り立つのか、と疑問を提起しているのである（『ペレストロイカの理論的イムパクト』、『ソビエト研究所ビュレティン』五号、一九八九年、四頁）。ブルーリズムが社会主義の枠を超え始めたことに、危機感を覚えたのかも知れない。

一九八六年の『概説ソビエト法』（東京大学出版会）の自由論は、中身については特に触れるべきことはない。ただ著作の内部編成上の特徴について、一言触れたい。これは教科書的な概説書であるが、「市民の基本的権利」の章を最終章に位置づけるという独特の構成方法がとられている。その理由については、「人権ないし基本権とい

うカテゴリーが、それまで考察された法的諸形態に媒介される当該社会の社会的諸関係の総体を、この社会の成員諸個人の主体的な権利あるいはそれら諸個人の法的地位というレヴェルで、集約的に表現するカテゴリーである」からと説明されている（同書三二七頁）。基本権は総括的なカテゴリーだからと言うのであるが、言い換えると、人権は、近代国家が理念としてしているような社会・国家の構造を基礎づける主導的カテゴリーではなく、社会・国家の全体構造が決まって初めてその位置づけが定まる消極的カテゴリーだということの意味する。

近代社会の原理は、国家に先立って存在する「人」および「人権」を前提に、それを保障するために国家が創られ、各種の法が制定されるというたてまえになっている。したがって憲法書は、人権論から説き起こすことが普通である。そのような方法によって、法体系全体を論理的に展開できるし、また人権論を最初に位置づけて法体系の中心に据えることは、それだけ人権を重視する姿勢を示すことでもある。しかし唯物論的な視点からすれば、人権は幻想であり、「生まれながらの人」は存在せず、人間は「社会諸関係の総体」（マルクス）にすぎない。人権・基本権概念によって、社会主義法の全体構造を端的に表現することはできない。反対に、国家・社会の全体構造が説明された後に初めて、基本権の位置づけが決まってくるのである。端的に言えば、基本権は国家・社会の全体構造に埋め込まれたその一部、あるいはその反映にすぎないのである。社会主義の下では、必然的に人権は軽視されざるをえないから、藤田教授のような配列は、現実を反映しているのである（わが国のマルクス主義法学者の多くは、日本の法律体系書を著す場合、やはり人権論を端緒とした体系を考えるとと思うが、藤田教授は、資本主義法について記述する場合も、人権概念はイデオロギー的転倒の産物とみるであろうから、彼の社会主義法体系と同じような構成になるのであろう）。

その後ベレストロイカの時期になると、自由論についての教授の言及は減少していく。現実の世界で自由化が急激に進んでいく中で、藤田教授は完全に乗り越えられていくのである。

(1) かつて阿曾正浩氏は、ロシア革命時の出版規制について詳細な研究を行った。そして、「出版に関する布告」と「出版に関する決議」を一体として理解する藤田説と、前者から後者に変化があったとする森下説を対比し、森下説に近い理解を示している（阿曾正浩「ロシア一〇月革命における出版規制政策の展開（一）」第二章第二節、『北大法学論集』四一卷二号、一九九一年）。

(2) ペレストロイカ期のソ連の新聞に、「民主主義者の考える自由」と題した風刺漫画が掲載されたことがある。ここでは、民主主義者と思われる男が、「 $2 \times 2 \parallel 3$ 」などと書いたプラカードを威張って持ち歩いており、そばには「 $2 \times 2 \parallel 4$ 」と書いたプラカードを持った人間が遠慮がちに立っている。これは、共産主義者が、民主主義者（ブルジョア民主主義者）のいう自由は嘘をつく自由であり、われわれの自由は真実を語る自由であると主張している分かりやすい漫画である。漫画のコピーは、拙稿「ロシアにおける人権概念の受容と変容」（『比較法研究』五九号、一九九八年、一五頁）に掲載。

#### 第四節 ソ連の解体と藤田学説の破綻

ソ連崩壊前の藤田説は、既述の通り、歴史法則とソ連の現実の適合性を合理的に説明するというスタイルが基本をなしており、両者の部分的矛盾が意識されるようになってからは、ソ連の否定的現実は、社会主義の本質に起因するのではなく、ロシアの歴史的特殊性によって説明されるようになった。一九七〇年代の後半以降、ソ連の現実についての藤田教授の否定的記述は増えていく。しかし、基本的にはソ連を社会主義として肯定し、否定的記述も、体系的批判ではなく、問題の所在の指摘にすぎなかった。その否定的諸現象も、社会主義に内在する力によって改善されていくと信じていたのである。そして一九八〇年代後半になると、内在的力によるソ連の改善は困難とし、

先進資本主義諸国における社会主義的変革の前進の波及効果という他力本願的な改革を期待するようになった。しかし皮肉にも、まさにその瞬間に、他力本願ではなく、ソ連の内部から本格的な改革が始まったのである。しかもそれは、ソ連社会主義そのものの解体へと至るのである。

ソ連崩壊後は、なぜ、またいかに崩壊に至ったかを明らかにすることが、藤田教授の研究課題となった。その成果は、後述の二冊の大著に示されている。しかしその内容は、藤田教授自身にとっても、まだ未完なのではないだろうか。次の二つの点において、説明が欠如または不十分なのである。一つは、ソ連社会主義崩壊の原因とプロセスについてである。教授は、ソ連崩壊の原因として、根本的な問題点としては、所有の社会化が形式的なものに留まり、それが固定化していたこと、具体的な問題としては、社会主義体制下で「官僚ブルジョア」や「闇ブルジョア」が生まれ、計画経済体制は変質していたこと、直接的には「私有化」政策の採用によって社会主義的所有が掘り崩されたことをあげている。他方で社会主義を崩壊させた政治勢力としては、「民主ロシア」派が槍玉に上げられている。しかし、これら崩壊の経済的プロセスと政治的プロセスの相互関係はほとんど、あるいは全く説明されていない。例えば、官僚ブルジョア達が「民主ロシア派」を結成したといったことを立証しない限り、藤田説は完成しないのではないか。しかし実際には両者は無関係であるから、説明しようがないであろう。「官僚ブルジョア」などが私有化政策を推進したという事実はないし、彼らはまた、「民主ロシア」とも全く無関係であった。このように、ソ連崩壊の原因とプロセスがうまく説明されているとは言えない。

第二に、今後の社会主義の展望についてである。ソ連・東欧の社会主義崩壊後も、社会主義の前進という教授の展望に変化はない。ジグザグの振幅が変わっただけである。以前は社会主義の前進を妨げる個々の障害物の克服が課題であったが、いまやソ連の崩壊もまた大きなジグザグの一齣であり、社会主義はそれを乗り越えて「第三段階の社会主義」が前進するというのである。しかしソ連社会主義の根本的難点であり、その崩壊の原因となったと教

授の言う所有の社会化の問題を、いかにして実質的なものとして実現するかという方策について、教授は全く考察していないし、「第三段階の社会主義論」にもこの問題の考察は全く含まれていない。他方で、ソ連社会主義崩壊の原因としては教授が無視している自由・民主主義の問題が、「第三段階の社会主義論」ではその中心テーマとなっているのである。どうしてこのような齟齬が生じているのであろうか。いずれにしろ、この間、社会主義実験の踏み台となった何億、何十億という社会主義圏の民衆の痛みは省みられることはないのである。

## （二）ソ連崩壊直後

東欧社会主義崩壊後（ソ連崩壊以前）、一九九〇年の民科の「社会主義はいま」と題するシンポジウム（「社会主義はいま」、『法の科学』一八号、一九九〇年）では、藤田教授が「まとめ」の発言をしている。そして、ソ連・東欧のこの間の事態について予測できなかったのかという質問に対して、「もちろん今日のような形をとって訪れることを予測し得なかったとはいえ、・・・ユーゴのある会議における社会主義の危機をめぐる論議などを考えれば、全くなんの予測もなく突如のことというわけのことではなかった」と答えている（同書一四〇頁）。しかしユーゴの会議（一九八三年）についての藤田レポートでは、「マルクス主義の力を謳いあげることの少なかったこのユニークな会議の中で、私は、マルクス主義、社会主義が、やはり前進しつつあることを感じざるをえなかった」とあり、危機意識は弱かったのである（「ユーゴスラヴィアにおける『世界の社会主義』国際会議に参加して」、『現代と思想』五二号、一九八四年、六二七頁）。

またこの一九九〇年のシンポジウムで藤田教授は、ソ連・東欧の向かいつつある方向を、「総じて、自由主義的社会主義・社会民主主義的福祉国家が目指されているといえようが」云々と語っている（同書一四一頁）。一九九〇年の別の論文でも、ソ連の向かいつつあった方向が、「別の型の社会主義」か、または「ヨーロッパの福

社国家型の社会体制」のいずれかと予想している（ソ連はどこへ行くか」、『文化評論』一九九〇年一〇月、七五頁。「東欧における激動と社会主義」、『法と民主主義』一九九〇年三月、「時評」欄も同頁）。藤田教授は、新しい型の社会主義が生まれることを期待しつつも、そうでない場合は社会民主主義的な体制になるだろうと予想していたわけである。

しかしこれは、ある意味では、社会民主主義に対する「侮辱」ともいえる。共産主義者は、第一次大戦時の共産主義と社会民主主義の分岐以来、両者の争いの決着はついたものとして、長く社会民主主義を蔑視し、あるいは罵倒・敵対してきた。そのため社会民主主義に関する認識も大きく後れている。この間北欧諸国を中心に社会民主主義は高度の資本主義社会を築いてきたのであり、その文明の水準は高い。社会主義ソ連がぼろぼろになって崩壊し、社会民主主義になりたいと考えるとすれば、おこがましいかぎりである。ソ連のような社会主義国は、西欧資本主義の歴史と同じように、うまくいってもまず野蛮な資本主義から始めるしかないのである。私は一九九一年六月の学会報告で、ソ連の向かいつつある方向を「帝政ロシア・ソ連の伝統を引きずった権威主義的で保護主義的な資本主義社会」と述べている（森下敏男「ソ連における法制改革の現段階」、『比較法研究』五三号、一九九一年、二一六頁）。これは、かなり当たっていたのではないだろうか。

一九九一年一二月のソ連邦崩壊直後（一九九二年一月）、それに関する藤田教授の最も早い反応は、一九九二年一月の朝日新聞のインタビューに表れている（朝日新聞企画報道室編『どう見る社会主義のゆくえ』一九九二年）。ソ連が崩壊したのであるから、教授のそれまでの研究の意味が問われる深刻な事態であるはずなのであるが、教授の姿勢にあまり変化はみられない。教授の原理主義的・教条主義的側面が表れている。

そこではまず、ロシア革命の正当性と困難性に触れている。二〇世紀初頭の帝国主義と世界大戦、植民地の抑圧といった状況の中で、社会主義の方向性は歴史的リアリティをもっていたが、後進国先行の革命という制約が初め

からあったという。革命の世界的広がりなしには、社会主義は成り立っていかないほとんどの人とは思っていたとも書いてある（同書一八三頁）。それは確かにその通りであり、それを覆したのがスターリンの一国社会主義論であった。しかし以後藤田教授を含め、正統派のマルクス主義者はスターリンの一国社会主義論を支持してきたはずである。また教授は、ソ連社会主義の七四年間は大きな歴史的意思を将来ももちつづけるのであり、それが生きてくるのは二一世紀か二二世紀だろうという（同書一八五頁）。私もソ連の歴史は大きな意味があったと思うが、それは否定的教訓としてだけである。

同じインタビューで、藤田教授は、ベレストロイカが失敗した原因として、「主体」の問題を重視している。ブレジネフ時代以来共産党員は利益誘導型に変質し、改革を担うべき主体が不在になっていったというのである。「ゴルバチョフ氏が書記長を務めていた共産党の改革派そのものから、社会主義を否定する勢力が出るとは想像できなかった」という（同書一九五頁）。藤田教授は、それまで「主体」を客観的プロセスの一部とみなし、問題そのものがその解決の主体を生み出すかのように論じていた。その誤りが明らかになったのである。

教授は、社会主義の未来については次のように語る。古典的な労働・社会問題だけでなく、核兵器、環境など人類の生存にかかわる問題が大きくなっている。今後は、このような「公共の事柄を、個人を出発点としながらも、社会本位、共同本位で処理することが中心になる」とし、これが社会主義につながるという楽観的な展望を示している。一般に、ソ連崩壊後、マルクス主義者は、社会主義という言葉をあまり使わず、「公共性」、「社会性」、「共生」などの表現を愛好しているようにみえる。「公共性」を重視すれば、それが社会主義につながるのではなく、現代的な幻想を抱いているのであろうか。しかし「個人を出発点としつつ」、「公共性」を重視するというのは、現代資本主義の原理そのものでもあって、決して社会主義につながるものではない。

ただ教授は、運動の中心的担い手であるはずの労働者の運動が困難な状況にあり、特に日本では、労働者が「企

業内部に封じ込められて」おり、「企業支配の構造が日本では、とりわけ独特にしたたかにできあがっている」という（同書一八七頁）。資本主義経済は自然発生的な展開を基本としており、労働者に対しても社会主義社会のよいうに計画的・組織的に「封じ込める」ことができるわけではない。労働運動が活発でないとするれば、労働者が現状にそれなりに満足しているか、労働運動に期待していないからであろう。あるいはそれが、社会主義運動につながるかもしれないことを嫌悪しているのかもしれない。最近の日本では、労働運動が既得権益者の利己主義的運動として非難される面も多い。もう一つ、社会主義の未来像についての難問は、市場である。「社会主義経済をやっている人々の多くが市場は必然だと考えている」と教授は言う。確かにマルクス主義経済学者の多くは、既存の社会主義経済の行き詰まりの教訓として、今日では市場社会主義論者にならなっている。教授は、「商品生産が永遠の形態だというのはちよつと夢がなさすぎる。私は、人間疎外の契機をはらむ商品形態を永遠のものとは思わない」と述べている。そして「これははるかに、先の話ではある」という（同書一八九頁）。しかし商品形態の止揚はソ連で一応実現されていたし、商品形態の止揚といえれば、ソ連のような現実にならざるをえないのである。

次に、一九九二年民科法律部会での報告「二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学」（『法の科学』二〇号）を見よう。ソ連・東欧の社会主義体制の崩壊により、「社会科学もまた重大な転機をむかえている」と書き始めているが、「重大な転機」を迎えたのは、ソ連・東欧諸国を擁護してきた社会科学だけ、あるいは主としてそのような社会科学であろう。といいながらも、教授の議論の本身は、従来と本質的に変わらない。民主主義と自由の問題が中心に論じられているが、前論文同様、ここでも民主主義の社会的「主体」の欠如の問題が重視されている。私が興味を引いたのは、次の点である。

教授は言う。「ロシア十月革命の道は、自由と民主主義との、そしてそれら一般と社会主義との一種の分裂をもなっていた。社会主義が『ブルジョアの』自由・民主主義を克服するという形で」（同誌一二四頁）。マルクス・

レーニン段階の社会主義思想は、社会主義下の自由論が欠如していた（単なる手段と考えていた）という指摘は、既述のように、既に一九八四年の著作（藤田編『社会主義と自由権』）でも述べられていた（ただしその段階では、藤田教授はそれを肯定しており、必ずしもマルクス・レーニンの思想の問題点とみなしていたわけではない）。ところが、他方で教授は、「社会主義の刷新政策はなぜ社会主義の崩壊をもたらしたのか、なぜ自由と民主主義がかの国でかくも急速に社会主義の『克服』と結びつけられるのか、なぜ知識人の間にかくも広範に『転向』現象がみられるのか」と不思議がっている（二二四—二二五頁）。藤田教授のこの発言こそ、私には不思議である。ソ連社会主義は、自由・民主主義を尊重していたのに、なぜ・・・という文脈なら理解できる。しかしそうではない。教授自身が指摘してきたように、もともと社会主義思想には、社会主義下の自由・民主主義論が欠如しており、ソ連でもそれが踏みにじられていたとすれば、ソ連で自由・民主主義の要求が社会主義の克服と結びついたのは自然ではないだろうか。それとも藤田教授は、ソ連市民は自由・民主主義の欠如に納得し、満足していたと考えていたのだろうか。

また教授は、ソ連における自由と民主主義の欠如を次のように認めている。「第二次大戦後に資本主義諸国で『大衆社会』的民主主義が歴史的现实として認められるにいたる」のに対して、社会主義諸国における「民主主義の貧弱がおおいがたく露呈されるにいたる」（同書二二二頁）とか、社会主義諸国における「形式的平等や法律上の自由というものの矛盾の批判がそれらの軽視ないし無視と直結しやすかった」（同誌二二六頁）というのである。しかしこのような批判は、既述のように、まさに藤田教授にも当てはまることである。そのことの自覚が教授にあるのか否か疑わしい。

では、社会主義下の自由・民主主義をどう考えればいいのか。教授は、これまで『労働者階級の権力』、『人民権力』のもとでの労働者・人民諸個人の自由と権利の保障の問題が本格的に提起されることがなかったことを認

める（同誌一二八頁）。従来マルクス、エンゲルスの「自由の王国」論、「認識された必然としての自由」論などが、「社会主義と自由」論の古典とされてきたが、「それらは、社会主義づくりの道の長期にわたる過程での自由問題の解決ではなかった」と教授は言う（同誌一二七―一二八頁）。つまり最終的にはマルクス主義の古典理論でありとしても（市民的自由や人権の止揚すなわち廃止）、それに至る過程では、自由と民主主義の尊重が必要だという意味のようである。となると、結局またポリシエビキの最大限綱領と最小限綱領の二枚舌の關係と同じになる。ポリシエビキは当面の課題（最小限綱領）では「無制限の自由」を掲げながら、社会主義の最終目的においては、市民的自由を否定したのであった。社会主義下での自由と民主主義についての構想は、すべてそうならざるをえないのである。

社会主義下の自由・民主主義について考える場合、藤田教授は、マルクス主義によって批判されてきたブルードンの契約原理にもとづく連帯の原理、バクーニンの自主管理的共同体の原理、ラサールの自由の実現における国家の役割論、ベルンシュタインの自由主義の継承者としての社会主義論なども考慮に入れるべきだという（同誌一二八頁）。ソ連崩壊の少し前に、藤田教授は、論文「フランス人権宣言と社会主義思想」（講座・革命と法、第二巻、フランス人権宣言と社会主義）日本評論社、一九八九年）のなかで、これら思想家（ブルードンなど）を取り上げているが、ここではマルクスに依拠してこれら思想家を既に克服すみと批判しているだけである。ソ連の崩壊によって、この点でも教授の見解は急速に変わったようである。

しかしいずれにしろこの問題は、理論や思想によって解決されるものではない。藤田教授が指摘するように、マルクス、レーニンには社会主義下の自由論がない。それは彼らが間違っていたからではなく、社会主義下で自由・民主主義が止揚（廃止）されると考えていたからである。その場合でも、社会主義の完成に至る過渡期においては、別の考慮が必要であったはずであるが、マルクスやレーニンにとっては、それはあまり重要な問題とはみなされて

いなかったであろう。この点は藤田教授も、同じだったはずである。彼らにとつては、社会主義の最大の課題は「搾取からの自由」（私有の廃止と同義）の実現であり、それさえ実現できれば、労働者にとつて市民的自由の欠如は、たいした問題ではないと考えていたのである。

次に同じく一九九二年の「八月政変の歴史的文脈」（『ソビエト研究』七号、一九九二年）を見よう。<sup>①</sup>この論文の主要なテーマは、社会主義下で脱社会主義の土壌が徐々に形成されていたということであり、ペレストロイカの過程でその勢力が社会主義を転覆させたという認識である。この脱社会主義の土壌については、ペレストロイカ期の論文ですでに指摘されていた（もちろん当時はまだ「脱社会主義」という言葉は用いられていない）。例えば、一九八八年の「ペレストロイカ考」（『前衛』一九八八年二月）では、スターリン批判後の改革により、政治的緊張が解除され、ある程度生活水準も向上し、「物的刺激」システムが採用され、それによって勤労者の意識・欲求の多様化が進んだという。そこから利益追求の小道に流れ込んで「私民」化する傾向や、それに対応して官僚機構は利益配分的支配集団化する傾向が出てきたというのである。ペレストロイカは、こうした腐敗現象をも対象にしなければならぬという文脈で語られている（同誌二二二頁）。

その後一九八九年の「ペレストロイカの理論的イムパクト」（『ソビエト研究所ビュレティン』第五号）では、一九六〇年代の後半から一九八〇年代前半にかけて、独特の社会・政治構造が生まれていたことについて、その析出を怠っていたと反省の弁を述べている（同誌三頁）。同じような指摘は、「社会主義史におけるペレストロイカ」（『法律時報』一九九〇年二月八頁）、『どう見る社会主義のゆくえ』（朝日新聞企画報道室編、一九九二年、一九二頁）、  
 「二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学」（『法の科学』二〇号、一九九二年、一二三頁）、にもみられる。このような問題は、西欧諸国のソ連研究者によつては、早くから第二経済の問題、「コネの支配」、「パトロンの庇護・忠誠関係」、ネポティズムの問題として議論されていたものである。しかしマルクス主義者は、そのような視点を

無視し、冷笑していた。この点でも、反共主義的なソ連研究者の方が、マルクス主義者よりも、真理に近かったことにはなるのではないだろうか。ただ両者には共通点もある。反共主義者や藤田教授は、完璧な計画経済体制の存在を前提にしているからこそ、その攪乱要因を誇大視するのであるが、私自身は、第二経済、第二政治は市場・貨幣の機能しない社会主義下では不可避であり、それは単なる攪乱要因ではなく、計画経済の潤滑油であったと考えている。それは、私が「社会主義固有の矛盾」と呼ぶものの一つであるが、しかし社会主義崩壊の原因としては、それ程過大視することはできない。

藤田教授の一九九二年の論文「八月政変の歴史的文脈」は、この問題をさらに詳しく論じている。一九六〇年代以降の利害動機刺激型の経済成長路線によって、個別的・集团的利害に誘導される行動様式が体制内部に浸透していき、市民は「私民」化し、官僚層は脱国家領域を拡大していったという。そして以前から存在した闇資本がペレストロイカ期に急成長し、こうして生まれた「官僚ブルジョア」と「成り上がりブルジョア」が実業界を作り上げ、社会主義を崩壊させたというのである（同論文六四―六五頁）。ここで主として念頭におかれているのは、ペレストロイカの初期に、「停滞・腐敗」の時期として批判の俎上に載せられたブレジネフ時代である。ソ連のペレストロイカ運動は、その後時代を遡ってスターリン時代の一九三〇年代体制を批判的とする。しかし藤田教授による「脱社会主義」の要因の批判は、ここではブレジネフ時代に留まっている。前にも論じたように、藤田教授は、スターリン時代の問題性よりも、スターリン批判以後に生じた社会主義圏の混乱の方をより問題視していたが、ここでも同じ傾向が窺えるのである。

これらを見ると、脱社会主義の勢力は、スターリン批判以後の改革によってその土壌が形成されたことになる。ということは、スターリン時代は社会主義としてしっかりしていたということにならないであろうか。確かにスターリン時代には、国家的利益の熱狂的な追求を強制され、私的利益の追求を優先する「私民」も、自分の縄張

り内での利益を相互に交換する官僚ブルジョアも少なかったであろう。自説がスターリン弁護論になりかねないことに、藤田教授も気づいたのであろうか。この論文「八月政変の歴史的文脈」では、脱社会主義の要因がスターリン時代にもすでに潜在し、それがブレジネフ時代に屈折しつつ顕在化したとも述べている。しかしその説明は苦しく、詳しい展開はない。

藤田教授は、このような脱社会主義の要素が存在することを、ペレストロイカ指導部が分析できていたら、別の戦略を立てられたはずだと残念がる（『どう見る社会主義のゆくえ』一九二—一九三頁、「八月政変の歴史的文脈」七〇—七一頁）。しかし分析ができていなかったのは、藤田教授も全く同じだった。そもそも、脱社会主義の要因を分析しなくても、自由化・民主化が進めば、社会主義が崩壊するのは当然であった。一部の特権層や頑固な教条主義者を除けば、多くのソ連人は、表面的には体制への忠実を装っていても、潜在的には脱社会主義志向であったからである。

その他「八月政変の歴史的文脈」論文で、気になるところは、次の点である。ソ連の崩壊を促進することになった一九九一年八月のクーデター未遂事件について、なぜ事件が起きたのか不可解で、「裏の仕掛け人」がいるのではないかといったことが示唆されている（同論文六六—六七頁）。また民衆は、「むろん『民主ロシア派』の権力や政策に対しては幻想をもつことはなかったが、しかし、その脱社会主義志向、脱連邦志向に抵抗するわけではなかった」ともいう（同論文六七頁）。民衆が民主ロシア派に幻想をもたなかったと主観的に断定するのは、何か証拠があるのだろうか。民主ロシア派は民衆の支持を得て勝利するのであるから、幻想でないとすれば、正しい認識だったということになる。教授の立場からすれば、幻想を抱いたために後で裏切られた、とでも言った方がいいのではないか。「幻想をもたなかった」というような主観的な願望が、自然に客観主義的に語られるところに、教授の判断の先験的ドグマに支配された政治的な歪みを感じる。

次に、『歴史評論』一九九二年一〇月号は、「ソビエト社会主義とは何であったか」という藤田教授へのインタビューの内容を掲載している。いろいろ興味深い論点があるが、まず民主主義論からみよう。前にも紹介した点であるが、藤田教授は、民主主義には内容・社会的担い手と手続の二つの面があり、ソ連では手続を軽視していたが、この点で「ソビエト社会主義の最大の教訓であるといっても過言ではありません」と述べている(同誌五六頁)。この点は、ソ連だけの問題ではない。藤田教授をはじめ、マルクス主義者は、一般に、民主主義の内容(労働者階級の意味の実現)なるものを重視し、他方で形式民主主義、手続民主主義は、カウツキー的な純粹民主主義として無視し、批判・罵倒してきたのである。

インタビューは、ブルジョア民主主義は邪で、プロレタリア民主主義は正という排他的な二者択一論は、間違っていたのではないかと質問している。それに対する藤田教授の答えには、問題がある。かつては「普通選挙制さえ実現されれば、国民の多数を占める労働者階級あるいは勤労者の政府が実現するに違いない、というふうに考えられていた。ところが、普通選挙制が実現する段階では、労働者階級が選挙権を行使しても、もはや簡単には権力をとれないような構造に社会そのものが転換していた。そういう社会の段階では、民主主義的な権利なり自由権が、実体的にはだれによって担われているのか(ブルジョア階級と言いたいのであろう)、あるいは事実上排除されているのはだれなのか(労働者階級と言いたいのであろう)、という問題観が出てくる。ここで、民主主義の形式と内容との分裂が意識される」(同誌四三頁)。このような現実から、先のような二分法が出てきたという趣旨のようである。しかしマルクスは制度論的二分法ではなく、「ブルジョアの権利」は消滅するのであって、「プロレタリアの権利」におきかえられるのではない、と藤田教授は変化球的に答えている。二分法を明確には否定していないといつてよい。

これを読むと、なぜマルクス主義者が形式的・手続的民主主義を軽視してきたかがよく理解できる。手続民主

義を尊重して普通選挙を行っても、労働者階級は勝利できないような構造ができあがっているからと云うのである。しかしこれは、社会主義思想は、あるいは共産党は、国民多数の支持を獲得できないということを目にしたようなものである。実際には、普通選挙制の下で労働者政党が権力を握る可能性が生まれ、北欧・西欧諸国では、その実例は多い。しかし共産主義者は、「あんなのは労働者の政党ではない」と一笑に付すのであろう。自らのみを唯一の労働者階級の前衛党とみなすそのような傲慢で独善的な態度が、共産党が普通選挙下で勝てない理由の一つでもあるが。彼らは、労働者階級を基盤とする政党であっても、気に入らないものは労働者政党とは認めないのである。これは、ソ連の論理と同じである。

さらに先のような藤田説（普通選挙下で労働者階級は権力を獲得できないという説）は、暴力革命容認論につながっていく論理である。スターリン批判以後、西欧諸国の共産党は、暴力革命を放棄し、平和革命路線をとってきた。その理由は、十月革命時のロシアとは異なり、普通選挙を通して、労働者階級を代表する党が平和的に権力を握ることが可能になったからである、と説明されてきた。しかし藤田説によれば、普通選挙制が実現した段階で、既に、労働者階級がそれを通して権力を握ることは困難になっていったという。むしろ困難な状況になったからこそ、支配階級は普通選挙制を容認したと言いたいのもかもしれない。しかしそうだとすると、社会主義を実現するためには暴力革命しかないことになり、従来の共産主義者の理屈からすれば、暴力革命は正当化されることになる。藤田教授はそれでいいのであろうか。

共産党の指導性の問題も重要である。ソ連崩壊後、藤田教授のブルジョア民主主義批判、ブルジョアの自由批判も曖昧化し、マルクス主義・レーニン主義特有の理論が希薄化し、妥協的な姿勢がみられる（と言っても、それはあくまでも過渡期的な戦術的配慮にすぎないが）なかで、前衛党の問題は、なお教授が固執している社会主義の原則のように思われる。インタビューが言う。「ぼくは、先生の『社会主義と自由』問題の史的考察」と題する示

峻に富んだ長大な論文の一番最後のところで、『その（共産党の）指導的役割を「排除」ないし「放棄」するのは、「社会主義と自由」問題の前進的解決の道ではない』と断言されていることに感動すると同時に、若干の疑問も禁じ得なかったのです」（同誌五三頁）。藤田教授の答えは曖昧でよく分からない。教授自身、「あなたの質問に正面から答えるのは容易ではない」（同誌五三頁）と認める。レーニン主義者としては当然であるが、未だ前衛党論を棄てきれないのであろう。そして、だれが政治権力を握るか、だれがヘゲモニーを握り、リーダーシップを発揮するかが重要で、党の問題は、「つきつめていけばリーダーシップ論であるというのが、ぼくの意見です」とかわしている（同誌五四頁）。リーダーシップという言葉で曖昧化しているが、欧米政治学のリーダーシップ論と前衛党の指導性原則は全く異なる次元のものである<sup>2</sup>。

ハイエクに倣って、社会現象の発生プロセスを「生成」と「設計」に分けるとすれば、近代市民革命は「生成」によって生じたものである。封建社会の構造が崩れ、近代的な市民が生まれることによって、市民革命は自然成長的に発生した。それは、前衛党が「設計」したわけではない。かつては社会主義革命も、資本主義社会の胎内で自然成長的に育まれていくという説があつた。国家独占資本主義における国家の役割の増大は、既に一種の社会主義的諸関係の生成を意味するという見方である（佐藤昇『しのびよる社会主義』、光文社、一九六五年）。しかしそれは誤っており、社会主義は、組織政党が意識的に「設計」しないかぎり、資本主義の胎内に社会主義の萌芽が生まれることも、また人民が自然成長的に社会主義の実現に向けて行動を起こすこともありえない。レーニンが強調したように、目覚めた職業的革命家が前衛党を結成し、後れた人民大衆を指導しないかぎり、社会主義の意識性が人民の中に育つことはない。したがって共産主義者は、前衛党論（共産党の指導性原則）をどうしても放棄することができないのである。そしてそれは、人民主権の原理、民主主義の原則と根本的に矛盾するのである。

ソルジェニーツィンをめぐる話も興味深い。インタビューが次のように語っている。改めてソルジェニーツィ

ソンの『クレムリンへの手紙』（二九七四年）などを読んで慄然としたものである。「ぼくなどはことさらソビエトを信奉してきたわけではありませんが、翻訳出版されたときの感想は半信半疑でした。<sup>33</sup>しかし、今読み返してみると、一〇〇%真実なんだという感じが非常に強くなります。そのひとつ『嘘によらず生きよ』では、ソビエト社会は嘘によって固められた社会で、・・・大小さまざまな嘘が累積していると悲痛に告発しています」。それに対して藤田教授は、目的のためには嘘も許されるという発想があつて、その目的が抽象的であるほど嘘が増してくる、目的自体も嘘であることが多くなり、嘘が加重されてくる、「そういう意味では、「ソ連は」きわめて問題的な社会となっていたことは確かです」と答えている（同誌四八頁）。このような嘘だらけの社会を、社会主義とみなしてきたわけである。

藤田教授によれば、マルクス主義思想は、それぞれの国の歴史的背景を反映した特徴があるが、「ソ連の場合には、ソ連版だという自覚が全然ない。いつも普遍的なものとして押し付けてくる」という（同誌五一頁）。前にも似たような発言があつたが、これは不思議な発言である。日本共産党がしばしばそのような主張をしてきたことについては、前に述べた。私はソ連研究をしていますが、ソ連版を押し付けられたことはない。藤田教授は、押し付けられるような特別の関係にあつたのであろうか。仮に押し付けようとしても、拒否すればいいだけの話ではないか。拒否しても、日本は民主国家であるから、秘密警察に弾圧されることもないのである。なお一九九一年八月クーデターの「仕掛け人」の話は、ここでもなお言及されている（同誌四七頁）。

(一) 既述のように、藤田教授は、ソ連崩壊後、ソ連の否定的現象について、以前からよく知られていたことであるかの如く語ることが時々ある。この論文でも、「『一般市民』についてはその『私民』化するわち脱政治化が進行し、アプセンティズム〔無断欠勤〕が広がっていたのがこの時期の特徴としてしばしば語られるが、かなりよく知られていることな

ので説明は省く」という一節がある（『八月政変の歴史的文脈』（『ソビエト研究』七号、一九九二年、六二頁）。しかしソ連体制が揺らぐより前の段階で教授がこのようなことを書いたことはないし、したがって教授の読者の多くにとって、初耳なのではないだろうか。教授以外からそのようなことを聞いたことがあっても、反共主義者がまたデマ宣伝をしていると思っていた人も多かつたかもしれない。彼らは、なぜこれまでこのような事実を事実として教えてくれなかったのかと、不満を言うかもしれない。

(2) 以後藤田教授は、「前衛党の主導性」という表現は使わないようで、共産党のリーダーシップという表現をしている。しかし、かつての「労働者階級を向目的階級たらしめるところのこの階級の先進部分の結集体（前衛党）の主導的機能を認めないわけにはいかない」という主張（『社会主義と自由の問題』、『科学と思想』第一五号、一九七五年、五七—五八頁）を撤回したわけではない。共産党は、真理に基づいた唯一正しい政党であるがゆえに、無知蒙昧な大衆を善導する資格と義務があるわけである。前にも引用したが、かつて日本共産党の宮本議長は、一九九〇年の論文で、複数前衛党論に関連して次のように論じている。「……認識論の立場からみても真理は一つなのです。よく論ずれば、よく認識すれば、一定の真実に接近できるといふ立場です。同じ方向なら分裂する必要はないといふところから、私どもは認識論上も複数前衛党論というものはとらないんです。それは哲学的にも論理的にも矛盾しているからです」（宮本顕治「ソ連、東欧の事態について」、『前衛』一九九〇年六月、四一—四二頁）。真理が一つである以上、真理に基づく正しい政党も一つだけであり、共産党は唯一絶対ということになるのである。

(3) ここで、ソルジェニーツインの記述に「半信半疑だった」という言葉が、興味を惹く。かつては、ソ連批判に対するこの種の反応は多かつた。以前私のゼミで、ある学生が、ソ連について書かれたアメリカ雑誌の論文を紹介したことがある（私がテーマを設定したわけではない）。それは比較的穏やかにソ連を批判したものであったが、それでもその学生は気になったのであろうか、「ソ連と対立している」アメリカの雑誌ですから、どこまで本当か分かりませんが」と、

遠慮がちに付け加えていた。私は「ソ連のことはいくら悪く言っても言いすぎになることはないから、心配しなくてもいいよ」と言ったものである。一方で誤った過剰なソ連批判があったことは事実であるが、他方で良心派、進歩派は、多少ともソ連に幻想を抱き、あるいは抱いていない人でさえ、ソ連批判をためらう傾向があったのである。そのあたりの知識人の意識状況については、本稿の最初の方でも、「罪の意識」に関連して述べた。

別分野の文献であるが、板坂耀子『平家物語』（中公新書、二〇〇五年）は、この問題を一般化して次のように言う。物語というものは、悪が滅び正義が勝ったところで終わればいいのだが、後日談が続くと悲しいことが多いという。平家が滅び源氏が勝った後、今度は義経が追討されるのだが、社会主義の歴史にも似た点があるという。同氏は、ソルジェニーツインその他のソ連批判の文学の中で、弾圧で滅びていく知識人たちが、「なぜファシズムやツァーリズムとは果敢に戦えるのに、社会主義国家だと、その矛盾や弾圧に対して怒りを燃やして対決できないのか」と嘆くという例をあげている（一二二頁）。そして、犠牲を払いながら悪と戦ってきた人達は、新体制を守りたいという思いが強く、それが悪と非妥協的に戦ってきた人達の目を曇らせ、舌を鈍らせるのだと述べている。これは、社会主義思想・体制の特殊性を捨象して一般化しすぎているが、間違っていない。また、かつて、南ベトナムでアメリカやサイゴン政府と闘っていた知識人たちが、「もし自分達が勝利してベトナムが統一されたら、今後は社会主義政権のもとで、我々知識人は今よりもっと厳しく弾圧されるでしょう」と語っていたことをとりあげ、新体制のもとでも闘いが必要であることを自覚する人が多ければ、新体制の変質や腐敗はくい止められるのではないかと語っている（二二二―二二四頁）。このことが重要である。私が常々言うように、社会主義下では、自由と民主主義が抑圧されるという法則性を、社会主義者達自身が深刻に認識すれば、多少ともまともな社会主義は実現できる可能性がある。

## (二) ソ連研究の再出発

ソ連崩壊後藤田教授は、新たな視点から社会主義思想・運動・体制の再検討を行う。それは後の二つの大著として結実する。教授の社会主義の基本思想に変化はないように思うが、ソ連の事実認識や評価については、かなり大きな変化がみられる。ここではまず、その内容を概説したとも言える次の二つの論文を取り上げる。「社会主義研究の新たな視点と課題（上・下）」（『経済』一九九六年五月、六月）と、二〇〇一年の「二〇世紀の社会主義と二一世紀への展望」（『経済』二〇〇一年一月）である。後者は一九九九年著作の後の論文であるが、便宜的にここで取り上げる。ここでは社会主義の崩壊の原因と、今後の展望について論じられている。ソ連・東欧社会主義の問題点（その崩壊の原因）は、所有制度や経済構造の問題と、自由・民主主義の問題の両面がある。藤田教授はその両面を重視しているが、両者の取り上げ方にねじれ現象が見られる。崩壊の根柢としては所有・経済問題を取り上げながら（所有の社会化が形式的なものに留まり、それも歪んだものとなっていた）、今後の展望については、自由・民主主義の視点から論じるといふようになっていいる。まず前者からみていこう。

藤田教授は、ソ連社会主義が崩壊した原因を、主として、経済・社会構造の側面から説明しており、私が決定的と思う自由と民主主義の抑圧の問題は、社会主義崩壊の原因論としては取り上げていないようにみえる。ソ連経済が行き詰まった理由として、一九八八年の論文では、スターリン時代の「第二次的形成物」（異常な抑圧体制）が一九五〇年代後半以降取り除かれていき、物質的・文化的生活水準の向上と、商品・貨幣関係のある程度が広がりと物的刺激システムの推進の過程で、新しい社会発展の軌道（それが何であるか説明はないし、説明不可能である）が造られなかったため、勤労者Ⅱ市民が利益追求の小路に流れ込んで「私民化」する傾向が現れ、他方で官僚機構は利益配分的支配集団化したという説明が、既に現れていた（「ペレストロイカ考」、『前衛』一九八八年二月、二二二頁）。命令的・行政的管理体制と呼ばれていたソ連経済の内部で、社会主義を空洞化させるような私的利益

追求志向が生まれていたというのである。

ペレストロイカ過程の経済改革においても、藤田教授は、それが労働者・勤労者またはその集団を自立化させ、「自己」利益追求型の意識が培養されることも避けがたい」と問題の困難性を指摘していた（同論文二二八頁）。ソ連崩壊後は、このような内部で膨れあがっていた私的利益追求志向が、ソ連社会主義崩壊の要因として、繰り返して説明されることになる。例えば一九九二年の「八月政変の歴史的文脈」（『ソビエト研究』七号、一九九二年）は、専らこの点を論じたものといってもよい。その内容は前項で紹介したように、ポスト・スターリン時代の経済改革などによって生まれていた「官僚ブルジョア」と「成上がりブルジョア」が、ペレストロイカ期に急成長し、それがペレストロイカ路線の変質を支えたというものである（同論文六五頁）。これらは脱スターリン化過程で進行了た脱集権化と、多少とも自由な個人的領域の生成が、資本主義への転換の土壌となったという考え方のようにみえる。しかしそうだとすれば、社会主義には集権的なスターリン体制の方が適しているとも言え、脱集権化などの経済改革は否定されることになってしまう。これでは都合が悪いであろう。

そこで藤田教授の後の論文では、むしろスターリン時代に脱社会主義の契機があるかのような議論（それは既述の「八月政変の歴史的文脈」論文でも断片的に登場していた）もみられる。一九九六年六月の『経済』誌論文では、次のように語られている。「『スターリン体制』という極度に集権的なシステムが、しかもそれが非常に無理なかたちでできてきた結果として、そのシステムのなかに個別的・私的な利害追求のモチーフによって動く取り引き関係が形成されていきました。・・・集権的なシステムのなかのそれぞれの地位にある人間の、その地位そのものが利権になります。地位ないしは権限が私有財産化して、おたがいに私有財産を交換しながら利益をはかっていくのです。これと同じではありませんが、集権的な計画経済のなかでカバードできない部分が闇の経済として形成されていて、闇の権力とノメンクラトゥラの私有財産とが結びついていくという過程が進行しました。これは厳格な『スター

リン体制』の内部崩壊です。『ブレジネフ的』現象といえるのかも知れません」（『社会主義研究の新たな視点と課題（上）』、『経済』一九九六年五月、四〇頁）。

この文章の前半と後半の関係は分かりにくいですが、ともかくここでは、スターリン時代に形成された私的利益追求の契機と、ブレジネフ時代に生まれた閥資本とノメンクラトゥーラの私有財産の結合という社会主義経済空洞化の二層の原因が示されている。ブレジネフ時代はネオスターリン主義とも呼ばれていたが、いずれにしる、経済的刺激・市場原理の部分的導入などよりも、逆に集権システムが、私的利益追求のシステムとメンタリティーを生み出したという説明に力点がおかれているように見える。しかしこの説明は苦しいし、教授も十分な説明をしていない。それまでの教授の説明のように、スターリン時代ではなく、その後の経済改革によって私的な利害追求が始まった（結局それが社会主義を崩壊させた）という方が分かりやすい。しかし、それでは、スターリン体制を正当化することにもなりかねない。そのため、このような分かりにくい説明になったのであろうか。とはいえ、この論文でも、「私は、ソ連の崩壊は、それなりの根拠があつて、六〇年代から始まっていたと思ひ、その研究にも着手しています」と書かれているし（同論文三六頁）、その後の著作（後述）では、ソ連崩壊のルーツは、主として一九六〇年代（脱スターリン化時代）に求められている。

一九九八年の藤田論文「所有制改革と体制転換」（藤田勇・杉浦一孝編『体制転換期ロシアの法改革』法律文化社、一九九八年）では、その点がかかなり明確になる。私的所有制主導構造への転換の前提となる事情について、教授は次のように言う。「第一に考慮すべきは、六〇年代以降に試行された利害動機刺激型の経済政策と結びついて、いわゆる『官僚的市場』関係の複雑なシステムが、独特の『慣習法』を生みだしつつ展開してきたことである。これを行政的経済計画そのものの一種の不合理性の産物としてみる場合には、その起源はもつと古いことになるが、いずれにしても、スターリン時代の指令的経済管理構造とは異なる、官僚機構内部の縦横の『取引』関係によつ

て支えられた国家管理形態が形成されていた」（同書一二三頁）。ここでは明確に、スターリン時代とは異なる構造が、社会主義崩壊の前提状況とされている。ただしここでも、「もつと古い起源」にもかすかに触れられているが。

結局のところ、社会主義経済は、スターリン主義的な集権体制であれ、あるいはそれを改革する市場的要素の導入であれ、いずれも私的利益追求のメンタリティーと、それに対応した社会主義経済からの逸脱現象を、つまり資本主義的要素を生み出していくことを藤田説は説明したことになるのではないだろうか。とすれば、そもそも人間は生まれながらにして私利私欲を追求するようにできているという新自由主義の経済学説・社会学説の前提にある人間観や、それに呼応するかな利己的遺伝子説などの生物学理論は正しいということになるのではないだろうか。もちろん私自身は、そう思っているわけではない（利己的遺伝子説の方は正しいのだろうと思う）。人間は利己的であると同時に社会的でもあり、どちらか一方で一元的に説明できるはずがない。

現代社会にみられるような利己的人間像は、市場の自由な競争社会が生み出したに違いないが、かといって生物としての人間は、もともと自己保存の本能をもっているはずであらうから、利己的要素もたないはずはないだろう。利己的要素を完全に人間から取り除くことは不可能であるし、またそうすべきでもなからう。しかしそれを根本的に取り除かないかぎり、社会主義（正確には共産主義）は成立しないのではないか。藤田教授が、ペレストロイカ末期から、既述のように、それまで軽視していた社会主義建設の「主体」の問題（かつて藤田教授が感銘を受けていたと思われる中国の「人間改造」路線を想起する）を重視するようになったのは、そのためかもしれない。

ところで、藤田教授は、社会構成体としての社会主義を資本主義から区分する基準としては、「所有の社会化」をあげていた。そして従来は、形式的な社会化であっても、それは決定的な基準になるとして、ソ連を社会主義社会と規定してきたのである。しかし二〇〇一年の論文では、次のように言う。「工業・農業の生産手段の社会化形態が支配的であるかぎりでは、この体制は、『資本主義志向』型ではなく、『社会主義志向』型の一変種に属する」。

しかしそれは、「自由な生産者達の共同的労働・領有関係、すなわち『実質的社会化』の形成とはほど遠い」。そして「『形式的社会化』段階は、『実質的社会化』への前進を阻み、あるいはこれに逆行する要素の随伴を免れず、これが長期にわたって持続する場合には、『資本主義志向』型への逆転も可能である」（二〇世紀の社会主義と二一世紀への展望）、『経済』二〇〇一年一月、二二頁）。所有制度の社会化が形式面に留まり、実質化を阻止するよう必要因が長期間持続したことが、資本主義への逆転の理由とされているのである。

このような説明と、先の私的利害追求の精神や利益配分型の経済・社会・政治の構造の生成が社会主義を崩壊させたという主張は、関連があるのか、それともないのか。藤田教授は直接関連づけて説明しているわけではないが、おそらく同じことを別の角度からみたものと言えるであろう。いずれにしろ、なぜソ連では所有の社会化が実質化できなかったのか、どうすれば実質化が可能なのかといった問題には、全く触れていない。これは分業の止揚の問題であるから、私見によれば、もともと不可能なユートピア（ディストピア）であり、解決策などあるはずがないのである。いずれにしろ、ソ連崩壊の原因が所有問題にあったとすれば、教授の言う第三段階の社会主義論（後述）は、この所有問題をどのようにして解決するかという点から説き起こしていかなければならないはずである。しかし、実際にはそうなっておらず、第三段階の社会主義論の基礎におかれているのは、自由と民主主義の問題なのである。

そこでこの時期の藤田教授による自由・民主主義論を取り上げよう。私は、ソ連社会主義が崩壊した最大の理由は、自由と民主主義の問題にあったと思う。藤田教授も、ソ連史の再検討に際して、「『自由・平等』論の問題が、旧『社会主義体制』の問題の核心部分をなしている」と認めている（『社会主義研究の新たな視点と課題（上）』、『経済』一九九六年五月、四一頁）。そして教授は、ソ連社会主義が自由・民主主義の問題で躓いたという認識から、社会主義の歴史を振り返り、自由・民主主義を内包した社会主義の第三段階論に辿り着いたのである。ところが、

ソ連社会主義崩壊の原因論（それは所有論の視点から論じられている）としては、なぜか自由・民主主義の問題は取り上げられていない。ペレストロイカで自由化・民主化を推し進めたにもかかわらず、社会主義の再生はできなかったからかもしれない。しかしそうだとすると、教授の説く第三段階の社会主義論は、これまでの改革の試みと同じように、初めから失敗を運命づけられているのではないだろうか。藤田教授がこの問題を提起したのは、ソ連・東欧の社会主義が崩壊して意気消沈している社会主義陣営を鼓舞激励し、社会主義運動の後退を阻止したいという思いがあったためかもしれない。

さて藤田教授の三段階論によれば、社会主義史の第一段階（フランス革命から一八七〇年代）では、近代市民革命の掲げた自由・平等が完全には実現されず、その実現を目指して社会主義の思想と運動が生まれるが、それは現実社会内で政治的自由・平等を求める運動としての社会主義と、現実社会ではその実現は不可能とし、新しい社会（社会的自由・平等の社会）を求める思想・運動としての社会主義に分岐していったという。

第二段階は、一八八〇年代頃からソ連・東欧社会主義の崩壊までである。この期にはマルクス主義が社会主義思想の中心となり、第一期に分裂していた二つの傾向（単純化して言えば、政治的自由志向と社会的自由志向）が統一される。ただしマルクスにおいては、政治的自由は社会的自由を獲得するための手段であって、獲得した後の政治的自由のあり方については、考慮の外にあった。マルクスの後、レーニン路線と第二インターナショナルの間に対立が生じる。第二インターナショナルは、権力獲得後の自由についても積極的に語り、自由主義・民主主義と社会主義の連続性を強調した。しかしそれはやがて体制内化し、祖国防衛主義の立場から第一次大戦に賛成していく。藤田教授は、それまで批判一辺倒であったこの第二インターナショナルの思想からも学ぶべきものがあると述べている。他方でレーニンの指導するロシア革命においては、「最大限綱領（社会的な自由・平等の実現）」は『目的』で、最小限綱領の政治的自由・平等はそれに達する『手段』だとみられましたので、『目的』が実現されれば『手

『段』は変わって「いくことになったという（『社会主義研究の新たな視点と課題（下）』、『経済』一九九六年六月、一一五—一一六頁）。こうしてソ連においては、政治的な自由・平等は軽視されていくことになる。

このような現実の社会主義の問題点を教訓として、これから始まる第三段階の社会主義は、再び政治的な自由・平等を重視する社会主義である。それは一九三〇年代の人民戦線運動、第二次大戦後の東欧諸国の人民民主主義、一九六八年のチェコスロバキアの改革運動、先進資本主義諸国共産党の「社会主義への民主主義的な道」路線などにその萌芽が表れていたという。「社会主義史の新しい第三の段階への移行過程がソ連等の『現存社会主義』崩壊前にすでに始まっており、一九八九—一九九一年の事態はこの移行を最終的に確認するものとなった、と筆者は考えている」という（『二〇世紀の社会主義と二一世紀への展望』、『経済』二〇〇二年一月、二七—二八頁）。藤田教授の従来の社会主義論もまた、第二段階であったことが、最終的に確認されたわけである。超楽観的な見方ではあるが、社会主義運動が生き延びていくためには、そう言うしかないであろう。しかし、社会主義下でも自由と民主主義を保障しますと約束しても、言葉だけでは何にもならない。それを社会主義の体制内部に構造化する方法を示さなければならぬ。しかし藤田教授はそれについて触れていないし、やはりそれは不可能なのである。

二〇〇一年のこの論文の最後で、藤田教授は、「・・・世界秩序の民主主義的変革にとって二一世紀初頭の時期のたたかいはきわめて重要な意味をもつであろう。その帰趨は少なくとも人類にとつての二一世紀前半の明暗を決するものとなりうるであろう」と述べている（同論文二八頁）。恒例の「いまこそ」論である。著者が分からなければ、また当時であれば、これはアメリカのネオコンの「世界の民主化論」の話かと誤解する人もいたかも知れない。ともかく、二一世紀初頭の時期といえは、二〇一〇年頃までかと思うが、二〇〇八年に世界的な経済危機が訪れたにもかかわらず、それによつて藤田教授のいう民主主義的変革運動が拡大している兆候はない。第三段階の社会主義運動は、最初から躓いているようである。

（三）『自由・平等と社会主義』（一九九九年）

一九九九年、藤田教授は、ソ連崩壊後の状況を踏まえ、社会主義史を再検討した結果を『自由・平等と社会主義』と言う大著に結実させた（以下「一九九九年著作」と略称することがある）。これは後の『自由・民主主義と社会主義』（二〇〇七年）と連続する著作であるが、その間八年経過しており、一定の変化もある。一九九九年著作は、既述の一九九六論文に示された新研究のプランに従い、フランス革命期からロシア革命直後の時期までの、社会主義の思想、運動、体制の展開を総括したものである。ここでは社会主義の歴史が、第一段階、第二段階、第三段階に分けられているが、それは既述の通り（二〇〇一年の論文を先取りして紹介した）なのでここでは繰り返さない。

一九九九年著作の対象の大部分は、第一段階と第二段階である。教授は、既述のように、一九九二年の民科学会報告で、プルドン、バクーニン、ラサール、ベルンシュタインなど、従来正統派マルクス主義者が専ら罵倒の対象としてしかみていなかった思想家からも学ぶべき点があることを指摘していた。九九年著作は、これら社会主義者の思想を詳細に検討し、教授自身は、「随所に留意すべき点として指摘した」と述べているが（九九年著作四九〇頁）、客観的な紹介という記述スタイルをとっていることもあり、そこから何か積極的なものを見出したようにはみえない。わずかにイギリスのギルド社会主義やロシアのナロードニキであるラブローフについて、注目していることが窺えるだけである（九九年著作二五六頁、四九〇頁）。結局、再検討はしたが、彼らはやはりマルクス、レーニンによって克服されたという考えにあまり変化はないようにみえる。

次に、社会主義史の第二段階においては、社会主義革命後の自由・民主主義についての構想が欠如していたことが指摘されている（既述のように、これは一九八四年の編著『社会主義と自由権』以来である）。この点は、藤田教授によるマルクス思想の再検討の最大の成果であると、私は思っている。教授は、マルクスにとっては、「政治的自由が、それ自体として追求されるべき価値としてでなく、労働者の解放闘争の『手段』『武器』として重視さ

れている」のだという（同書一一二頁）。「労働者の政治的自由・権利の獲得という課題はプロレタリア革命にとつて固有の課題ではなく、プロレタリア革命の課題はそれらの実現を自明の前提として追求されるべき歴史的次元の異なるものだ」とも言う（同著一二六頁）。高次の共産主義の理想に照らせば、自由・平等の政治的形式などはとるにたりない問題なのであろう。

実際には高次の共産主義社会なるものは存在しえないから、問題になるのは、それに至る過渡的段階とされている時期の問題である。マルクスはそれについて語っていない。つまり社会主義下の自由の問題については、マルクスには「理論的空白」があるということになる（同書二二八頁）。藤田教授自身は、マルクスにはマルクスの課題があったのだからという理由で、「理論的空白」があるとは言いたくないようであるが、実質的にはそういうことである。またマルクスのなかにあらゆる問題に対する回答があると考えるべきではないと、当然のことが今更のように語られている。かえってこれまでマルクスを「神格化」してきたことの反映のように感じられる。さらにマルクスは未だの青写真を描くことは回避したのだというように、なにかとマルクスの立場を斟酌し、弁解するような表現が多い。

藤田教授は、レーニンについても、同じようなことを指摘している。「一般民主主義的要求の実現が労働者にとつて必要なのは、勤労者の主要な敵―その本性からいって純粹に民主主義的な制度物、すなわち資本―に対する勝利へと導く道をはききよめるためにすぎないことを瞬時もおこたらずに労働者階級に鼓吹しなければならぬ」といったレーニンの言葉を引用し、「政治的自由（一般民主主義）の獲得を、最大限綱領（終極目標）実現のための最小限綱領として段階的に位置づける思想、さらには前者を終極目標実現のための『手段』として意味づける思考がマルクス主義者の常識になっていたことにも留意しておきたい」と述べている（同書二七四頁）。レーニンがもつと露骨に、あらゆる民主主義的目的は社会主義の最高の利益に従属すると述べていたこと、藤田教授がそれを肯定

していたことについては、第二章第三節第三項で紹介したとおりである。

マルクス・レーニンに社会主義下の自由・民主主義論がないのはかつては当然視されていたし、それは一九五〇年代の「社会主義と自由」論争におけるマルクス主義者の議論にも反映していた。マルクスやレーニンにとって、社会主義下の自由・民主主義の問題は重要な問題ではなく、私有の廃止とプロレタリア独裁による社会主義の建設が何よりも優先されていた。しかし既存の社会主義諸国における自由・民主主義の抑圧が重大な問題と意識され始めた一九七〇年代以降のいわゆるユーロコミユニズムの潮流は、社会主義下の自由・民主主義を保障すると約束し、翻って、マルクス・レーニンにも、初めからそのような思想があつたかのように論じてきたのである。藤田教授は、さすがにその点を厳密に検証し、マルクス・レーニンにはそれが欠けている（空白）ことを再発見したわけである。この功績は大きいと思う。

次に、ロシア革命後のソビエト権力による自由の規制について、藤田教授の見解に変化はあるであろうか。藤田教授は、十月革命期のポリシエビキによる言論規制に対する当時の反対派による批判を紹介しつつ、具体的・歴史的条件を捨象して一般論として語るとすれば、それらの批判には重要な論点が含まれているが、階級闘争・革命運動の具体的展開としては、規制はやむをえなかつたという認識を示している（同書三九四―三九五頁）。正確には次のように表現されている。藤田教授によれば、この一九九九年の著作は、歴史を「審判」するのではなく、「理解」することを目的としているようであるが、ただ革命直後の言論規制については、「スターリンの肅正やナチスの暴虐のように許すことのできないものと筆者は考えていない」とある（同書四一六頁）。かなり遠慮した正当化論である（ちなみにここでは、ナチスとスターリンの行為が同列に論じられている点に私は興味を覚えた）。ただ「自由と平等の制限が永続的政策であつてならないことも自明である」として、その後ソ連時代を通して規制が継続したことを批判的に指摘している（同書四一二頁）。とはいっても、革命直後だけでなく、レーニン生存中に始まっ

たネップ期の体系的な自由規制（検閲制度など）も、藤田教授は特に批判はしていない。その後もソ連は常に危機的状況が続いたとして、事実上規制の永続化を容認しているようにも見えるのである。

一九九九年の著作の基本的内容は以上であるが、この本は最後の部分で続編（二〇〇七年の著作）の見通しが述べられている。この部分は続編と合わせて検討するが、二つの新概念についてだけ、ここで触れておきたい。一つは、「早期社会主義革命」である。これは早すぎた革命ということであるが、それは単にロシアに社会主義的変革の条件が著しく欠如していたばかりでなく、それに連結すべき西欧諸国においてもプロレタリア革命の条件がなお熟していなかったことを意味するという（同書四五三頁）。そのような立場をとるとすれば、ロシア革命時にまさになのような認識から社会主義革命に踏みだすべきではないと主張したメンシェビキは、正しかったことになるのではないか。歴史はそれを証明したことになり、ロシア史は、メンシェビキの思想の歴史的意義を書き換えなければならないことになろう。

もう一つの新概念は、「社会主義志向型」社会である。その内容は、既に、二〇〇一年論文の紹介のなかで触れた。生産手段の社会化形態が支配的である以上、それは「社会主義志向」型社会であるが、「自立的生産者たちの共同的労働・領有関係」が成立する実質的社会化でない以上、「非社会主義的ないし反社会主義的要素の随伴をまぬか」れず、それが長期にわたれば、資本主義型への逆転も可能であるという（九九年著作四六一―四六三頁）。この問題は、「示唆的な発言はあったにせよ、経済的社会構成体の継起的発展論では十分論じられてこなかった」（同書四六三頁）と言うのだが、ここで「示唆的な発言」というのも、「論じられてこなかった」と受身形で語られているのも、主体はいずれも藤田教授である。ここでもなぜか、主体をはっきりさせないような表現方法がとられている。また藤田教授は、ソ連崩壊までは、「停滞」論、「骨化」論、「後退」論までは考えたが、資本主義への「逆転」までは考えていなかったと述べている。

実質的社会化について、意味不明な文章がある。実質的社会化は「長期の歴史的過程を要するのであり、一般にこの間の諸段階は万里の長城によって隔てられていたのではない」（同書四六二頁）。文章の前半と後半は順接ではなく、逆接で結ばれるべきではないだろうか。書き間違えかと思ったが、二〇〇一年論文（二二頁）にも同じ表現がある。いずれにしろ実質的社会化（高度な生産力にもとづく自立的生産者たちの共同的労働・領有関係の成立）は、分業の止揚される高度の共産主義社会の話であって、実際には実現不可能な話である。長期間必要というのは、ソ連で失敗したことの弁明であろうが、あまりに時間がかかるというのでは事実上不可能に近くなる。そこで万里の長城云々の表現となったのであろうか。文章の混乱には、実質的社会化なるものが不可能であることを、暗黙のうちに物語っているように思われる。

#### （四）『自由・民主主義と社会主義』（二〇〇七年）

さて二〇〇七年の最後の著作『自由・民主主義と社会主義』（以下「〇七年著作」と略すことがある）を見ていこう。藤田教授は、以前から、社会主義には、思想、運動、体制の三つの側面があるとし、それらを区別と連関において捉えてきた。しかし、この著作の「はしがき」では、「体制」（システム）としての社会主義は、何か「運動」としての社会主義に吸収されたかのような表現が窺える（同書三、七頁）。これは、体制としての社会主義がすでに崩壊したためであろうか、あるいはソ連・東欧諸国はやはり社会主義とは言えない存在であったという認識を示しているのであろうか。

本書では、まず十月革命期の「ソビエト民主主義と議会制民主主義」をめぐる論点が取り上げられている。当時のこの二つの民主主義をめぐってロシア内部だけでなく、ドイツやオーストリアのマルクス主義者との間でも論争が展開された。それが客観的に紹介されているだけで、教授の評価は窺われない。ソビエト・システムが資本家・地

主階級などから選挙権を奪ったこと等について、一般に批判の声が強い。教授はそのことを意識しつつ、弁解的に論述しているように思われる。

ただこの点については、私は当時のロシアの共産主義者を批判するつもりはない。「ソビエト」は自然発生的に生まれたものであって、ボリシェビキが創設したわけではない。ここでは制限・不平等・間接選挙・公開投票制が行われていたが、当初はそれは極めて民主的な制度として機能していた(拙著『ソビエト憲法理論の研究』創文社、一九八四年、第三章第二節「ソビエト的代表概念」参照)。資本家階級などから選挙権を奪った(工場など生産現場の集会で代議員を選出したから自然にそうなったのである)のも、社会主義革命を行っているのであるから不思議ではない。問題はその点にあるのではなく、権力を握ったはずの労働者・農民の間で民主主義が保障されていなかったことにある。ソビエトの選挙を、複数政党、複数候補者、言論の自由という条件の下で行うべきであった。実際には一党制の下で、ソビエトは形骸化し、権力の実質はソビエトから共産党に移行していく。

そこで問題は「一党制ということになる。が、その前に議会制度について一言。藤田教授は、議会ではなく「ソビエト」のような代表機関が生まれた背景として、帝国主義の時代において、議会の執行権力への従属等のため、社会主義運動のなかで議会への懐疑が生じたことを指摘している(同書三四頁)。先にみた一九九二年の『歴史評論』誌のインタビューでは、普通選挙制の下で労働者階級が議会で勝利するのは困難と語っていた(労働運動幹部の労働貴族化等)。となると、現在でもマルクス主義者は、議会制度を否定し、ソビエト型(評議会型)を追求すべきだということになるのではないだろうか。

さて、ソ連の一党制の問題である。この点について共産主義者は、共産党が意識的にそうしたのではなく、他の政党が反乱等非合法的な手段に訴え、自滅していったのだと主張することが多い。しかし合法的に選出された憲法制定会議を強制的に解散させ、野党が合法的に活動することを不可能にしたのは共産党であった。野党を非合法活

動に追い込んだ上で、それを弾圧し、消滅させたのである。藤田教授は、共産党も反対派に寛容でなかったが、反対派も合法的の枠内に留まる用意がなかったとして、喧嘩両成敗的に語っているE・H・カーの言葉を引き、それに共鳴しているようにもみえる（同書一四二―一四三頁）。しかし他方で、「一党制を事実上確定したのが一九二二年六月のエスエル裁判であることは、広く認められている」と述べ、反対派への弾圧の強化や、裁判官への働きかけを指示したレーニンの手紙なども引用している（同書一四一頁）。これらからみると、共産党が徹底して反対派を弾圧したことが窺える。やはりソ連の一党制は、共産党に責任があることにならないであろうか。ただこの点についても、藤田教授の評価は書かれていない。

革命後ソ連では、一党制の下で共産党機構と国家機構が癒着していく。藤田教授は、一九八〇年の『社会主義法論』では、この癒着は、「論理必然的にそうなるというよりも、その可能性が大きいということであるが」云々と述べている（一三九頁）。その可能性が現実になることを防止するのは、経験的には困難とも述べている）が、二〇〇七年の著作では、「党の機構とソビエト国家の機構との『結合』または『融合』、より一般的に言えば党と国家の癒着の諸形態は、ポリシエビキ党が単独支配政党となつている条件のもとでは不可避であり、それはすでに進行していた」と述べている（一八八頁）。癒着の「可能性」から「不可避性」への認識の深化がみられる。

「党＝国家」という図式も各所で用いられている。これも、かつての教授にはなかったことである。また党・国家癒着体制のもとでは、「党の独裁」が「装置の独裁」（党の官僚機構の独裁）となるのを防ぐことは困難であったともいう（同書一八二頁）。一九八〇年の『社会主義法論』では、「階級の独裁か党の独裁か」などと問題をたてるのは理論的混乱以外のなにもでもなく、党とソビエトの関係についてはレーニンは争いがたい明晰さで解明したなどと語っていた（既述）が、ここでは、共産党の主張する「階級独裁」が、「党の独裁」、さらには「党官僚機構」の独裁へと転化し易いことを教授は認めただけである。一党制が党・国家の癒着を招き、この癒着のもとでは

共産党官僚の独裁になるということになる。結局、「単独支配政党」ではだめで、複数の支配政党が必要ということになる。教授は、複数前衛党論を容認するのであろうか。

次に、ロシア革命後の出版の自由等、階級敵に対する政治的自由の抑圧策について、当時の論争や事実の推移を詳細に論じているが、やはり明確な評価はない。当時革命を守るための一時的なやむを得ぬ措置等、正当化の論理が語られていたが、それだけでは正当化できないような無数の歪曲もあつただろうという。そして「自由と平等の制限が永続的政策であつてならないことも自明である」と言う。にもかかわらず「この革命期の自由権制限の論理は、以後の歴史諸段階において、それぞれ独自の変容を示しながらも、基本的には継承されてゆくのであり、その意味で『固定化』することになったのである」と否定的に語られている（一九九年著作四一二頁、〇七年著作八九—九〇頁も同趣旨）。やむをえぬ一時的措置を永続化した点が誤つていたというのである。しかし他方では、当時の内外情勢の下で、ソビエト権力は常に危機に直面しており、一時的措置を解除しうる状況ではなかつたと、自由規制に理解も示している（〇七年著作一五一頁）。

ちなみに、繰り返しになるが、一九八五年の論文では、ロシア革命直後の時期の言論規制について、「強力革命（暴力革命のこと）のリアリズム」なるものによつて正当化していた。当時の状況の下で、ソビエト権力の打倒を目的とする宣伝・扇動の無制限の自由を認めることは、革命の自殺行為になりかねないが、革命は自殺してはならなかつたというのである。当時の状況下でポリシエビキ（共産党）のつた選択に歴史的正当性があつたかどうかという問題について、藤田教授は「私はそれを肯定的にとらえる」と明確に述べていた（『社会主義と自由』問題の史的考察（一）、『科学と思想』五八号、一九八五年、二〇七—二〇八頁）。この考えは、一九九九年の著作でも変化はないようであるが、表現は変化している。つまり一九八五年の論文の主旨を、「歴史的正当性」を否定することはできない」と婉曲な表現に変えて紹介したうえで、この時点でも、ポリシエビキの選択を「『許す』ことのできな

いものと筆者は考えていない」と、さらに回りくどい表現になっている（一九九年著作四一六頁）。

結局ソ連は社会主義だったのか否か。この点は大きな論点であるにも関わらず、藤田教授の著作では主題的には論じられていないような印象を受ける。そしてあまり目立たないかたちで、次のように述べられている。社会主義の社会構成体を決定する基本要素は、「生産諸条件の社会化」である。ソ連では工業・農業の生産手段の社会化が生産関係の支配的形態であり、資本制生産様式は全面的に排除されていた。しかし社会化は主として国家所有形態をとり、生産活動を国家が管理し、生産物の分配は国家計画によって行われていた点で「形式的社会化」に留まっていた。さらにそこには集権的・指令的な官僚制的関係が生まれ、管理者・官僚層と現場の労働者の階層分化が拡大していた。それは「実質的社会化」すなわち、「自立的生産者たちの共同的労働・領有関係」ではなく、しかも形式的社会化の特殊形態が凝固し、実質的社会化への発展は停滞していた。その長期化のなかで非社会主義的要素、さらには反社会主義的要素さえ成長させていたが、しかし資本主義への逆転の方向を主たる性格とするものではなく、ともかくも形式的社会化によって社会主義へと進む重要な制度的前提は構築されていた。ここから結論的に、藤田教授は、ソ連は、『社会主義的方位』の社会体制、その一つの特殊な歴史的形態であった」としている（〇七年著作三七五―三七七頁）。

「社会主義的方位」の社会体制という新概念が、ここで提示されている。これは一九九年著作では、「社会主義指向」型社会と呼ばれていたものである。「社会主義を目指している社会」から「社会主義の方向を向いている社会」への変化であるが、後者の方がより後退した表現であろう。「方位」というのは、なかなかよく選ばれた言葉だという気はする。ともかく形式的社会化の段階では、実質的社会化への前進を阻み、逆行する要素の随伴を免れず、それが長期にわたって継続する場合は、資本主義への逆行もありうるというのである（二〇世紀の社会主義と二一世紀への展望）、『経済』二〇〇一年一月、二二頁、〇七年著作、三七七頁）。実際に逆行の可能性が現実性

に転化するためには、体制の停滞・老化過程での追加的要素（「形式的社会化」それ自体の解体⇨私有化路線―このことは後述）が必要であるという。こうしてソ連「社会主義」の崩壊の理由が、合理的に説明されたことになる。それが本来の「社会主義」であれば、資本主義に逆行することはありえないが、「形式的社会化」だけの「社会主義的方位」の社会であれば、それが崩壊して資本主義に逆行しても不思議ではないということになる。

こうして、ソ連は「社会主義」ではなかったというのが、現在の藤田教授の見解のようである。日本共産党とも共通の認識になったわけである（かなりニュアンスは違うが）。ただ「社会主義ではなかった」と明確に表現されているわけではない。著者は、これまで「ソビエト型社会⇨政治体制」を、ともかく「社会主義体制」として位置づけてきたが、「その場合に想定していなかったソ連等の崩壊、資本主義型体制への転化をみるに及んで、これを見直す必要に迫られた」という記述はある（〇七年著作三七一頁）。また、「理念的・価値規範的概念、それに含まれる社会システム構想としての社会主義の観点からすれば、この『体制』が単純な『社会主義体制』規定を許容するものではなく、・・・」という表現もある（〇七年著作三七七頁）。社会主義ではないが、その方向は向いていたというのであるから、非常に広い意味での「過渡期説」の一種と言えるかもしれないが、ここでは「社会主義ではなかった」説の一種とみなしておく。

私からみれば、社会主義から資本主義へという歴史の進路を想定しても何ら問題はないが、マルクス主義の歴史法則論からすれば、それは資本主義社会から封建社会への逆行と同じように、ありえないことなのである。つまりその歴史法則論からすれば、ソ連が崩壊した以上、それが社会主義であっては都合が悪いのである。そこでソ連は社会主義ではなかったことにされてしまう。事実に基づいて理論を打ち立て、または理論を検証するのではなく、理論に合うように現実が解釈され直すのである。これは藤田理論の破産というしかない。

さてこの所有問題に関連して、所有関係における労働者の地位について、藤田教授の旧説からの変化をみてみよ

う。一九七〇年の論文によれば、ソ連では、生産手段の私的所有の廃止によって、国家的所有形態が出現したが、国家が残存するかぎり、社会的所有が国家的所有形態をとるのは当然という。労働主体は直接所有主体として国有企業を共同で管理・運営するわけではなく、社会的所有を代表する国家（その一部としての個別企業管理部）との労働契約に基づいて労働に従事する。ここでは労働者は、指揮・命令⇨服従関係におかれることになる。労働主体が所有主体であることは、企業の管理・運営への参加・統制によって保障されるという構造をとる。このように、過渡期の国家的所有形態においては、管理する側とされる側の矛盾がなお残るが、「社会主義的所有は、国家管理形態の『問題性』⇨矛盾の解決形態をも、同時に、不可避につくりだす」（『社会主義における国家と民主主義』一九七五年、元の論文は一九七〇年、二二八頁）という。これは社会主義の一般論であるが、現実のソ連はどうか。

一九八〇年の著作『社会主義社会論』では、次のように書かれている。教授は、「ソ連では共産党と国家の官僚が経済の管理権を独占的に掌握しており、ソ連型経済管理においては労働者は管理から排除されている、という考え方がかなり拡がっているが、それは事態の正確な理解ではない」（同書九〇頁）とし、ソ連の具体的な例を紹介している。それによれば、労働者・職員は、労働組合委員会、常設生産会議、人民統制グループを通して企業管理に参加したり、点検・監視しているというのである。そして「こうしてみると、労働組合がかなり重要な地位を占めていることは明らかであり、この労働組合は労働者・職員を包括的に組織しているから、これをつうじて労働主体の管理への参加が広く実現されているということができると、極めて楽観的な認識を示していた（同書九四頁）。

既述のように、教授は、ソ連における大衆の「参加」のルートは多すぎるほどであるという認識も示していた（第二章第三節第三章）。しかしソ連の労働組合は労働者を疎外した管理機構そのものであったし、人民統制グループなるものは、お笑いの対象になるような無意味なものでしかなかった。ソ連崩壊後は、藤田教授もそれを認めざるをえなくなる。

一九九九年の著作では、労働者の経済管理への参加について次のように述べられている。「・・・労働条件の決定等における対抗的権利の行使、それによる組合と管理機関の共同決定（協約）という形で表現されていた労働組合の相対的自立性が失われ、労働組合の主たる課題が労働者の権利擁護から生産計画遂行への大衆動員へと切り換えられて、労働組合組織と国家の管理機関体系との一体性が強化された体制は、労働の権利の真の保障とはほど遠いものといわなければならない」（一九九年著作四六六頁）。労働者が管理から排除されているという正しい見方を、かつては「事態の正確な理解ではない」と述べていた藤田教授も、やっと正しい理解に辿り着いたのである。このような認識と「所有の実質的社会化」の未達成という議論はつながっていくはずであるが、なぜか直接に結びつけては論じられていない。

さてソ連社会主義は、崩壊の可能性を秘めていたとはいえ、それが現実化するには追加的事情が必要であった、と藤田教授は言う。先にはそれが私有化の動きとして示唆されていたが、それに先だつて一九六〇年代以来「ソビエト型社会・政治体制」が孕んできた内部矛盾が、体制改革・体制崩壊の「直接のルーツ」として論じられている。その内容はすでに、ペレストロイカ末期から教授が論じていた問題である。それは一言で言えば、公式の経済・政治の背後で構造化されてきた「第二経済」、そしてそれに対応する「第二政治」の増殖である。指令的・行政的経済管理体制の下で、それを補充するものとして、管理機構内部で「交渉」、「取引」を行う「官僚的市場関係」が形成され、東欧諸国で認められていた小規模な私企業、ソ連で認められていた農村の宅地付属地の副業経営、それに非合法の経済活動もふくめて、広範な第二経済が形成されていた。それはソビエト型社会・経済体制成立以来存在したものであるが、一九六〇年代の経済改革以降増幅していったという。そしてペレストロイカ開始時点では、国家所有システムは一種の解体状況を胚胎していたというのである（〇七年著作六〇九―六一〇頁）。このことは、藤田教授はなぜか結びつけて論じてはいないが、既述の「実質的社会化」が実現されていなかったという問題の裏

面であろう。いずれにしろ、硬直化し易い計画経済体制の下で、その潤滑油として「第二経済」は必然的に発生するのである。

他方で政治構造の面では、集権的権力関係の背後で、第二経済に対応して「パトロン」コネ関係が拡大し、それが大規模な腐敗現象を生みだすとともに、公式の党々国家システムに機能障害をもたらしていたという（同書六一〇頁）。このような事実は、以前から非マルクス主義の研究者によって、よく指摘されてきたことである。確かに、資本主義社会では「金の支配」（法の支配）はその反映である）が行われるのに対して、社会主義社会では、社会関係一般に、「コネの支配」がみられた（ソ連では、カネを持っていても店には買う物はありませんでしたが、市民の家の冷蔵庫には、市場で手に入らないいろいろな食品が入っていた。聞けばコネを利用して入手しているのである）。藤田教授は、これらに加え、工業化・都市化、教育水準の向上が、均等主義的分配政策への不満を募らせたといった問題や、私生活重視の生活スタイルの拡大、「新しい富裕階級」の誕生といった現象もみられたという。

計画経済は集権的になりがちであるが、それがかえって第二経済的要素を創り出し、他方で集権制を改革して部分的に自主性原理を導入すれば、やはり私的利益追求の志向性が生まれる。いずれにしろ計画経済体制は、うまく機能しないことになる。いわゆる市場社会主義論（市場の一時の利用ではなく、市場原理は社会主義経済と調和しうるという説をここでは念頭においている）はその解決策として提示されているのであるが、藤田教授は賢明にもそのような説（それは原理的に成立しえない）は採っていない。しかし他に解決策があるわけでもない。

さて、ここで社会主義崩壊過程の直接のルーツとされている「第二経済」、「第二政治」は、主として一九六〇年代以降の現象である。一九六〇年代以降の改革について、かつて藤田教授は、一九三〇年代に成立した体制の「第一次的構造」の「変容・成熟」過程とみなしていた。しかしソ連の崩壊により、一九六〇年代は、「第一次的構造」の「変容・成熟」過程ではなく、社会主義崩壊のルーツがそこにあるとみなされるに至ったのである。したがって

二〇〇七年の著作では、一九六〇年代以降の改革について「成熟」の語は用いられていない。ともかくここでも注目すべきは、社会主義の崩壊が、スターリン体制に起因するのではなく、ポスト・スターリン時代に主たる原因があるとされていることである。今日の共産主義者は、通常、レーニン時代は正しい方向に進んでいたが、スターリン以後悪くなったと考えている。その点藤田教授の考え方は少し違うように思う。

さて、以上のような前提条件のもとで、ソ連崩壊の直接の原因と崩壊させた主体について、藤田教授の説明は非常に歯切れが悪く、不明確な点が多い。藤田説にはいろいろ矛盾が存在するので、明確には説明できなくなっている。藤田説の歯切れの悪いところを明確化し、図式的に説明すれば、次のようになりそうである。所有の実質的社会化を阻害する要因が増えるなかで、ノメンクラトゥーラが権力と所有を私物化し始め（第二経済や第二政治）、ペレストロイカ開始時点では、既に事実上ノメンクラトゥーラのブルジョアジーやノメンクラトゥーラの市場経済が存在していた。彼らはペレストロイカの下で、この事実上の権力と所有を合法的なそれに転換するため私有化を推し進め、政治の世界では民主ロシア派がそれを代弁した。ゴルバチョフの誤った戦術もあってこの勢力が多数派を占めるに至り、クーデター事件を契機に彼らが権力を握った。このように言えば、体制転換の主体とプロセスが非常に分かり易く説明できるが、藤田教授は、そのように明快に、あるいは露骨に語っているわけではない。藤田教授のホンネはこのような考え方ではないかと思うが、しかしそれは事実に対応しないし、証明もできないから、曖昧な歯切れの悪い説明になってしまうのである。

「論点は二つある。一つは、「第二経済」、「第二政治」の担い手達（「官僚ブルジョア」<sup>①</sup>）という言葉で代表させよう）が、私有化を推進し、意識的に社会主義を崩壊させたのかどうかという点である。もう一つは、体制転換の政治舞台での主体と「官僚ブルジョア」との関係の問題である。まず前者の問題からみていこう。当時のある研究会で、私は、藤田説は第二経済などの存在が社会主義の基礎を掘り崩したというような消極的な意味に留まらず、官僚ブ

ルジョア・閻ブルジョアなどの勢力が革命を起こして積極的に社会主義を崩壊させたという趣旨かと質問した。それに対する教授の返事は「そうだ」ということであった。しかし、論文ではその点が明確でない。一九九二年の論文では、「官僚ブルジョア」と「成り上がりブルジョア」によって形成される『実業界』勢力が成立し、ペレストロイカ路線の変質を背後で支えるという構造」ができあがっていたと述べている（『八月政変の歴史的文脈』（『ソビエト研究』七号、一九九二年、六五頁）。これら勢力は、ペレストロイカ路線を「社会主義再生」から「資本主義転換」へと変質させた主役というより、背後で支えた勢力という扱いである。

一九九九年の著作では、ペレストロイカ以前に「国家所有の構造はかなり変貌し、新しい『所有（領有）関係』の自生的展開がはじまっていたとみられる」とし、「このような党々国家官僚による管理権限の『私有』化とそれらの相互的『交換関係』の展開は、閻経済と連携し、ペレストロイカ期の始点では全体としてすでに膨大なものとなっていた閻経済資本の合法化運動の地盤を形成していた」と述べている（一九九年著作四八〇頁）。ここでは、社会主義下で既にブルジョア化していたノメンクラトゥーラが、閻資本と提携し、事実上支配していた国有企業を合法的に私有化しようと企んで私有化政策を実行し、その結果ソ連社会主義を崩壊させたというストーリーが暗示されてはいるが、しかし明確にはそのように述べられていない。

二〇〇七年の著作になると、「実業界勢力」と私有化路線との関係は直接には論じられていない。ただゴルバチョフ時代の部分的私有化（この私有化を「ノメンクラトゥーラ（旧特権官僚層）的私有化」と呼んでいる）につき、「『ノメンクラトゥーラの私有化』を『官僚的市場』関係、『第二経済』に習熟していた管理者層が私有化へと向かう全体的過程のなかでとったであろう行動様式とその諸帰結として理解することはむずかしくない」という記述があるぐらいのものである（同書六三〇頁）。これで味を占めた官僚ブルジョアが、さらに本格的な私有化を求めたと言いたいのであろうか。

藤田教授が断定的に論じていないので、批判もし難いのであるが、いずれにしる藤田教授は、「官僚ブルジョア」や閥資本の存在を、あまりに過大評価しているのではないだろうか。藤田説に従えば、社会主義体制の中からブルジョアジーが育ち（計画経済体制は硬直化し易く、その潤滑油として必ず内部で私的な取引関係が成立し、国有企業は私物化が始まる）、彼らが社会主義を打倒してブルジョア革命を成功させるといふ歴史法則が成立しそうな気がしてくる。封建社会の胎内から新興ブルジョアジーが誕生し、ブルジョア革命を行ったプロセスとよく似ている。

これはなかなか魅力的な説ではあるが、ソ連社会主義崩壊の事実はそうではない。

「第二経済」や「縁故政治」の問題性は、以前から西欧諸国のソ連研究者のお気に入りのテーマであった（ブレジネフ時代には、第二経済はソ連経済の約五〇パーセントを占めているといった指摘もなされていた）が、正統派マルクス主義者によって無視されてきたものであった。藤田教授はやつとそれに注目したのであるが、今まで無視していたことの反動なのか、それを怪物に仕立て上げているように思う。これらの怪物のため、ペレストロイカ開始時点では、国家所有システムは既に一種の解体状況を胚胎していたとか（〇七年著作六〇九―六一〇頁）、新しい所有関係が自生していたと言うのであるから、当時既にソ連社会主義はほろほろの状態にあったということになる。それなのに藤田教授は、当時それに気付かなかったというのであるか。また、ペレストロイカで社会主義が再生する可能性があったという藤田説も、ますます疑わしくなってくるではないか。「第二経済」や「第二政治」の役割を誇大視すればするほど、以前の藤田説の誤りは、ますます大きかったことになる。またそれは、社会主義的な計画経済体制の困難さを、改めて示していることになる。

そもそも社会主義下で既得権益を有したノメンクラトゥーラが、初めから私有化に賛成するはずがない。ノメンクラトゥーラにしる、閥資本家にしる、彼らは社会主義体制、国有企業に寄生して私的利益を追求していたのであって、社会主義が崩壊すれば元も子もないのである。ノメンクラトゥーラが社会主義経済に依存した「第二経済」に

「習熟」していたとしても、それは本物の市場経済とはルビコン川で隔てられている。企業家精神が枯渇していたソ連において、支配層の中で、高いリスクを背負うことを覚悟してあえて川を渡ろうとする者は、いたとしても少数であった。藤田教授は、官僚ブルジョア達が、ゴルバチョフ時代の「ノメンクラトゥーラの私有化」で味を占めたと考えているようであるが、当時の私有化は狭い範囲の実験的試行であつたり、私有を認めず、国家的所有を前提とした上での企業賃貸制や管理者の権限拡大であるにすぎず、その意義を過大視することはできない。当時保守の勢力は拮抗しており（一九九〇年夏の第二八回共産党大会で、両者の力は伯仲していた）、いつ逆流が起こるかもしれない状態であつた。もし保守派が巻き返して改革が失敗すれば、先走つて踊つていたブルジョア化した部分は、真つ先に肅正の対象となつたであろう。そのような勇氣あるノメンクラトゥーラはいたとしても極少数であつたろう。そのような状況の下で改革は停滞しており、それを突破するために、官僚ブルジョアではなく、エリツインらの改革派が運動を急進化させていくのである。

実際に市場経済への移行を推進したのは、当時市場経済移行計画を発表したシャターリン、ヤブリンスキーなどの経済学者を中心としたインテリ、テクノクラート、専門家・実務家層であり、グラスノスチ政策の下で西欧資本主義との経済格差を実感し始め、社会主義に見切りをつけつつあつた一般民衆がそれを支持したのである。期を見るに敏なノメンクラトゥーラ中の一定の層が、私有化の動きに乗り遅れまいとするのは、市場経済への移行が既定の事実となり、ソ連の崩壊過程が最終段階に入つてからのことである。

当初ノメンクラトゥーラの大部分は守旧派であつた。しかし改革が進むにつれて不安に駆られ、日和見主義者に転じていく部分が生まれる。勝ち馬に乗つて、どちらに転んでも自らの利益を追求しようと図つたのである。ソ連が崩壊する過程で（保守派による一九九一年八月のクーデター事件以後）彼らは改革派寄りにスタンスを変えるが、一九九一年一二月のソ連邦崩壊と一九九二年年初からの急進的経済改革の断行（ガイダル政府によるショック療法

的な経済改革)で、改革派を離れ、中間派として結束していくことになる。部門別産業省幹部や国営企業経営者層を中心としたノメンクラトゥーラは、ボリスキー工業家・企業家同盟総裁を中心に「刷新」という組織を結成していたが、彼らは、ルツコイ副大統領の「自由ロシア人民党」、トラフキンの「ロシア民主党」などと共に「市民同盟」という中間派の政治組織を結成するのである。そして国有企業私有化の実行が必至の情勢下で、彼らは、私有化された企業を取得して新支配階級に乗り換えようと試みるようになる。彼らは、体制が変わっても利権を握り続けようとする最も狡猾な連中であつた。一九九一年には国有企業私有化法が制定されてはいたが、まだ実施はされていない。それが実施に移されるのは一九九二年後半からであるが、この時期はまだ、対象は中小企業に限定されていた。大企業の本格的私有化が始まるのは一九九三年からである。体制転換を主導したエリツィン大統領派は、全人民に配布した私有化小切手によって広範な人民が株主になる政策を推進しようとしたが、それに対抗したノメンクラトゥーラは、旧国有企業内部で大量の株式を確保する(結局はノメンクラトゥーラの所有に帰着することを想定)方式を要求し、私有化の第二バリエント(株式の五一パーセントを当該企業内部で優先的に取得しうる)を利用して、私有化企業の支配株の取得を目指すのである(詳しくは拙著『ポスト社会主義社会における私的所有の復活』参照、多賀出版、一九九七年)。ノメンクラトゥーラが社会主義を崩壊させたのではなく、彼らは社会主義崩壊後その遺産に群がっただけである。しかもそれは、それほど成功したわけではない。

ソ連社会主義崩壊後、企業の私有化をも利用しつつ経済界の主役に躍り出たオリガルヒ(独占資本家)の多くは新興成金達であり、旧ノメンクラトゥーラは少ない。一九九六年にエリツィンが大統領再選を果たした際、それを支えた最有力のオリガルヒは、六人組または七人組と呼ばれた。この七人組のうち五人まではユダヤ系である。それ以外でも、ユダヤ系オリガルヒは突出している。ユダヤ系は、ソビエト体制下でノメンクラトゥーラになり得なかつたし、彼らもそうではない。オリガルヒのビッグスリーであつたベレゾフスキーは数学者、グシンスキーは演

出家・俳優、ホドルコフスキーはコムソモール（共産青年同盟）の地域の中堅幹部であった。この三人は上に述べた七人組に含まれるが、いずれもユダヤ系である。七人組中のスモレンスキーは、大学卒であるが、植字工や建設労働者として働いており、フリードマンは、ペレストロイカ期にはまだ学生であった。この二人もユダヤ系である。七人組を構成するポターニンは外国貿易省の若き実務家、残るアーベン（ラトビア系）は経済学者である。他の有力オリガルヒであるチュバイスは経済学者（ラトビア系）、ビノグラードフは国立銀行のエコノミストであった。このように当時の新興成金の多くは、野心と企業家精神に目覚めた広い意味でのインテリ層の中から誕生したのである。

旧ノメンクラトゥーラで有力オリガルヒになったのは、エネルギー部門のアレクペロフ（ロシア燃料・エネルギー省第一次官、後にルクオイル社長）やビヤヒレフ（ソ連ガス工業省第一次官、後にガスプロム社長、二〇〇一年失脚）ぐらいのものである。彼らの後ろ楯にはチェルノムイルジン（ソ連ガス工業省大臣）がいたが、彼は中間派のボスであって、体制転換を主導した改革派ではなかった。エリツインは一九九二年一二月、人民代議員大会で多数を占めた保守・中間派の圧力の下で、意中のガイダルを諦め、チェルノムイルジンを首相に任命することを余儀なくされた。その後、これら中間派を打倒したのが、一九九三年九月のエリツイン・クーデター（人民代議員大会・最高会議という代表機関を廃止し、一時的に大統領が全権力を掌握した）であった。チェルノムイルジン等エリツインにすり寄った部分は生き延びていくが、政治勢力としての中間派は壊滅した。

藤田教授は、新興成金は旧閥資本家と考えているかもしれない（そのように述べているわけではない）が、確かにそのような例もある。しかし、社会主義体制に寄生して利益を上げていた本格的な閥屋達は、社会主義の崩壊で打撃を受けた連中であり、彼らが体制転換の推進者であったわけではない。ただ彼らは、皮肉にも、社会主義下で唯一「企業家精神」をもっていると語られていた連中であり、新しい条件下で暗躍し、新興資本家に成り上がった

例もある。一時期ロシア・アルミ業界のボスとなっていたチェルノイ兄弟などは、犯罪的闇屋であった。先のスモレンスキーも、せこい闇屋稼業を行っていた。他にもグシンスキー、フリードマンなども、白ナンバー・タクシー、ダフ屋、窓拭き、配達などの副業を行っていたといわれるが、この程度のことはソ連では珍しくなかった。

以上のように、官僚ブルジョアや闇ブルジョアなるものは、決してソ連社会主義を崩壊させた主役ではなく、彼らが、自らの利権を実現するために社会主義を崩壊させたというストーリーは成り立たない。反対に彼らは、体制転換で多くの利権を失った。しかし、彼らは転んでもただでは起きず、他人の行った革命に便乗して、その果実を奪おうとしただけである。では革命の主役はだれか。マルクス主義者流に言えば、それは人民大衆である。その先頭に立ったのは、「民主ロシア」派であった。その理念的リーダーはサハロフ博士であり、政治的リーダーはエリツインであった。政策の立案・実行に当たったガイダル（首相代行）・チームは、多くが若い経済学者であった。彼らを中心とした知識人層・ソビエト的中间層が、改革の支持母体であった。彼らは共産党などの保守派から「民主派」と呼ばれていた（保守派にとって「民主派」は否定的意味をもつ）が、「名は体を表す」のであり、彼らは自由と民主主義を指導理念としていた。社会主義を崩壊させ、国有企業の私有化を施行した彼らは、決してノメンクラトゥーラ（エリツインは例外であるが、彼を除けば、旧高級官僚といえる者はほとんどいない）ではなかったし、闇資本家でもなかった。他方で、ノメンクラトゥーラは、決して、体制転換を主導した改革派でも、民主派でもなく、彼らをそう呼ぶ者は誰もいない。藤田教授もそう呼ばないであろう。

もう一つの論点は、既にその話に入ってきているのであるが、体制転換の政治舞台での主役の問題である。体制転換の主役を務めた政治勢力は「民主ロシア」であり、藤田教授もそう述べている。しかし、藤田説が社会主義を崩壊させた実質的な主体とする官僚ブルジョアと、政治の表舞台で社会主義体制を崩壊させた「民主ロシア」の関係については、藤田教授は全く何も語っていない。両者は無関係であるから、語りようがないのである。しかし経

済の世界と政治の世界で、ソ連社会主義を崩壊させた主体が、無関係の別グループというのはあまりに奇妙ではないか。実際には、ソビエトの中間層、特にインテリ階層の支持を受けた「民主ロシア」派が、経済的にも、政治的にも、体制転換の主役であった。ノメンクラトゥーラの一部は、私有化を推進して社会主義を崩壊させたのではなく、崩壊した社会主義の遺産を奪おうとしただけであり、順序が逆なのである。

以上のことは、体制転換過程をつぶさにフォローしてきた者にとっては明らかな事実なのであるが、なぜ藤田教授は、「官僚ブルジョア」や「闇資本」を重視するのであろうか。一つには、唯物論的思考によって、体制転換には物質的・経済的な根拠があるはずだと考えるからであろう。教授は、生産手段の私有の廃止が社会主義前進の保障となっていると主張してきたのであり、そのような立場からすれば、社会主義が崩壊した根拠は、所有の社会化が空洞化していたことに求めざるをえない。先にも引用したように、教授は、ペレストロイカの開始時点で、ソビエト型国家所有システムには、「一種の解体状況が胚胎していた」と述べているのである（〇七年著作六一〇頁）。教授が官僚ブルジョアなどにこだわるもう一つの理由は、自由化・民主化がソ連社会主義を崩壊させたとは考えたくないからであろう。すぐ後でも見るように、藤田説によれば、民主化と社会主義再生は両立するのであるから、民主化によって社会主義が崩壊したはずはないと考えたいのである。

私は、ソ連社会主義の崩壊の原因については、次のような単純な論理で十分説明できると考えている。ソ連社会主義には、自由・民主主義の抑圧を含め、多くの欠陥があったが、その体制をまた自由・民主主義の抑圧によって維持し続けてきた。ソ連体制が、人民の自由意思によって支持されていることが示されたことは、一度もなかったのである。ペレストロイカによって自由化・民主化が部分的に始まると、当然市民は体制に異議を申し立てるようになり、さらなる自由化と民主化を要求するようになる。さらに自由化による鎖国的な情報統制の撤廃により、資本主義諸国の情報にも接するようになると、ソ連市民は、西欧諸国と比較して、社会主義経済体制の貧困さを自覚

するようになる。こうして人民は、自由・民主主義、市場経済を求めて社会主義を放棄するに至る。開国によって尊皇攘夷から文明開化へと変わっていった日本の明治維新の過程と、若干共通するものがある。藤田教授は、前に引用したように、民主主義的手続を無視したことがソビエト社会主義の「最大の教訓」とも語っていたのであるが、ソ連社会主義崩壊の原因論のなかには、自由・民主主義の問題は書かれていない。二〇〇七年の著作のタイトルには、『自由・民主主義』が含まれているにもかかわらずである。

教授は、ペレストロイカ政策には「開かれた民主主義的政治体制への移行と市場経済への移行」という、相關性でもあるが、「位相を異にする」ともいえる二つの側面があったという。そして「前者は社会主義再生路線となりうるのに対して、後者は私有化・脱社会主義化という体制転換の基礎となりうる」点で異なると述べている（〇七年著作六一三頁）。「民主化」は、社会主義再生路線になりうるというのであるから、それが社会主義崩壊の原因ではありえないことになる。しかし現実の歴史過程は、「両者（民主化と市場化）ともに政治諸勢力の編成の変動と絡み合って一体的に進行しており、相互に分ち難く関連しあった過程であった」ことを、教授も認めざるをえないのである（〇七年著作六一三―六一四頁）。自由化・民主化は市場化と、したがって資本主義化と親和的であり、社会主義とは相容れないことが、あらかじめ実証されたのである。

次に、ソ連崩壊の道筋について、藤田教授はさまざまな政治勢力の対抗関係と当時とられた政策を分析し、次のような結論的記述を行っている。「『ソビエト型社会・政治体制』の内部矛盾に発する『脱ソビエト型』志向勢力が、同じ内的矛盾によって『社会主義再生』勢力が強力に成長できなかったこととあいまって、西欧型自由主義を志向する社会的勢力として伸張し、双方の事情に由来する単独支配政党⇨共産党の内部分裂を介してこの勢力が政治権力を掌握、体制転換を実現した」（〇七年著作六五四頁）。このような表現であれば、私も違和感は比較的少ない（ただし「共産党の分裂」というのは正確ではない。共産党は分裂はせず、ただ大量の離脱者が出ただけである）。し

かし「社会主義再生勢力が強力に成長できなかった」どころではなく、ほとんどゼロであった（最後まで再生派であったのはゴルバチョフぐらいのものであるが、藤田教授も、最終期のゴルバチョフは社会民主主義に近いとみているようで、社会主義再生派とはみなさないであろう）。教授は、具体的な社会主義再生勢力を示すことは、決してできないであろう。このことは、ペレストロイカで、社会主義が再生される可能性があったという教授の認識の正当性を、ますます疑わせるものである。ソ連社会主義は、反動的に維持されるか（それも長期には続かないであろうが）、それとも解体されるかのいずれかしかなかったのである。

藤田教授の一九九六年の論文では、ペレストロイカの旗を支持する勢力には、「資本主義転換」派、「社会主義」擁護派、「社会主義」再生派、出世至上派などが同居する同床異夢の構造があったとされている（『社会主義研究』新たな視点と課題（上））、『経済』一九九六年五月、四三頁）。ソ連崩壊後、同種の記述はかなりある。そして社会主義再生派と資本主義転換派が対決したという構図を教授は描いていた。しかし私は、ソ連社会主義崩壊の基本的な筋道はそうではなく、当初の社会主義再生派が、ペレストロイカの進展に伴って資本主義転換派へと変わっていったと考えてきた。藤田教授にも、次のような文章がある。「ペレストロイカ政策は、『社会主義の刷新』という旗を掲げて出発したが、一定の段階で実質的には『脱社会主義』路線に転換・変質してゆく」（『八月政変の歴史的文脈』、『ソビエト研究』七号、一九九二年、六三頁）。「ゴルバチョフ氏が書記長を務めていた共産党の改革派そのものから、社会主義を否定する勢力が出るとは想像できなかった」（『朝日新聞企画報道室編』『どう見る社会主義のゆくえ』一九九二年、一九五頁）。これらの表現は、私の主張に近いようにみえるが、どうであろうか。

もともと資本主義転換派も、すべて社会主義再生派からの転換組というわけではない。初めからの資本主義転換派もいたであろう。社会主義の根本的な再生を目指せば社会主義の崩壊に至るのは明らかであったから、初めからの資本主義転換派も、意識的・無意識的に、マヌーバー的に社会主義再生派として登場するのは自然であったろう。

ただ「初めからの資本主義転換派」といっても、自覚的なそれは非常に少数であつたろう。ゴルバチョフが、そこまで徹底した改革に突き進むとは予想できなかったからである。改革の後にはその反動の時が訪れるのは歴史の常であり、跳ね上がり分子はその時肅正される危険性が高いからである。

さてソ連の解体を一挙に促進した一九九一年八月のクーデター事件については、藤田教授は未だ納得がいかないようである。クーデター・グループの背後の社会的実態が不明だといっているのである。「ソ連体制維持やそのための非常事態法適用一般には賛成であつたとしても、当該クーデター設計にはどうも賛成できないという立場は十分にありうる」といつた分かりにくい意図不明の記述もある(同六五一頁)。そのような立場はもちろんありえようが、当時の共産党中枢が、非常事態法適用には賛成しても、かのクーデターに賛成したはずはないと考えているのであるうか。クーデター事件の背後に何か陰謀があつたという考えをなお棄てきれないのであるう。当時の共産党幹部によるあのクーデター事件は、その翌日に予定されていた新連邦条約の調印開始を阻止するためのものであつたが、確かに新条約が調印されれば連邦体制が崩壊する可能性は高かつた。したがつて、あの状況の下では、保守派にとつてクーデターは充分に考えられる選択肢であり、別に不可思議な点はない。

ちなみにあのクーデターにおけるゴルバチョフの立場について、当時の諸状況とその後の関係者の証言などから、私は次のように考えている。ゴルバチョフはクーデターに反対したが、しかし徹底的には反対せず、「私は反対だ。やるなら勝手にしろ」といつたニュアンスで対応し、もしクーデターが成功すれば、追認する可能性も残っていたのかもしれない。クーデター・グループも、そのような「読み」の上でクーデターに踏み切つたのではないか。その失敗後、クーデター・グループがゴルバチョフに救いを求めようとしたのも、彼との間にそのような「阿吽の呼吸」があつたからではないかと思う。

さて、ソ連・東欧社会主義の崩壊後、残る社会主義諸国について、藤田教授はどのようにみているのであろうか。

二〇〇一年の論文では、中国・ベトナムで進められている市場経済推進の経済改革が、ソ連等の崩壊後の国際環境のもとで、「体制崩壊なしにどのように政治改革と連動していくか」注視しているという趣旨の文章がある（『20世紀の社会主義と21世紀への展望』、『経済』二〇〇一年一月、二四頁）。この二国についてはなお社会主義（あるいは社会主義的方位）に留まっていると見ているようである。〇七年著作では、現在の中国の路線を「大転換した再版過渡期路線」と呼び、現在の中国は「生産力の面では社会主義の前提創出を目指しながら、生産関係の面では形成されていた社会主義建設陣地の解体の流れをつくりだし、ひいては社会主義政権退場の前提条件をもつくりだしかねないという、鋭いディレンマを内包している」（〇七年著作六七〇頁）と書かれている。中国の社会主義的未來については悲観的のようである。この藤田教授の表現にみられるように、現在の中国では生産力の発展が生産関係を変え、これらの経済構造が政治権力の交替を招くという史的唯物論の公式を証明するような事態が進行しているわけである。いずれにしろ、現代中国の人権・民主主義の問題には無関心で、専ら所有制度の観点から論じられているのも気になるところである。

藤田教授が一九九九年と二〇〇七年に公刊した大著は、社会主義史の極めて詳細で充実した内容をもっている。これらの著作によって初めて明らかにされた事実も多い。しかしその詳細な研究と、教授がソ連崩壊後辿り着いた新しい認識は、それほど有機的に結びついてはいるようにはみえない。教授の新しい認識である「社会主義的方位」論や、第二経済、第二政治蔓延論は、新著ではそれ程主題的に論じられてはいるわけではない。社会主義史を改めて大研究した結果、上記の新結論が導き出されたという記述形式にはなっていないのである。第三段階の社会主義論についても、既成の先進諸国共産党の路線の紹介・確認と意味づけであるにすぎず、教授自身が新たに新理論を構築したわけではない。

藤田教授の二冊の本の内容を見ると、読者は、ソ連史の現実には明るい部分はほとんどなく、闘争と弾圧の暗黒

の歴史のように感じるのはないだろうか。藤田教授は、ゴルバチョフが過去の肅正裁判の見直しを進めたことについて、「…党の信頼回復をはかるものであったが、同時に、効果としてはその信頼の失墜を促進するものでもあった」と述べている（〇七年著作六一七頁）。肅正裁判の見直し自体は、ゴルバチョフへの信頼を高めたはずであるが、教授は見直しに反対なのであろうか。ともかく藤田教授のこの著作についても、同じようなことが言えそうに思う。ソ連の暗黒面を率直に明らかにした（まだまだ不十分であるが）ことは、社会主義の思想・運動の信頼を回復しようとするものであったろうが、その効果としては、第三段階の社会主義を含め、社会主義への信頼をいっそう損なうことになるのではないだろうか。

(1) この問題に関する藤田教授の用語にも微妙な変化があるが、ここでの私の文章では、それを配慮していない。例えば、一九九二年の藤田論文には、「官僚ブルジョア」、「成り上がりブルジョア」という言葉が登場する。二〇〇七年の著作にはこのような表現はないが、便利な言葉なので、二〇〇七年の著作の内容の紹介に際しても、私はこれらの言葉を使い上使っている。

#### (五) 「第一次的構造と第二次的形成物」論—スターリン時代への幻想と郷愁

前項までは、藤田教授の研究をクロノロジカルに検討してきたが、この(五)と、次の(六)は、問題群別に取上げる。

一九三〇年代に形成された体制を、藤田教授は「ソビエト型社会Ⅱ政治体制」と呼び、それは「第一次的構造」と「第二次的形成物」の二層構造をもつという。この二層構造論は、一九八六年の『概説ソビエト法』にも登場するが、一九八七年の論文「現存社会主義体制の歴史的位置」（藤田勇編『権威的秩序と国家』東京大学出版会）で

本格的に論じられ、その後も受け継がれている。この二層構造論は、藤田教授によるスターリン批判の欠如を示すものでもある。

教授によれば、「第一次的構造」とは、いわばこの体制の一応ノーマルといえる社会主義的諸関係の部分を目指す。

教授はそのメルクマールを七項目あげているが、「経済的諸関係の全一的社会化とその国家的・集権的計画化」「管理」はともかく、マルクス・レーニン主義による思想の一元化など、ネガティブな指標が多い。もともと「第一次的構造」も、ロシア的特殊性に基づく問題点を孕んでいたというのである。次に「第二次的形成物」は、スターリンによる異常な支配の部分を目指し、首長のカリスマ化、反対派を「人民の敵」とみなしての弾圧などの指標が列挙されている。この「第二次的形成物」は、「第一次的構造」の自己再生能力を損なうものであり、いづれ除去されるべきものであった。実際スターリンの死後、それは取り除かれていき、それは第一次的構造の変容・成熟を伴ったという（同書二七八頁）。このような見方は、基本的には〇七年著作でも受け継がれている。教授によれば、「第一次的構造」と「第二次的形成物」は同時に生まれたものであり、前者から後者が派生したものではないとされている（〇七年著作三六五頁）。一つの現象を敢えて人為的に二つの部分に分離して考えるわけである。

私は、このような人為的で奇妙な対象操作を行う意味が理解できない。教授は、第二次的形成物は第一次的構造なしにはありえないが、後者は必然的に前者を生ぜしめるものではないという（同書二八〇頁）。あるいはこの点にポイントがあるのかもしれない。スターリン体制のような異常な体制は、社会主義の必然的帰結ではなく、またロシア革命が必然的にもたらしたものでないと言いたいのであろう。いわばスターリン問題の棚上げ、「臭いものに蓋」である。一九八五年の回想で、教授は、「・・・理論史といっても私はスターリンの理論の批判というほうへはいかず、いまだにそっちのほうへかならずしもいつていない」、その理由はあまり考えていないが、「もともとスターリンの理論というものが私の研究にとってはあまり重要ではなく、スターリン理論を批判すべきほどの対

象ともみていなかった」等語っている（『社会主義の展開と社会主義法研究』、『社会科学研究』第三七卷第五号、三四一―三四二頁）。スターリンの理論など私も興味はないが、少なくとも当時、スターリンのソ連を積極的に支持していた以上、なぜあのような体制が生じたのかについての説明は必要であろう。

藤田教授は、「第二次的形成物」は社会主義の必然ではないというのであるが、それが東欧諸国に移植されたことも指摘している。第二次大戦後東欧諸国に成立した人民民主主義諸国には、ソビエト型が押しつけられていくが、藤田教授は、「そのさい留意しなければならないのは、『ソビエト型社会』政治体制」の『第一次的構造』だけでなく、これと不可分に構成されていた『第二次的形成物』もそこに持ちこまれたことである」という（九九年著作四七五頁）。確かに東欧諸国でも、ソ連に倣って反対派に対する異常な肅正が行われた。

しかしこのように、歴史と文化を異にする他国にも輸出が可能と言うことは、この「第二次的形成物」はある程度普遍性をもっており、社会主義のもとでは「第二次的形成物」が生まれやすいことを示しているのではないだろうか。ソ連・東欧諸国だけでなく、文化大革命時代の中国、北朝鮮、カンボジアのポル・ポト政権など、スターリン主義的な「第二次的形成物」は、社会主義国に数多くみられ、むしろそれを体験しなかった社会主義国の方が少ないのではないだろうか。私も、スターリン的な体制が社会主義にとって不可避だとは思わないが、なぜ多くの社会主義諸国でそれが生まれたのかを考える必要がある。

重要なのは次のことである。むしろ、第二次的形成物があったからこそ第一次的構造は構築できたのではないかということである。もともと社会主義は、それ自体大きな矛盾を内包しており、その建設は容易ではない。しかもポリシエビキは、社会主義革命の条件が整っていない状況の下で、第一次大戦中と二月革命後のロシア社会の解体と無政府状況という危機に乗じて権力を掌握した。そのような社会で社会主義を強行的に建設しようとするれば、スターリンのような狂気の独裁者が必要であつたらう。一般に「理想社会」の建設は、ある種の狂気なしに

は不可能である。藤田教授にも似たような発言はある。ソ連共産党の自己改革の困難性に関連して、「ある人が言っていたんですが、スターリンが三〇年代あれだけのことをやれた（第一次的構造に対応）のは、党を『改革』して独裁のシステムをつくりあげた（第二次的形成物に対応）からだ、このスターリンの『改革』に匹敵する大改革をやらなにかぎり、ソビエト共産党は役立たずだ、と。なるほど、そういう問題があると思いました」（ソビエト社会主義とは何であったのか）、『歴史評論』一九九二年一〇月、五四頁）と語っているのである。

二〇〇七年の著作では、「初めての普通・平等選挙の実施された年（一九三七年）に無軌道な『大テロル』が始まる。．．．実に明暗たちどころにとろろを変え、複雑でまた荒々しい激動のなかでの体制の『原型』の造型であった」とある（〇七年著作二五八頁）。この「荒々しい激動」は、一九二八年の農業集団化への動きから始まるが、あの多くの餓死者を伴った強制的集団化の手法も第二次的形成物であろう。このような第二次的形成物なしにはソ連の社会主義化（第一次的構造の形成）はありえなかつたのである。

藤田教授は、それまで、スターリン批判以後、異常な「第二次的形成物」が除去され、「第一次的構造」が成熟していくと論じていた。しかし実は、スターリン批判以後「第二次的形成物」が除去されるとともに、腐敗現象が始まる。藤田教授によれば、経済改革による物質的刺策策等の導入により、私的利益、官僚層のグループ利益を追求するメンタリティーが生まれ、それが「第一次的構造」を掘崩していくことになるのである。つまり「第二次的形成物」があつたからこそ「第一次的構造」が構築可能となつたのであり、スターリン的な「第二次的形成物」が除去されると、社会主義は崩壊の道を歩み始めるのである（既述のように、藤田教授も、ソ連社会主義の崩壊への動きは一九六〇年代に始まつたと述べていた）。異常な独裁体制なしには、私利私欲を棄てた社会主義は形成しえないのであろう。

藤田教授は、「．．．この時代の社会的・政治的緊張、社会主義建設の熱狂的昂揚の中で不幸にしてスターリン

の『個人崇拜』が成立・確立し、悲劇的な適法性侵害を結果せしめる」とか、「三六年憲法以後、法の安定性に力点をおいた社会主義的適法性が強調され、個人の権利の保護が強調され、全人民的民主主義がうたわれたその時期に、『個人崇拜』の悲劇のピークが存した」ことを指摘している（『社会主義変革と法』、『法学セミナー』一九六六年二月、五二―五三頁）。このことが示すように、また常々私が語っているように、天国と地獄は一つのものである。社会主義は天国であると同時に地獄でもある。神は畏怖すべき存在であるからこそ敬愛もされる。スターリンは恐怖の存在だからこそ、人民によって愛されたのである。「子供は犬と同じで、殴られ続けると自分に非があると思うようになる」という嫌な言葉を聞いたことがある。素朴なロシア人民は、スターリンに虐待され続け、非があるのは自分で、同志スターリンは偉大だと思いつけたのであろうか。

藤田教授は、ソ連崩壊後、一九三六年のスターリン憲法の制定過程について詳細に研究し、研究会でも報告していた。○七年著作にも、その研究結果は含まれている。今時なぜスターリン憲法かと私は不思議に思ったが、それは、後述の社会主義第三段階論とも関係がありそうである。ただそれだけではなく、スターリン時代は暗黒一色ではないことを示したいという思惑もあるのかも知れない。一九九九年の著作では、スターリン憲法の掲げた理念を「『デマゴギー』としてかたづけられることはできない」と述べられているのである（九九年著作四六四、四六五頁。ただし現実には、それはうまく実現されなかったという文脈においてである）。

これまで述べてきたことから考えて、藤田教授は、スターリン体制をもちろん否定的に捉えているのであろうが、同時に、かなりの幻想を抱いているのではないかとも思われる。スターリンを批判しているつもりではあるが、具体的・個別的・直接的なスターリン批判の言葉はないのである。そしてスターリン時代をマイナス面だけで捉えると、「ソ連人民の第二次世界大戦でのドイツとの死にものぐるいの戦闘も解明できないし、戦後復興も解明できなくなります」とも述べている（『社会主義研究の新たな視点と課題（上）』、『経済』一九九六年五月、四一頁）。

教授が、一九六六年に中国を訪問し、スターリン批判以後のソ連よりも中国に親近感を抱いたことについては前にも紹介したが、毛沢東の中国はスターリン体制と共通性がかなりある。スターリン時代の無私と献身の精神とある意味での情熱に、藤田教授は、あるいは郷愁にも似た感慨を抱いているのかも知れない。確かに革命や戦争という危機的状况においては、民衆は利己心をミニマムにし、熱狂的に一つの目標に献身する、あるいはそれを強制されることはあるだろう。

藤田教授の言にならえば、日本の軍国主義時代を否定的にだけ捉えれば、日本人が一億火の玉となつて熱狂的に闘い、自爆攻撃や自決も辞さなかつたことが説明できないということになりそうである。ナチスであれ、カルト集団であれ、熱狂集団は同じようなものである。しかしこのような熱狂（利己心を抑制し、目標に献身する）を一つの体制として平常時に持続することは、スターリン的な強制、あるいはイデオロギー的・宗教的洗脳なしには不可能である。一九九九年の著作でも藤田教授は、「・・・一九四一年夏からの四年間、ソ連の人民は『祖国の自由』を守るために想像を絶する苦難を克服してファシズム権力を打倒し、この面で世界の人民の自由と民主主義の前進のために大きな貢献をした」と述べている（『自由・平等と社会主義』、一九九九年、四七〇頁）。この言にも、私は納得できない。当時のソ連とドイツの戦いは、ナチズムとスターリン主義という巨悪同士の間であつて、世界の人民の自由と民主主義に貢献したとは全く言えない。

また藤田教授は、ロシア革命が世界の自由・平等・民主主義の運動（社会主義の方向につながるそれ）に大いに寄与したと言ひ、「これはスターリン時代のソ連でさえ寄与したのです。それがひどい幻想と錯覚にもとづいていたというふうに簡単には処理できません」と述べている（『社会主義研究の新たな視点と課題（下）』、『経済』一九九六年一一四頁六月）。確かに当時の日本の共産主義者の運動に、スターリンは大きな影響を与えた（その一端は本稿の最初の方でも述べた）が、それはすべてネガティブな方向においてではなかつたらうか。藤田教授も、

ソ連共産党は、自らの特殊の経験を普遍的なものとみなして他国に押しつけると、批判していたはずではないか。ソ連社会主義崩壊の根柢についても、教授は、既述のように、スターリン的な体制の問題よりも、スターリン批判以後の社会主義の混乱に重点を置いていた。「一九六〇年代以降の社会主義論の混迷」という認識が各所に示されていたし、ソ連社会主義崩壊のルーツも、主として一九六〇年代以降の利害動機刺激型経済政策や、それを契機とした第二経済的な構造の生成に求めていた。確かにスターリンの時代には、私利私欲を超越して社会主義建設にいそしむ「熱狂の動員」があり、腐敗した第二経済や第二政治はなかったろう。スターリン時代の「生産における『突撃隊』や『共産主義的労働班』や『社会主義競争』の組織、あるいは国民の『文化水準』向上のための努力その他もろもろの人々の営為をすべて仮象として一笑に付すのは傲慢のそしりをまぬかれない」と教授は言う（九九年著作四八六頁）。私は「仮象」とは思わないが、あのような下からの熱狂にも支えられた運動は、ファッショ的、カルト集団的で恐怖を覚える。

さらに藤田教授は、スターリン体制について、「いままでのべたような変質（スターリン体制の否定的側面）だけですが、すべてが尽くされるかという点、そうではない面もあった。国民のあいだでは、ある程度教条的につくられたものであれ、社会主義を積極的に支持し、創造的な社会主義的いとなみに献身するという面がありました」と述べている。また教授は、スターリン時代にマグニトゴルスクという新興の大工業都市で試みられた啓蒙主義的なユートピアを追求する都市づくり（啓蒙的ユートピアの実験）にも興味を示している（『社会主義研究の新たな視点と課題（上）』、『経済』一九九六年、五月、四一頁、〇七年著作二九七頁）。全体として、スターリン時代への郷愁と幻想を感じられないであろうか。スターリンにも肯定しうる点があったという見方は、ロシアのプーチン氏など強権的政治家や、素朴な一般民衆にも根強いものである。藤田教授が、それらと同列というつもりはないが。

(1) ポル・ポト政権（一九七五—一九七九年）にしても、彼らはもともと狂信的な犯罪者グループだったわけではなく、理想社会を建設しようとしたナイーブな理想主義者達であった。同政権指導部の中心メンバーは、ほとんどがフランス留学組であり、フランス共産党に入党して共産主義思想を学んだエリート知識人達であった。彼らが行った強制的農業集団化の方法はソ連のそれとよく似ており、当時の権力構造もソ連のそれと類似している。意識的にソ連を模倣したわけではないにもかかわらず、イデオロギーの虜となり、焦慮に駆られて、狂信的なエネルギーで共産主義を実現しようとすれば、同じような現象が生じるのである。

#### (六) 第三段階の社会主義論

さて残る問題は、社会主義の第三段階論である。藤田教授は、ソ連・東欧の社会主義の崩壊によって、社会主義史の第二段階は終わったという。これから展開するはずの第三段階は、自由で民主的で経済も発展する新しい社会主義である。<sup>(1)</sup> 第三段階の萌芽は、一九三〇年代の人民戦線運動（社会民主主義勢力をはじめとする反ファシズム勢力と共産党の統一戦線の運動。フランス、スペインでは人民戦線政府が誕生した）にみられるという。当時西欧諸国におけるファシズムの台頭を前にして、スターリンそしてコミンテルンの革命戦術に変化が生まれ、人民戦線戦術が採用されたのである（それまでは「社会ファシズム」論が説かれ、社会民主主義勢力は共産党の主敵とされていた）。ファシズムによって失われた民主主義の旗を、社会主義こそが受け継ぐという発想である。一九三六年に制定され、当時世界で一番民主的な憲法と宣伝されていたスターリン憲法の内容も、このような流れの上にある。

藤田教授は、ソ連崩壊後、スターリン憲法の制定過程を詳細に研究したが、それは民主主義を取り込んだ社会主義の憲法ということで、教授の第三段階の社会主義論と共鳴するからかもしれない。しかし同時に、スターリン憲法制定と時を同じくして、現実の世界では、一番激しい弾圧（テロ）が始まることは、教授も指摘している。後に

一九五二年のソ連共産党第一九回大会では、スターリンは、ブルジョアジーもかつてはブルジョア民主主義的自由を主張して人民の中で人気を得ていたが、今やブルジョア民主主義的自由の旗は投げ捨てられたと述べている。そして、「共産党および民主主義諸政党の代表者が、人民の大多数を結集しようと思うなら、諸君はこの旗（ブルジョア民主主義的自由の旗）をかかえて前進しなければならないと私は考える。ほかには、だれもこの旗をかかげるものはいないからだ」と演説している（『ソ連共産党一九回大会演説集』駿台社、一九五二年、五頁）。ここでも、自由や民主主義の要求を、社会主義革命のための手段として利用するという発想が窺える。これは、第三段階の社会主義論と同じである。「第三段階の社会主義」論は、それ程新しい発想ではなく、既にスターリンにも見られるわけである。

一さて人民戦線運動後、第三段階の社会主義運動の水脈は、一九六八年のチェコスロバキアの再生運動、一九八〇年代のポーランドの連帯の運動、一九七〇年代以降のユーロコミニズムの運動等々に受け継がれたという。これらのうち、ポーランドの連帯運動はもともと反社会主義的な運動であったし、チェコスロバキアの民主化運動でさえ、ソ連に配慮して社会主義の枠内の改革運動を装ってはいたが、本質的には反ソ・反社会主義の運動であった。しかし藤田教授のように、社会主義の発展を歴史法則とする考え方からは、既成の否定的秩序に対する抵抗運動は、すべて社会主義の前進と映るのであるうか。その点、ソ連のペレストロイカは、まさに第三段階の社会主義運動の中でも際立ったものであったが、それも失敗に終わった。ということとは、この点からも第三段階の社会主義運動は終わっていることになる。

一さてこの第三段階の社会主義運動は、どのような社会主義をいかにして実現しようとしているのか、藤田教授の著作では、ユーロコミニズム以来の先進国共産党の近年の綱領的文書等が、客観的に紹介されているだけであり、藤田教授自身の積極的主張は窺えない。そこで語られている自由・民主主義が、これまで批判してきたブルジョア

的な自由・平等と同じなのか違うのか、部分的に共通するというのか、全く明らかにされていない。一九九六年の論文では、「ブルジョア民主主義かプロレタリア民主主義か、ブルジョアのための自由か、プロレタリアのための自由かという論理だけでなく」、「ブルジョアの自由・民主主義の克服の道として構想された諸原理・諸運動の歴史の再検討」が必要だと述べている（『社会主義研究の新たな視点と課題（下）』、『経済』一九九六年六月、一一七頁）。「そのときの自由・平等はブルジョアのなものであつて、社会主義的な意味での自由・平等とは違うのだというふうに峻別してしまうのではなく」云々という言葉もある（同論文一〇八頁）。

二〇〇七年の著作では、第二段階の社会主義的思想では、「自由や民主主義の階級性の論理」が確立され、「ブルジョア民主主義とプロレタリア民主主義」の区別が強調されていた（〇七年著作五六五頁）が、それに対して、第三段階の社会主義思想では、「ブルジョア民主主義とプロレタリア民主主義の対置ではなく、自由と民主主義の『固有の価値』が前面に押し込まれる」と説明されている（同書五七一頁）。ここでいう「自由・民主主義の固有の価値」とは何か、これが核心的問題であるが、その内容は説明されていない。また説明できないであろう。「自由・民主主義の固有の価値」とは、これまで西欧諸国で培われてきたもの以外にありえず、結局これまで共産主義者が「ブルジョアの自由・民主主義」と批判してきたものに外ならないからである。そして共産主義者は、このような「ブルジョアの自由・民主主義」を容認できるはずはないのである。藤田教授も、普通選挙制の下では、労働者階級が選挙で勝てない仕組みができあがっている、と述べていたではないか。

藤田教授は、次のようにも言う。「二〇世紀の社会主義の方向につながる自由・平等・民主主義の運動の大きな広がりには、ロシア革命は大きく寄与したと思います」（『社会主義研究の新たな視点と課題（下）』、『経済』一九九六年六月、一一四頁）。ロシア革命が、自由・民主主義の発信地になったとも言うが、これらは事実であるか。革命後のロシアは自由と民主主義の抑圧の見本であったから、それが世界に肯定的影響を与えたはずはない。

この文では、自由・平等・民主主義の前に、「社会主義の方向につながる」という言葉がくつついている。この点からすると、民主主義には、「社会主義につながる自由・平等・民主主義」と、つながらないその二種があるようである。それがどのように区別されるのか、明らかにすべきである。

東欧社会主義の崩壊後、藤田教授は、東欧諸国の「自由と民主主義を求めて立ち上がった民衆が、西欧民主主義の枠をこえるその前進をわがものとする」ことを期待している（『法と民主主義』一九九〇年三月、「時評」欄）が、「西欧民主主義の枠を超える」民主主義とは何か。既述のように、ソ連崩壊後には、資本主義諸国の「大衆社会的民主主義の展開に比較して、社会主義諸国の民主主義の貧困が露呈された」と、教授は語っていた（二〇世紀末の世界構造激変と民主主義法学、『法の科学』二〇号、一九九二年、一二二頁）。ここでの「大衆社会的民主主義」とは、社会主義社会に期待される民主主義とは別のものなのであるが、それは何か。近代的・西欧的な民主主義とは異なる社会主義的な民主主義を追求するというのであれば、それは第二段階のソ連型民主主義と同じことである。西欧型とも、ソ連型とも異なる民主主義というのであれば、それがどのようなものなのか明確に説明する必要がある。

このように、今日の先進資本主義諸国の共産主義者は、近代的な自由・民主主義の擁護者であるかのように振舞っている。しかしそれが本物かどうかは、次のような質問を試みれば分かる。「現在の西欧諸国を自由で民主的な体制と認めるか否か?」。かつて共産主義者は、先進資本主義諸国では、帝国主義的支配の下で、自由と民主主義がますます踏みにじられていると主張してきた。それは事実に戻しており、マルクス主義者の間違いだらけのソ連論でさえ公表できるほど、先進国の表現の自由度は高いのである。もしソ連と同じように、「正しい言論」の自由のみが許されるのだとすれば、彼らの誤ったソ連研究の公表は決して許されなかったであろう（恥を後世に残さないために、その方がよかったかもしれない）「間違った言論」の自由にも寛容な「ブルジョア的自由」のあり

がたさを、彼らは思い知るべきであり、感謝すべきである。

しかし原理主義的なマルクス主義者である藤田教授が、資本主義・社会主義を区別しない「純粹民主主義」論の立場をとっているはずはない。自由や人権の階級性を否定するはずもない（私自身も、藤田教授同様、自由・民主主義・人権・法治主義など近代的諸原則の階級性を認めており、その上でこれら諸原則の価値を認めている）。この問題についての藤田教授のホーネは、二〇〇七年著作の中に、密かに顕れている。藤田教授は、民主主義革命、真の国民主権、真の民主主義、議会制民主主義の概念や、自由・人権・民主主義の普遍的価値を前面に押し出す第三段階の社会主義論は、かつてのベルンシュタイン的修正主義や第一次大戦後ポリシェビズムに対抗した社会民主主義の思想を想起させるかもしれないが、そうではないという。

社会民主主義の流れは結局資本主義の擁護に至ったが、第三段階の社会主義は、「社会主義への民主主義的な道」（「社会主義への」に傍点がついている）であって、目標はあくまでも社会主義である。「これらの概念・命題（自由・人権・民主主義など）の現代資本主義社会における特殊階級的被規定性が否定されているのではない」というのである（〇七年著作五六八―五六九頁）。これは「衣の下から鎧」が覗いたというべきである。自由・人権・民主主義・国民主権等の諸概念・諸原則は、やはり階級性をもつというのである。資本主義下の自由・民主主義等々の諸価値と、社会主義下のそれは、やはり違うということになる。それ自体は当然のことであるが、それならば自由・人権・民主主義などの現代資本主義社会における「特殊階級的被規定性」なるものの内容を説明し、社会主義下のそれがどこが違うのか、明確に説明すべきである。

藤田教授は、第三段階の社会主義の運動を、「社会主義への民主主義的な道」という言葉で概括している。この表現自体に示されているように、この社会主義の第三段階の特質は、主として社会主義に至る筋道の特徴によって示されているようである。つまり原理としての社会主義の点で特に新しいものがあるわけではなく、それに至る筋

道（過渡的戦術）がロシア革命などとは違うということのようである。例えば武装蜂起ではなく、議会で多数派を獲得することによる権力の掌握、プロレタリア独裁概念の放棄などである。しかしこれらは、かなり前から先進国共産党が主張してきたことであって、新しいものではない。さらに、「社会主義への道における当面の社会変革の課題がますます『民主主義的変革』と把握されるようになり、「この『民主主義的変革』は、連続的・発展的過程であって、その探求は『社会主義への民主主義的な道』の探求となる」という（〇七年著作五七一頁）。つまり直ちに社会主義的変革に乗り出すのではなく、まず民主的変革を実行し、連続的に社会主義へと向かうというのである。ただこのような革命論は、既に以前から追求されているもの（ボリシエビキ党もそうであった）であって、とりたてて第三段階などと言う必要もないだろう。

このような「民主的変革」から「社会主義的変革」へと連続的に追求する二枚舌的革命戦略（かつては二段階革命論などと呼ばれていた）は、必ず欺瞞的性格をもつ。既述の、ロシア革命後に表面化した最大限綱領と最小限綱領の矛盾も、その表れであった。言論の自由の規制の問題については、既に何度か述べた。別の例として土地問題を取り上げよう。革命前ロシアの農民は土地を要求し、十月革命直後の「土地に関する布告」はそれを認めた。土地は地主から取り上げられ、農村共同体を媒介に個々の農民に引き渡されたのである。それはボリシエビキの主張であった土地の国有化を認めたものではなく、農民の要求に従い土地の「所有」制度そのものを廃止したものであった（母なる大地は、空気と同じように、だれも所有できない）。実際上は、農村共同体を媒介に個々の農民が土地を占有・利用していた。その後農民の利益を代表していた左翼社会革命党が解体し、共産党の一党支配が確立すると、土地は法律上は国有化された。しかし、その後もしばらくの間は事実上農民（あるいは農村共同体）が土地を所有し続けていたのである。しかしやがて社会主義化過程（農業集団化）で土地は個々の農民から再び取り上げられ、国有化は実質化した。その際膨大な数の犠牲者を出したのである。十月革命時の約束は、ここでもホゴにされ

たのである。

さらに加えて統一戦線の問題がある。共産党が単独で議会の多数を占めるということは、ほとんどありえないであろう。そこで先進国の共産党は、一般民主主義的な政策を提示して統一戦線（かつての人民戦線）を結成しようとする。そのためにも、自由・民主主義の普遍的価値を正面に掲げざるをえない。そして統一戦線で議会の多数を制した上で、共産党は力を増大させ、さらに社会主義的変革へと進もうとする。その段階では一般民主主義的諸要求は放棄され、プロレタリア的民主主義が追求されることになる。その段階で統一戦線に参加した他の政治勢力が、こんな筈ではなかったといつても後の祭りである。なかには共産党に合流したり、協力したりする者も出てくるだろう。しかし多くは、利用するだけ利用されて、結局は裏切られることになる可能性が高い。

このように、第三段階の社会主義といつても、それは権力を握るための戦術でしかない。はっきり言えば、人民の欺瞞である。社会主義下の自由・民主主義の抑圧は、資本主義下の資本家・賃労働者の階級矛盾、景気変動、失業問題、格差問題などと同じように、体制の本質に由来するのであるから、いかに自由・民主主義が重要だと説教しても、いかなる「理論」を構築しても、立派な「構想」を展開しても、無意味である。

もし第三段階の社会主義論が新しい内容をもつとすれば、「ブルジョア的な自由・民主主義」と異なる社会主義的なその内容が明確に示されなければならないし、社会主義下でいかにそれを保障するかが説明されなければならない。しかし藤田教授はそれをしていないし、しなければならぬという問題意識自体欠如している。

二〇〇七年の著作のタイトルは、そのものズバリの『自由・民主主義と社会主義』であるにもかかわらず、この著作では、自由・民主主義と社会主義の理論的・原理的關係について、自説を展開しているわけではない。ただ自由・民主主義と社会主義の關係について、これまで先進国共産党の提起してきた路線が、実は第三段階の社会主義論になっていたことを改めて発見したかのような記述方法になっており、ユーロコミュニズムなどの綱領的文書の内容

が紹介されているだけなのである。相変わらず藤田教授の発想方法は、新しいものを提起することよりも、既にあるものの中に合理的な意味を発見することにあるのである。そのため計画経済、計画政治の行われる社会主義体制の下で、計画原理と矛盾する自由・民主主義をいかに構造的に保障するのかについての構想は、全くないのである。この意味でも、第三段階の社会主義論に、新しい点はない。結局第二段階の社会主義の崩壊とともに、第三段階のそれも終わったと言わなければならぬ。

さてもう一つ、社会・経済関係の問題も残る。ソ連などの社会主義と異なり、「形式的社会化」を超えて、「実質的社会的化」を実現するにはどうしたらいいのか、これについても藤田教授の説明はない。計画経済体制は集権化しやすいが、それが他方の極に私的利益追求志向を生みだし、他方で経済管理システムを分権化し内部関係を柔軟な構造にすれば、やはり私的な交換関係が発展する―これが藤田教授の語る第二段階の社会主義の否定的教訓であった。ではどうすればいいのか、教授はこの点について語るべきである。青写真を描くべきでないということなのかもしれないが、しかしすでに歴史的現実としてのソ連型社会主義の教訓があるのであるから、それを否定的教材として、ある程度の構想は語らなければならない。それが語れないのは、結局第二段階の社会主義を乗り越えることは不可能だからであろう。既述のように、藤田説によれば、社会主義的所有関係、社会主義的経済構造を空洞化させていったのは、脱スターリン路線として採用された利害動機刺激型の経済政策であったのだから、それを防ぐためには、スターリン的な命令型経済システムしかないことになるのではないだろうか。

ところで、第三段階の社会主義運動の担い手はどうなっているのか。日本の労働運動で力をもっていたのは官公労働者だと思いが、近年その運動は、日本では既得権益者（さまざまの違法な権益を含む）の利己主義的運動として批判されることが多いのではないだろうか。私は大学の教職員組合に入っていたが、その体験は私にとつて大きなカルチャーショックであった。私は不覚にも、労働運動は正義のために闘う運動だと思っていたが、実際には、

闇手当をよこせ、闇休暇をよこせといった違法な利己的要求が、その活動のほとんどすべてであった。彼らは、このような要求を行うことが後ろめたいという気持も全くないようで、当然の正当な要求とみなしていた。これは、腐敗し買収されたいわゆるダラ幹の運動かといえはそうではない。選挙が近づくくと共産党のポスターを貼っていたし（組合の掲示板に貼るのも政党支持の自由の原則に照らしておかしいが、それ以外の各所にも貼っていた。その後行政改革のなかで公務員に対する批判の声が高まったためか、現在はポスター貼りは見かけない）、その他さまざまな証拠から、運動をリードしていたのが共産党系であることは明らかであった。さらに遡れば、私が学生の頃、共産党系の学生達は、大学に対して、「鉛筆削り機をよこせ」といった物取り闘争をやっていた。日本は社会主義でもないのに（ペレストロイカの頃、日本は理想的な社会主義国だというソ連人がかなりいたし、欧米諸国や日本国内でも、皮肉を込めてそう言う人はかなりいたが）、左翼運動の中には、ソ連社会主義を崩壊させた私的利益追求の契機が早くも全面展開していたのである。日本の左翼は、政権を握る前から、既にブレジネフ的な「第二経済」を実践し、支配権を握っている分野・領域（一部の学会・労組など）では、「第二政治」（コネによる人事等）も行っているのである。思わず脱線してしまっただが、要するに、私利私欲を離れた「実質的社会化」なるものは、不可能だということをお願いするのである。

労働運動の沈滞の中で、藤田教授が期待しているのは、新社会運動（反核平和運動、環境運動、地域自治運動、社会福祉運動、新しい女性運動）のようである<sup>3)</sup>。これらの運動は資本主義の矛盾が多方面にわたって表れていることの結果であり、それらの運動の課題は「民主主義的変革」として把握されるようになり、「この『民主主義的変革』は、連続的・発展的過程であって、その探求は『社会主義への民主主義的な道』の探求となる」と都合のよいことが書いてある（〇七年著作五七二頁）。しかし現実には、おそらくその逆であろう。これらの運動は資本主義社会だからこそ十分に展開でき、また一定の効果も期待できるのであって、社会主義の下ではこれらの運動がほとんど不

可能になることを、運動家達はよく知っている。結論として藤田教授は、次のように言う。「筆者〔藤田教授〕は、伝統的な労働組合運動や社会主義諸政党の政治運動と新しい社会諸運動との広い連携の構築によって、長期的にみれば現存資本主義体制のオルタナティブ、すなわち自由で民主主義的な、したがって多元的で分節的な協同社会的関係、すなわち社会主義、の構築の流れが大きくなる方向を念頭に置いて、これを社会主義史の新しい第三の段階への移行とみる。「いずれにせよ、いづこにおいても新たな社会主義への道は坦々としたものではないが、資本主義のオルタナティブの探求、社会主義への移行という構想は決して陳腐化しておらず、反対に、世界のいたるところでその道に新たな追求が多様化した形で進んでいるのである」(〇七年著作六九六―六九七頁)。

(1) 藤田教授によれば、もともと社会主義の思想は、近代市民革命の掲げた自由・平等の理念と結びついており、資本主義社会では現実化できないこのような理念を実現するために社会主義の思想が生まれたという。第二段階の社会主義においてはこの原点が見失われてしまったが、それを再び取り戻すのが第三段階の社会主義ということになる。しかしそのような思想は、第二段階の社会主義を実現したはずのロシア革命当初にも広範にみられた思想(フランス革命の理念は資本主義社会で実現できず、社会主義こそがそれを實現する)であり、私は、自らの最初の著作でそのような議論を紹介している(森下敏男『ソビエト憲法理論の研究』創文社、一九八四年、一一―一三頁)。ということは、第三段階の社会主義思想なるものは新しいものではなく、既に第二段階の社会主義思想の中に取り込まれながら、実現できなかったことを物語っている。似たような議論はスターリンにもみられることは、後述する。

(2) 藤田教授が、ロシア革命は、社会主義につながる自由・民主主義の発信地になったと言うのは、不思議な言説である。なるほど先進諸国における共産主義者は、社会主義ソ連で一番踏みこじられている自由、人権、民主主義といった要求

を、自らの運動のなかに積極的に掲げてきた。本来この要求は、ソ連に対してこそ向けられるべきものであつたらう。自由・民主主義を抑圧するソ連を肯定する勢力が、西欧諸国では自由・人権・民主主義を要求する。これは全く矛盾した現象である。この矛盾は、既述の最大限綱領と最小限綱領の二枚舌や、「誰が誰を」の論理によって解消されてきたのである。

(3) 拙稿「『ペレストロイカ』と法・序説」(『神戸法学雑誌』三八巻一号、一九八八年、一三三頁)では、「今日では先進資本主義諸国における社会運動は、普遍的性格を通行する労働者の運動よりも個別問題をめぐる市民運動が中心で」あることを指摘している。ここでいう市民運動は、藤田教授の言う新社会運動に対応する。私は、資本主義社会が階級対立の構造をもっていることを認めているが、その意味は相対的に減少してきており、世界大の問題としては環境問題、宗教対立、民族対立など、国内的には、失業者を含む各種の社会的弱者保護の運動、各種の格差是正運動、消費者運動等が主要な問題軸になっていると思う。

#### (七) 藤田批判のまとめ

要約の場合、藤田教授の言葉を直接引用することは困難だし(長くなりすぎる)、しかし私の言葉だけでまとめるとバイアスが生じよう。それに、まとめると平板で無味乾燥になりがちでもある。ということ、あまりまとめたくはなかったのであるが、本稿もかなり長くなったので、ここで簡単に要約しておくことが必要と感じるに至った。

第二章第一節「わが国の社会主義法研究の特徴」の(一)「社会主義と批判的社会科学の消滅」。マルクス主義の立場からすれば、社会科学の研究対象は社会の諸矛盾の反映として表れる物象化された諸現象であり、その役割は、社会諸矛盾の原因・構造・特徴などを「批判的」に説明することにある。ここでは「批判的」契機は不可欠である。

しかし完成した社会主義下では社会諸矛盾は止揚されることが想定されているから、社会諸矛盾の解明の学としての「批判的」社会科学は、論理必然的に消滅することになる。マルクス主義者のソ連論に批判的観点が欠如または希薄であることの原理的根拠は、この点にある。藤田教授は、「未完成」の社会主義下ではなお批判的科学が必要であると考えている。しかしその研究対象と考えているのは、なお未解決の資本主義的矛盾の残滓であったり、あるいはロシア社会の特殊性・後進性であったりするだけで、社会主義そのものの固有の矛盾ではない。実際には分業構造の存在する社会主義のもとでは社会矛盾は残存するばかりでなく、それに加えて「社会主義固有の矛盾」が無数に発生するのである。したがって批判的観点なしには、ソ連社会を正しく認識することはできない。一九七〇年代後半からは、藤田教授のソ連論にも否定的記述が増えるが、社会主義の矛盾そのものの批判ではもちろんなく、ロシアの特殊性・後進性の指摘にすぎない。それらも直接的な正面からの批判ではなく、ソ連国内でもみられるような「問題点の指摘」にすぎなかった。<sup>1)</sup>

(二)「運命論的な歴史法則観と緻密な空理空論」。藤田教授は、資本主義の崩壊と社会主義の到来を歴史法則とみなし、人類は社会主義に向かうよう方向づけられているという運命論的な観点に立っている。この歴史法則をア prioriに前提してすべての社会現象を説明しようとするため、社会主義諸国にさまざまな矛盾が存在しても、問題の発生は同時にその解決方法と解決の主体を生み出すといった楽観的な予定調和説になっていた。生産手段の私的所有の廃止とその社会化は、諸問題の解決の前提となっており、その最終的保障となつていとも述べている。社会主義諸国の否定的諸現象も、いずれ必然的に改善されると信じていたのである。教授は、このように、歴史法則に依存した客観主義的な傾向が強いが、他方で、中国共産党の人間改造・思想改造路線に共鳴したこともあるし、ソ連崩壊前後の時期には、歴史における「主体」の役割を重視する発言もしている。とはいっても、その「主体」はやはり客観的なプロセスの中から生まれるという客観主義的歴史法則観に呪縛されている。ソ連が崩壊しても、

その事実をも歴史の弁証法的発展の一要素（アンチテーゼ）として、人類は社会主義に向かって前進している考えるのである。教授の記述は極めて精緻であるが、それは事実にもとづくものではなく、証明不可能な歴史法則からの論理の自己展開（演繹）であり、演繹の論理をいかに緻密化しても、それらは空理空論にならざるをえない。

（三）「理論・実践の結合と配慮法学」。マルクス主義者は、理論と実践の統一、認識と価値判断、科学性と階級性の統一を説く。彼らは、科学の階級性を主張し、「だれがだれを」の論理（ブルジョアジーによるプロレタリアートの抑圧には反対するが、その逆は支持するといったダブルスタンダード）を重視するので、資本主義国の人権侵害は厳しく批判しながら、社会主義国のそれには寛容な態度をとる。藤田教授は、社会主義下では学問研究は人民の歴史的運動に奉仕すべきことを前提としていると述べているが、そうであれば資本主義下でもそう考えないはずはない。藤田教授も、対象を「どうするのか」という実践的立場に立つことによってこそ、「それが何であるか」を真に認識できるといふ論理で、理論と実践の統一の必要性を原理的に説明している。この説明自体は正しいが、その方法を社会主義研究にこそ適用すべきであつたらう。教授は、民主主義法学の立場に立つべきことを主張し、民主主義という政治的主張（それも近代的民主主義とは異質のプロレタリア的な「民主主義」）を科学的認識に紛れ込ませ、政治主義的に学問を歪曲した。教授は、ソ連・東欧社会主義の崩壊が、わが国の民主主義・社会主義の運動に否定的影響を及ぼさないよう研究者に注意を呼びかけているが、そのような考慮が、一部で「擁護法学」、「配慮法学」（社会主義に配慮した法学）などと呼ばれるような、社会主義認識の歪曲を生んだのである。<sup>(2)</sup>

（四）「弁証法的思考の陥穽と社会科学のセンスの欠如」。マルクス主義であれ、アメリカ型社会科学であれ、一見緻密そうにみえる「理屈」をあまり信用してはならない。弁証法は、物事を形式的・固定的ではなく、矛盾的相互関係において、また流動的变化において捉える方法であり、科学的認識において重要な方法の一つではある。しかし他面でこれは、何でもかんでも縦横無尽に説明することが可能になるいい加減な論理でもある。対象である

事実としてのソ連に変化はないのに、それをいかにも厳密な論理で社会主義だと論証することもできるし、全く正反対に、緻密な論理で社会主義ではなかったと論証することもできるのである。藤田教授は、初期には、ソ連は社会主義から共産主義への移行期にあるとみなしていた（それを「ソ連について語るものはだれでも知っている」と述べていた）が、その後社会主義（一九七〇年からは初期社会主義）、ソ連崩壊後は「社会主義志向」、それから「社会主義的方位」の社会とへ認識を変化させた。その他ソ連崩壊の前後で藤田教授のソ連認識が大きく変化した点が多いが、その変化の理由は説明されていない。緻密な論理にみえる藤田教授の理論も、論理必然的に展開されているのではなく、そのときどきの価値判断、情勢判断で恣意的に理屈を変えているのである。

そのような論理操作を緻密に行う一方で、藤田教授には、健全な社会科学的センスが欠如していた。教授は、ソ連で言論を自由化しても、社会主義思想が敗北するはずがないと信じていた（これはゴルバチョフも全く同じで、だからこそ彼は自由化・民主化を推し進めたのである）が、これはソ連社会の本質に対する無理解ぶりを示すものであった。ソ連の労働者が経済・政治過程に大いに参加しているという認識もソ連崩壊後変化するし、またソ連社会には「第二経済」、「第二政治」が蔓延していて、ペレストロイカ開始時点で国有システムは危機的状況を胚胎していたと後に藤田教授は述べている。これらのことは、健全な社会科学的センスがあれば、ずっと以前から明らかなことであった（ただし、国有システムが危機的状況を胚胎していたと言うのは言い過ぎである）。東欧の社会主義崩壊後も、それを社会主義改編への動きと捉えて歓迎するかのような言辞も見られるし、またそれまで否定していた両体制の収斂も予想の一つに加えたり、かなり方向感覚を失っているように思われた。

（五）「その他」。社会主義法学者の書くものは一般に難解であった。それはペダンティズムや思索の混乱、ごまかしによる場合もあるが、論証できないことを無理に論証しようとするためであることも多かった。ソ連が民主国家であることを論証しようとするれば、よほど難解な論理を使わなければ不可能であろう。また社会主義法学者（民

主義法学者、マルクス主義法学者）は、独善的で傲慢な態度をとることも多かった。真理を知っているのは自分達だけだと思いがり、その高みから他の人々を評価するのである。異なる考えをもつ者のうち、自覚的なものはブルジョア学者と批判され、政治的に無関心なものは「後れた人間」と軽蔑された。<sup>(3)</sup>

第二章第三節「藤田学説の軌跡」の（一）「スターリン時代と研究の出発―一九五〇年代」。一九五〇年代に研究生活を始めた藤田教授は、最初の著作として『社会主義的所有と契約』（一九五七年）を著した。これは、社会主義下の経済の構造を、所有と契約の視点から体系的に論じたものであるが、ソ連の現実の中に社会主義の原理の現を見、またソ連の現実のなかから社会主義の一般原理を引き出そうとしたものである。あの悪魔的なスターリン体制下のソ連が、いかに社会主義の原理にかなっているかを論証したものであり、結果的にスターリン体制を肯定・美化するものであった。スターリンの言語学論文、経済学論文が、当時の社会科学の誤りを正したとか、ソ連が社会主義から共産主義へと漸次的移行の段階にあることは、ソ連について語る者は誰も知っていると、社会主義下で「ブルジョアの自由」が否定されるのは当然であるとか、当時の藤田教授のソ連認識は、スターリン時代のソ連のそれと同じであった。

（二）「ソビエト法理論史研究と法・経済の一般理論―一九六〇年代」。この期には、法の一般理論に関する二つの著作が刊行された。一九六七年の『ソビエト法理論史研究』は教授の最高作であり、初期ソ連の法理論の転換過程の分析は素晴らしい。しかし転換を経て確立された社会主義法学（ヴィシンスキーなど）に対する評価は甘すぎ。ヴィシンスキー以後ソ連の法学は、完全に御用法学化し、現実の合理的説明であったり、現実を美化した政治宣伝であったり、そうでなければスコラの思弁であるにすぎず、せいぜいほとんど無意味な問題提起であるにすぎなかった。また、岩波講座『現代法』の中の「法と経済の一般理論」（一九六六年）は素晴らしいが、著作『法と経済の一般理論』（一九七四年）の方は、私は評価していない。傍論になるが、中国訪問後の一九六六年の論文では、

当時の中国の人間改造路線にかなり感銘を受けており、中国で個人崇拜が生まれる危険性を否定しているが、その直後、文化大革命下で毛沢東の個人崇拜は頂点に達するのである。ここでも教授の社会科学のセンスには、かなり問題があることを示している。

(三)「社会主義論・民主主義論―希望と失望の一九七〇年代」。一九七〇年代前半は、日本の革新勢力が躍進し、日本共産党が「七〇年代のおそくない時期に民主連合政府を樹立する」と宣伝していた時期である。藤田教授も、重大な国民的選択の決着がこの一〇年間にいかかっているとし、民主主義法学界に檄を飛ばしている。この時期の藤田教授は、依然として原理主義的で、民主主義的要求は社会主義の最高の利益に従属するというレーニンの主張を支持している。そしてブルジョア民主主義の形式性(手続的民主主義)を批判し、民主主義の内容を重視する。ソ連では労働者が政治や経済管理に大いに参加しているとし、内容的には民主主義が進んでいるという認識なのである。また少し前の時期であるが、一九六八年のチェコスロバキアの民主化運動の要求した政治的多元主義にも否定的であった(後に修正)。他方でソ連については楽観的で、ソ連の社会主義法は成熟に向かっていると述べていた。しかし七〇年代後半になると日本の革新勢力は後退し、それに伴い、藤田教授のソ連論も悲観的になっていく。とはいえ一九七七年憲法の制定は、なおソ連が「類型的成熟」に向かっている証拠とみなしていた。

(四)「社会主義論・ソビエト法学の集大成―一九八〇年代」。この期には、二冊の体系書が刊行された。一九八〇年の『社会主義論』では、ソ連を「初期社会主義」と規定し(この規定自体は一九七〇年以來)、ソ連の評価はかなり否定的になっている。しかし社会主義の下では問題解決の保障(所有の社会化)が存在しており、なにか問題が発生しても、それは同時にその問題の解決手段と主体を生み出すのだとして、社会主義の未来には楽観的である。社会主義の宿痾ともいえるべき官僚主義について、初めて正面から取り上げているが、しかし社会主義には官僚主義発生の根拠はなく、旧社会から残存する「官僚制」があるだけだという。社会主義は、その体制の本質

として膨大な官僚機構を必要とし、ウェーバー的な近代的合理性も備えた官僚制（それは効率的な市場原理の反映である）とは異質な、強権的で非効率的な官僚主義を必然的にもたらすという認識がない。もう一冊の『概説ソビエト法』（一九八六年）は、客観主義的にソ連の法制度を概観しているが、そのような法律の条文に沿った解説を読むと、ソ連があたかも法治国家として成り立っているかのような印象を受ける。しかし実際には、事実上法律に優位する無数の「訓令」（しかも公表されないのが原則である）の支配と、「すべての役人が立法する」と言われるような役人の「恣意の支配」の下で、ソ連は全く法治国家とは言えない実情であった（ソ連自身法治国家概念は否定していた）。「裁判官の独立」が守られているかのような記述もあるが、これも実態は全く異なっていた。この著作は、ソビエト法の実態を正確に伝えるものではない。

（五）「ペレストロイカからソ連崩壊まで——一九九〇年前後」。ペレストロイカ初期の論文「現存社会主義体制の歴史的位位置」と「十月革命七〇周年によせて」の二つは、同じ一九八七年に発表されたものでありながら、内容は全く異なっている。執筆時期にズレがあるのであるが、それにしても違いすぎる。ここにも教授の社会科学のセンスの問題性が表れている。前者ではソ連を「権威主義的秩序」と呼び、ソ連評価がいつそう否定的になっている。そして資本主義先進国での民主的変革（社会主義への道を開くそれ）なしには現存社会主義の改革は困難と述べ、他力本願的になっている。ところが後者は、ペレストロイカの開始を反映して急に楽観的になり、社会主義諸国で改革が始まったことを歓迎し、「社会主義は変わらない」とか、「社会主義よさようなら」と言っていたソ連批判者をばかにしている。しかし同じ年の自らの論文で、自力での改革は困難と言っていたのは藤田教授自身であるし、「社会主義よさようなら」も、数年後には実現されてしまうのである。一九八八年以後のペレストロイカの深化の中で、藤田教授は一方でなお社会主義の再生に希望を託しながらも、教授の想定外であった脱社会主義の流れの加速化に困惑している。東欧社会主義崩壊後の一九九〇年においても、教授はなお社会主義の再生の可能性につい

て語り、他方でソ連が完全な資本主義に転換することは予想せず、混合体制になる可能性（収斂理論）を考えていた。<sup>1)</sup>

(一六)「社会主義と自由論」。初期の藤田教授は、社会主義下でブルジョアの自由が規制されるのは当然と考えていた。一九六〇年代には、ソ連の研究者の問題意識はソ連共産党の路線によって規定されているが、それは研究者が主体的にそうしているのであって強制ではないと述べていた。これは、自由と強制が区別できない社会主義下の学問のあり方を、よく示している。当時の藤田教授は、社会主義の下では人権は否定されるとか、自由は事実として存在しているのであって「権利」として要求すべきものではないと述べている。一見反社会主義者の主張のようにみえるが、藤田教授は、ソ連の現実を肯定してこのように発言しているのである。また教授は、労働権を社会主義下の人権問題の最終形態とみなし、政治的・精神的自由の問題は軽視していた。ロシア革命直後の言論規制に際して、規制は一時的で、やがて「完全な自由」を回復するとボリシェビキは約束していたが、自由が回復されることはなかった。このことにつき藤田教授は、「完全な自由の回復」とは、規制によって反ソビエト新聞は消滅するから規制の必要がなくなるという意味だと説明していた。「君が死ねば自由を与える」という論理である。当時の藤田教授には、ソ連における自由の抑圧に対する批判の姿勢は全くみられないのである。

その後一九七〇年代以降、藤田教授は、ソ連国家において自由と民主主義の点で問題があることを指摘するようになる（ただし注意深く、直接の批判的言辞は避けている）。とはいえ、社会主義の下では問題の発生は同時にその解決策を生み出すといった論理で、問題が正しく解決されることを楽観的に期待していた。また自由と民主主義を重視するといっても、「真の自由」や「ブルジョア民主主義の克服」について語り、近代西欧に誕生した自由と民主主義ではなく、社会主義的なそれを探求しているのである。革命直後の時期の言論規制は、革命のリアリズム、歴史過程のリアリズム（社会主義は自殺するわけにはいかなかった）として承認しているが、当時（一九七五年頃）

のソ連においては、言論には言論で闘って社会主義イデオロギーが敗北するはずはないとして、検閲制度を事実上批判している。しかし言論には言論で闘えば社会主義イデオロギーが敗北するのは明らかであった（ペレストロイカでそれは証明された）から、藤田教授にそのような正しい情勢認識ができていたら、初期ソビエトと同じように、社会主義は自殺するわけにはいかないから、「歴史のリアリズム」として検閲制度は肯定されたことであろう。

自由・民主主義の視点からみた社会主義の難点の一つは、前衛党（共産党）の指導性の問題である。これは共産党が人民を指導するというものであり、人民主権の原則（政党は人民の意思に従属し、それを代弁するだけである）と根本的に矛盾するものである。前衛党の指導性原則によって一党独裁が正当化され、民主主義が抑圧されてきた。藤田教授のように、言論には言論で闘えば社会主義はイデオロギー戦に敗れるはずがないと考えるのであれば、どうして前衛党の指導性原則が必要なのであるうか。共産主義者は、実際には、この原則に頼る以外に人民多数の支持を表面的ではあれ獲得することが不可能に近いことを知っているのではないだろうか。一九八六年の論文で藤田教授は、共産党の指導的役割を排除しないし放棄するのは、「社会主義と自由」問題の前進的解決の道ではない、と述べている。自由・民主主義を重視する姿勢を表面的に示しても、近代的な自由・民主主義への頂門の一針として、社会主義擁護の最後の砦として、共産党の指導性原則は最後まで守り抜かなければならない原則なのである。

第二章第四節「ソ連解体と藤田学説の破産」の（一）「ソ連崩壊直後」。ソ連崩壊直後の一九九二年に、藤田教授は一連の発言を行っている。藤田教授は、手続的民主主義を軽視していたことが、ソビエト社会主義の最大の教訓と語っており、自由や民主主義が、先進資本主義諸国と比べて「貧弱」だったことをやっと認めている。「貧弱」というより完全に欠如していたといってもいいほどであるが、以前は、先進資本主義諸国の自由・民主主義は形骸化しているとし、社会主義の自由・民主主義の優越性を説いていたのである。ソ連崩壊直前の時期からの、藤田教授のソ連論の最大の変化は、既にポスト・スターリンの時代から、闇資本や官僚ブルジョアなどの資本主義的諸要

素が、社会主義体制を浸潤していたという説である。このことは後述する。ソ連は「嘘」に満ちた社会であったかの如くも語っているし、普通選挙制が実施された段階で、既に労働者階級は議会で多数を制することができないような構造ができあがっていたという、暴力革命肯定論を導きかねない誤った認識も示されている。

(二)「ソ連研究の再出発」。ソ連崩壊後の藤田教授は、社会主義思想の再検討、ソ連史の総括、新たな展望について考察していくのであるが、それらは後の著作に結実していくので、ここでは、総括と展望の間の論点のズレについてのみ指摘しておきたい。ソ連社会主義崩壊の原因論としては、「所有の社会化」が形式的なものにとどまり、それも歪んだかたちで固定化され、そのような条件下で官僚ブルジョアジーなどが社会主義体制を浸潤し、私有化を推進していったという所有問題・経済構造の視点から論じられている。他方で今後の展望としては、自由・民主主義論の視点から、自由・民主主義を内包した第三段階の社会主義論が説かれている。そのため、ソ連社会で自由・民主主義が深刻に侵犯されてきた（それが社会主義崩壊の最大の原因と私は考えるが）ことの原因は何ら解明されず、他方で、所有の社会化をいかにして実質的なものにするのかという問題も、全く考察されないままとなっている。

(三)『自由・平等と社会主義』（一九九九年）。社会主義思想の歴史が再検討され、第二段階の社会主義（マルクス・レーニン以後）では、自由・民主主義は権力獲得の手段とみなされ、権力獲得後の自由・民主主義の構想が欠如していたという「理論的空白」が指摘されている（一九八四年論文以来類似の指摘はあった）。そこで自由・民主主義を重視する第三段階の社会主義論が展開されるが、これについてはすぐ後で述べる。ロシア革命を社会主義の条件の熟さない早すぎた革命とみなしている（早期社会主義革命論）が、そうだとすれば、革命当時そのことを指摘し、社会主義革命ではなく、民主主義革命を主張したメンシエビキは正しかったことになるのではないかと。ソ連を「社会主義志向型社会」と規定し、「社会主義」そのものではなかったという認識を示している。

（四）『自由・民主主義と社会主義』（二〇〇七年）。藤田教授による社会主義総括の最終版である。まずソ連は社会主義であったのか否かという問題については、社会主義そのものではなく、「社会主義的方位」の社会であったとみなしている。その理由は、生産諸手段の社会化が形式なものにとどまり、実質的社会化（自立的生産者たちの共同的労働・領有関係の形成）は停滞し、一定の条件が加われれば資本主義への逆行もありうる状態であったからだという。実質的社会化が前進しない状況の裏面であるが、一九六〇年代以降の経済改革で利害動機による刺激策（市場の要素）が導入され、それに伴って官僚機構内部の「交渉・取引」関係が成長し、官僚的市場関係が展開していた。かつては社会主義の「変容・成熟」過程とみなされていたものが、ここでは反対に市場関係の浸潤過程とみなされているわけである。このような公式の計画経済を掘り崩す資本主義的な「第二経済」に対応して、政治の世界では「第二政治」が展開する。これは利益供与・庇護と受益・奉仕の人的関係のネットワークとしての「パトロン・コネ関係」による政治である。「第二経済」と「第二政治」の展開は社会主義の必然であると思いが、それまで社会主義として藤田教授が擁護していた社会は、実はこのような資本主義類似の経済・政治に変質していたというのである。このような説は、かつては西欧・日本の「ブルジョア学者」が展開していたものであるが、藤田教授はそれに屈したのであるのか。ポスト・スターリン時代の改革が、このような変質をもたらしたのであるから、社会主義を前進させるためには、私利私欲を完全に抑制して社会主義建設に熱狂的に奉仕するスターリン的な体制しかないということになりそうである。

ソ連社会主義崩壊の主体とプロセスについての藤田教授の議論は、曖昧で不明確である。ペレストロイカの開始時点で、国家所有システムには解体状況が胚胎していたとか、闇経済資本による国有財産の合法化運動といった表現を使っているから、第二経済の担い手達（闇ブルジョア）や「官僚ブルジョア」が、私有化政策を推進して資本家に成り上がろうとし、体制転換の主役になったと考えているようにみえる。しかし第二経済の担い手達は社

会主義経済に寄生して利益を得てきた連中であり、体制転換の担い手であるはずはない。ノメンクラトゥーラはベレストロイカ過程で守旧派の立場に立ったが、急進改革派が伸張するに伴って日和見主義化（中間派化）し、時代の流れに乗り遅れまいとする。彼らは体制転換で多くの利権を失ったが、転んでもただでは起きず、国有企業私有化過程で暗躍して、新たな資本家に成り上がった者もいる。しかし体制転換を推進した勢力は、改革派、民主派と呼ばれたが、ノメンクラトゥーラ、官僚ブルジョアはこの勢力とは対極的な位置にあった。改革派の中心はサハロフ、エリツインなどを中心とした「民主ロシア」派であるが、彼らは官僚ブルジョアとは無縁である（藤田教授も両者を直接結びつけてはいない）。民主化、自由化（経済活動の自由化、すなわち市場経済化を含む）を要求したインテリ層を中心とした広範なソビエト的中间層が、自由と民主主義のいっそうの拡大を求めて体制転換の担い手となったのである。社会主義下で生まれた官僚ブルジョアや闇ブルジョアが、自らの利権の確立を求めて社会主義を崩壊させたという歴史観は、封建社会から資本主義への移行と同じように、社会主義から資本主義への移行という歴史法則を証明したかのようで興味深いが、事実はそうではない。ソ連の体制転換は、日本の明治維新と同じような「ブルジョアなきブルジョア革命」であった。藤田教授は、以前は「第二経済」や「第二政治」について論じたことはなく、ソ連を社会主義として擁護してきたが、現在ではその反動として、そのような社会主義下の資本主義的要因（私自身は、「第二経済」、「第二政治」を全く社会主義的な要素とと思っている）を、怪物化しているようにみえる。

その他、この著作では、ソ連社会の諸側面についても、党と国家の癒着が不可避免的に進行していたとか、労働者が経済管理や政治への参加から排除されていた等々、従来とは異なる否定的認識が深化しており、ソ連社会主義がいかに暗黒の社会であったかが、改めて窺われる。

（五）「第一次的構造と第二次的形成果」論。これは、教授のスターリン批判の欠如を示すものである。藤田教授は、

一九三〇年代に形成された「ソビエト型社会」政治体制を、「第一次的構造」と「第二次的形成物」の二層に分ける。簡単に言えば、前者はソビエト体制の正常な部分を、後者はスターリンの異常な支配体制の部分を指す。これは、後者は社会主義に必然的に伴うものではないとして棚上げし、そのことによってソビエト体制の正当化を図る論理である。しかし教授は、この「第二次的形成物」が東欧諸国にも輸出されたと述べているし、文化大革命中の中国、ポル・ポト政権、北朝鮮の政権などを見ても、社会主義は、「第二次的形成物」を伴いやすいのではないだろうか。あるいはむしろ、「第二次的形成物」による暴力的変革（農業の強制的集団化など）があったからこそ、「第一次的構造」は建設が可能となったのである。つまり社会主義体制の成立には、スターリン主義は有効なのである。ポスト・スターリン時代に、社会主義はさまざまな問題点を噴出させ始めたことを藤田教授はしばしば指摘しているし、ソ連崩壊の出発点も、私利私欲の解放を部分的に容認し始めたこの時期に求めている。スターリン時代には、人民は私利私欲を離れて社会主義のために献身的に奉仕することを「強制」され、しかも人民は「自発的に」それに従ったのである。藤田教授は、もちろんスターリンを批判してはいる（正確に言えば、批判したつもりのような）はあるが、具体的・個別的・直接的な批判はない）が、教授の論理からすると、スターリンは肯定されるべきではないかという気がしてくる記述は多い。スターリン時代には、否定的側面だけでなく、創造的な社会主義的な営みに献身するという側面があったとか、暗黒面だけで捉えたと第二次大戦でのソ連人民の戦闘が理解できなくなるとか、スターリン時代でさえ世界の自由・平等・民主主義の運動に寄与したとか、部分的であれ、スターリン時代を肯定する発言は多いのである。教授は、当時の共産主義者の無私の献身（それは、強制された自発性によるものであったが、当事者も、おそらく強制されていることを自覚できていなかったらしいところに、非常に恐怖を感じる）に、郷愁と幻想を抱いているのではないだろうか。

（一六）「第三段階の社会主義論」。ソ連社会主義崩壊の原因が、藤田教授の言うように、所有問題にあった（所有

の実質的社会化が進まず、逆にブルジョア化した官僚による私物化が進んでいた」とすれば、第三段階の社会主義論では、この問題の解決策が示されなければならない。しかし藤田教授はそれを全くしていない（それはストーリー的な「第二次的形成物」の助けを借りないかぎり不可能であろう）し、そもそもそのような問題意識がない。「第三段階の社会主義」論の主要なポイントは、自由・民主主義を重視する社会主義ということであり、簡単に言えば、「社会主義への民主主義的な道」である。しかしこの主張は欺瞞的である。もともと自由・民主主義と社会主義は根本的に矛盾するのであり、かつてのマルクス主義者は、公然とブルジョアの自由やブルジョアの民主主義を否定していた。しかし現在ではその点が曖昧になっている。とはいえ藤田教授は、目立たないところで、自由・人権・民主主義などの近代的な諸価値について、「特殊階級的被規定性」を否定するものではないと語っているから、やはりブルジョアの自由とプロレタリアの自由、ブルジョア民主主義とプロレタリア民主主義等々を区別しているのである。共産主義者としては、それは当然である。レーニンもスターリンも、自由・民主主義のスローガンを利用することはしばしば行っており、その意味では「第三段階の社会主義」論は、全く新しいものではない。レーニン指導下のポリシェビキは、革命前は、言論等の「無制限の自由」を約束しながら、革命後はそれを否定していった。スターリンは、資本主義世界で捨て去られている自由・民主主義を、共産主義者こそが旗印として掲げるべきだと主張した。「社会主義への民主主義的な道」という表現自体が示しているように、「民主主義」は「社会主義」に至るプロセスにすぎず、社会主義革命が成功すれば、民主主義は踏みにじられていかざるをえない（二枚舌戦略）。藤田教授は、社会主義体制の下にいかにして自由・人権・民主主義・法治主義を組み込んでいくかについて全く論じていない（それは不可能である）し、そのような問題意識がそもそも見られない。自説の展開はなく、ユーロコミューニズムの諸文献の中に、第三段階の社会主義の内容を発見したかのような客観主義的な記述になっているのである。自由と民主主義の「固有の価値」を尊重するというのであるから、マルクス主義者の誤った社会主義論につ

いてもその言論の自由を認めてきた現代西欧諸国の自由・民主主義を高く評価してしかるべきだと思うが、おそらく、依然として、資本主義諸国では、自由と民主主義が踏みにじられていると主張するのである。どのようにして社会主義の下で自由・民主主義を保障するのかと問えば、共産党がしっかり指導するのだという答しか返ってこない。共産党がそうしないときはどうするのかと問えば、党指導部がしっかりするのだという答しかない。藤田教授もこのトートロジーを免れていない。共産主義者としては当然のことではあるが、「前衛党（共産党）の指導性」という人民主権の原則に反する反民主主義的な原理を、藤田教授は放棄することができないのである。「第三段階の社会主義」論は、結局「第二段階の社会主義」論と異なるところはなく、初めから破産を運命づけられているのである。

（七）「藤田教授の誤りの根源」。結局、藤田教授がソ連認識を誤った根源は、社会主義の実現を歴史法則とみなすその信念であろう。すべてはそこから、「はず」の論理で「演繹」されていく。ソ連では生産手段の私的所有が廃止された以上、根本的矛盾はない「はず」である。そうである以上、さまざまな問題が生じてその解決の土台は存在している「はず」であり、問題の発生は同時にその解決方法も生みだし、必然的に解決されていく「はず」である。ソ連のさまざまな否定的現象も、解決されていく「はず」である。このようにして、ソ連の未来が楽観的に展望されたのであった。ソ連にはその歴史的特殊性にもみ帰することのできないさまざまな矛盾があるという「事実」から、「社会主義には固有の矛盾がある」という「理論」を引き出すのではなく、逆に、社会主義理論に合うようにソ連の現実を肯定的に認識してきたわけである。このような演繹の論理のため、ソ連の事実認識についても、教授は多くの誤りを犯した。ソ連が勤労者の国になった以上、当然人民は社会主義を支持している「はず」と考え、言論を自由化すれば社会主義思想が敗北することを理解できなかつた。人民のさまざまな上からの「動員」形態を、政治・経済過程への参加すなわち民主主義の実現と見誤った。「第二経済」、「第二政治」が蔓延するソ連社会主義

の実情に、ソ連崩壊が近づくまで気付かなかった等々。しかし、ソ連を社会主義とみなすことを前提としていた演繹の論理（社会主義だから、こうであるはずだ）は、ソ連社会主義の崩壊によって通用しなくなる。そこで、ソ連崩壊の事実から、「社会主義が崩壊して資本主義に転じる」こともありうることを認識するのではなく、歴史法則からすれば社会主義が崩壊するはずはなく、したがってソ連は社会主義ではなかったとみなすことになる。「歴史法則」がすべてなのである。

以前にも引用したが、藤田教授は、マルクスが言うような社会主義によって現代の資本主義の危機を打開するほかはないと述べ、「人類史の発展法則そのものによって、そういう方向が方向づけられているのではないかと考えています」と言う（『社会主義研究の新たな視点と課題（上）』、『経済』一九九六年五月、三四頁）。この言葉は運命論的であり、宗教的信仰の世界に近い。私は自分の好きなSSF（Social Science Fiction）というジャンルを私に勝手に作っている）、アメリカの長編ドラマ「LOST」中の会話を思い出した。これは旅客機が太平洋上で墜落したが、乗客数十人が助かり、ある島で救援を待つ間、いろいろ不思議な出来事に遭遇するドラマである（私はまだ結末を知らない）。そこでリーダー格の男と、サバイバル術に長けた一匹狼的な男の意見がしばしば対立する。

一匹狼、「我々の意見がしばしば対立するのは、君は科学の人だからだ」

リーダー男、「うん、それで君は何？」

一匹狼、「私は信じる人間だ。我々がここにいるのは偶然ではない、運命によってこの島に導かれたのだ」

リーダー男、「私は運命は信じない」

一匹狼、「いや信じているよ、気づいていないだけだ」

「あなたは気づいていないけれど、実は信じているのだ」と言われては、反論のしようもない。一匹狼男の何ものかに取り憑かれたような神がかり的な態度に辟易し、不安を感じたリーダー格の男（医師）は、女性のリーダー格に向かって言う。「今の問題が片付いたら次はロック（一匹狼男）が問題になる。その時は私の側についてくれ」リーダー女、「わかったわ」

私は「科学の人」でありたいと願っているが、藤田教授は「信じる人」に近いのではないだろうか。ソ連・東欧の社会主義は崩壊したが、「世界のいたるところで社会主義への道の新たな追求が多様な形で進んでいる」のであり、人民が直接社会主義を望んでいなくても、世界中でますます拡大している民主主義運動や各種の「新社会運動」は、結局は社会主義への道につながっていくのだという（「二〇世紀の社会主義と二二世紀への展望」、『経済』二〇〇一年一月、二七―二八頁）。「人類は社会主義を希望している、ただ気づいていないだけだ」というわけである。

（一）第二章第一節第一項「社会主義と批判的社会科学の消滅」で、私が社会主義固有の矛盾としてあげた例の一部（生産量が重量で測定されると、生産実績をあげるためやたら重い製品が製造される）を、ハーマン・E・デイリー氏は、量子力学のハイゼンベルクの不確定性原理のアナロジーで説明している（この種の説明は珍しくないが）。「計測という行為は、つねに、計測対象となる現実との間で何らかの相互作用をもち、また、それに相互干渉する」とし、ソ連の生産量計測の例をあげているのである（新田功他訳『持続可能な発展の経済学』みすず書房、二〇〇五年、五八一―五九頁）。

ソ連に限らず、社会現象にはそのような例は多い（デイリー氏は、研究者の業績は論文数で評価されるため、短い論文、共著が増えるといった例もあげている）が、特に計画経済体制の下では、計測は単なる統計資料用ではなく、それが計画経済の基礎となるばかりでなく、それは市場による評価（製品が売れるかどうかという）に代わる国家による評価の

基準となるため、重要で、時には深刻な、時には滑稽な意味をもつのである。

(2) 第二章第一節第三項「理論・実践の結合と配慮法学」では、配慮法学についての小森田氏の弁明を紹介した。小森田氏は、日本における表現の自由や人権の実情について問題があると思っているが、ソ連の実態を述べるだけでは、前者の問題につながる云々といった事情から、「配慮ということを強く意識した」などと分かりにくく語っている。しかし、そもそもなぜ先の二つの問題を結びつける必要があるのだろうか。日本の実情に問題があると思えば、日本には表現の自由があるのであるから、それはそれで批判すればいいだけの話である。日本に問題があるからといって、ソ連の説明に何をどのように配慮するというのであろうか、全く不可解な話である。

(3) 第二章第一節第三項「理論・実践の結合と配慮法学」と、第四項「その他」の②「独善性」では(とくに後者)、「民主主義法学」者が、他人の研究を評価するに際して、それが「真実」を明らかにしているか、「真実」に接近しているかどうかではなく、民主主義(彼らの民主主義とは、社会主義を志向する民主主義とでも言うべきものである)にとつて有益であるか否かといった政治主義的な基準を用いていることを指摘した。このような評価は、大学の人事などにも影響を及ぼしている。理論と実践の結合という立場からも、民主主義法学者達は、自らの勢力を拡大するため、教員人事で彼らの仲間を採用する傾向が顕著なのである。

(4) 第二章第三節第五項「ペレストロイカからソ連崩壊まで」では、当時ソ連では、「今日わが国における搾取度はすべての工業国中最高である」といった議論が本気で行われていることについて、藤田教授が呆れていることを紹介し、しかし私は、その議論は真実であろうと書いた。その後経済学者宇沢弘文氏の次の文章に接した。同氏は一九八〇年代の初め、中国の農村改革の実態調査を行い、「資本主義的搾取には市場の限界があるが、社会主義的搾取には限界がない」と題する報告書を中国共産党中央に提出したという。そのため同氏は厳しい査問を受け、もう日本に帰れないと覚悟したが、その時末席にいた一番若い幹部が、「宇沢教授の主張には一理ある」といつて弁護してくれたという。それが、

後に総書記になるが天安門事件後失脚することになる趙紫陽氏であったという（朝日新聞二〇一〇年五月一四日夕刊）。これは、趙紫陽氏のひととなりを伝える興味深い話であるが、ともかく宇沢氏の主張はなるほどと思う。ただ、社会主義的搾取にも、スターリン体制下などの異常な時期を除けば、労働者が死なない程度にといつた限界はあるだろう。

## 第五節 補足

### （一）私の社会主義論

私の社会主義論を、ここで体系的に論じるつもりはなかったし、今もない。しかし他人の社会主義論を批判した以上、ここで最小限のことは述べておく必要があると考えるに至った。私は、ソ連は社会主義であったと考えている（東欧諸国・中国も一応社会主義と言えなくはないが、多くの注釈が必要であり、これら諸国はカッコ付きの社会主義である）。ソ連の社会主義は、人口の多数が農民である後れた資本主義の国で生まれたものであり、社会主義の条件は十分ではなかったが、とにもかくにも社会主義体制を創り上げていた。ソ連を社会主義と判断する基準は、かつて藤田教授が「決定的な指標」とみなしていた生産手段の私的所有の廃止（国有化）である。私有廃止のもとでは、当然市場は廃止されて計画経済体制となる。計画経済体制の下では、政治も計画政治になり、事実上共産党の一元支配となる。イデオロギー的にも、社会全体を社会主義の思想が覆うことになる。社会主義はより高次の共産主義への過渡的段階ではなく、それ自体独立した社会構成体であり、それはまた資本主義と根底で共通する矛盾を抱えているばかりでなく、新しい社会主義特有の矛盾に満ちた社会である。共産主義なるものはユートピア（ディストピア）であり、存在しえない。

ソ連の社会主義がなぜ崩壊したか、またいかに崩壊したかという問題は、ソ連崩壊後の藤田教授の重要な研究テーマとなった。教授は、ベレストロイカが別のコースを辿る可能性があった、つまり社会主義が崩壊しない可能性は

あったと信じており、だとすれば、なぜ崩壊したのかは大問題である。また藤田教授にとつては、自己の過去の研究を無駄にしないためにも、ソ連の社会主義は成功の可能性があったとしなければならず、なぜその可能性が失われたのかを研究することは、同氏にとつては死活的な重要性をもっているのである。

しかし、そのような問題意識は、私には希薄である。ソ連社会主義がなぜ崩壊したのかという問題は、例えば、日本軍国主義はなぜアメリカに敗北したのかと問うのと同じように、あまり問題にならないのではないか。北朝鮮の現在の体制もいずれ必ず崩壊するが、なぜ崩壊したのだろうかと不思議に思う人はいないであろう。ソ連社会主義が「いかに崩壊したか」の問題については、すべてのソ連研究者にとつて研究課題となりうるし、歴史研究者は当然それを解明する課題を負うであろう。しかし私のように、歴史学者ではなく、また「崩壊して当然」と考える者にとつては、「いかに」の問題も、改めて研究の俎上に載せたいテーマではない。私自身は、ペレストロイカの時期からソ連崩壊後まで、同時代史的にその変転過程を追跡してきており、現時点でそれを整理する必要性を感じないではないが、もうそれで十分だという思いの方が強い。ただ私の藤田批判を正しく理解してもらうためにも、私の考えを、必要最小限述べておかなければならないだろう。

ソ連の社会主義が崩壊した理由について、私自身は突き詰めた研究はしていない（既述のとおりその必要性は私にとつては高くない）が、講義では次のように説明しており、おそらくそれが一般的な説明ではないかと思う。

まず第一に、ソ連社会主義崩壊の根底にあるのは経済的な困難である。後発国のソ連が急速に重化学工業化を進める上で、開発独裁的の上からの近代化を推し進める点では、当初は社会主義的手法は有効であった。その時期は一九六〇年代までは続いたと思われる。私の学生時代（一九六四年入学）には、「社会主義は経済発展の点では資本主義より優れているが、自由と民主主義を蹂躪するから嫌いだ」といった言説が、論壇などでよく聞かれたものである。しかし工業の粗放的拡大の時期を過ぎて、生産性の向上によつて経済の質的發展を図る段階になると、社

会主義はその非効率性を露呈させ、資本主義との経済競争に敗れるようになる。さらに一九七〇年代以降のエレクトロニクス革命と情報社会化の動きに、社会主義は決定的に後れをとった。それは社会主義の国家体制と情報革命が基本的に相容れなかったからである。例えば、研究・教育、行政・企業の事務処理にコピー機械は欠かせないが、ソ連ではコピーの機械も厳格に統制されており、一般にはほとんど利用できなかった。コピー機械は検閲体制を無にしてしまい、社会主義特有の情報統制が不可能になるからである。そのような社会で情報革命が推進されるはずはない。このような技術革新の遅れが、ソ連の経済体制を危機前状況（ゴルバチョフの言葉）に追い込んだのである。ゴルバチョフはそのことに気付き、ペレストロイカに踏み込んだのである。

しかしペレストロイカ開始当時、経済危機がそれ程深刻な問題になっていたわけではない。庶民が飢餓に直面したり、困窮した庶民が街頭に繰り出すほど追い詰められていたわけではないのである。経済の困難は、ソ連社会主義崩壊の根底にあったとはいえず、それが直接の原因ではない。と同時に、これは少数派の意見であろうが、私は、資本主義も含め、一般に経済成長路線自体が今日では行き詰まっており、経済成長の点で後れをとったとしても、それは社会主義の弱点とは言えないと考えている。地球のキャパシティから考えて、経済成長路線は限界に達しており、今後は低成長のなかでも全人民の最低限の生活が保障されるような体制が必要となってくるであろう。ソ連の経済成長路線の危機は、むしろ新しい社会の仕組みを作るチャンスにもなりえたらう。しかしそのためには、自由で民主的な体制のもとでの文化と人間精神の向上が不可欠であった。

第二に、自由と民主主義の問題である。これがソ連社会主義崩壊の直接の原因である。この問題については多言を要しない。ロシア革命以来、共産党が真に国民多数の支持を受けたことは一度もなかった。民主的な選挙で選出された一九一八年の憲法制定会議では、ボリシェビキは約四分の一の議席しか獲得できなかった。以後民主的選挙は、ペレストロイカ末期まで行われたことはない。長期にわたる社会主義政治の下で、別の世界がありうることを

知らなかった多くの市民は、抑圧と貧困を人間社会の当然のことと思ひ、惰性と諦めで即自的には現状に納得し、共産党を支持してはいたが、目が覚めれば（情報開国により自由で民主的で豊かな西欧世界を知り）、直ちに反共産党に転じるのは明らかであった。したがって、自由・民主主義を抑圧したからソ連は崩壊したというのは正確ではなく、抑圧してきたからこそともかく七四年間生き延びたのであり、ペレストロイカで抑圧を止めたから崩壊したのである。<sup>(1)</sup>

第三に、ソ連崩壊の遠因となった社会層間の矛盾構造の問題である。ソ連の社会構造について、非常にラフな説明であるが、以前から私は次のような説明をしてきた。社会主義の下では、一部の特権階級（ノメンクラトゥーラ）と社会的弱者（高齢者、障害者、病人等々）が相互依存関係にあり、優遇されていた。特権階級はみずからの特権を享受すると同時に社会的弱者を保護し（その水準は著しく低いものではあるが、ともかく最低限度の生活は可能であった。例えば、住宅不足のため一つのアパートを数家族で共同利用する例もかなりあったが、その代わりホームレスはいなかったとか、薬不足や医療技術水準の低さのため満足な治療は受けられなかったが、ともかく医療費は無料というように）、それによって社会主義の大義とみずからの支配の正当性を説明することができた。社会的弱者は無力であるが故に、みずからの保護者としての特権階級を頑固に支持していた。それを象徴的に示すものとして、特権層と弱者の行列の免除、特権層と庶民への最高会議議席の優先的配分、批判権行使・直訴によるトップリーダーと庶民の直結政治などの例は、前に紹介したとおりである。

他方で、研究者、知識人、専門家、テクノクラートなどインテリ層を中心とする一般市民は、自由と民主主義の抑圧の下で、何をするにも必要な長くて進まぬ行列と、小役人たちの横暴・意地悪に耐えながら、小心翼翼とロボットの言うか、半奴隸的と言うか、喜怒哀楽の乏しい陰鬱な生活を送っていた。ソ連人の朗らかな笑い声（それは独立した人間だけが示すものだ）、笑いを失ったアメリカ先住民が、ドラマ「坂の上の雲」で語っていた）を聞く

ことは滅多になかった。街中で食事をした、一休みしたいと思っても、日常的に利用できる飲食店や喫茶店の類は存在しない。食事は自宅か職場ですべきものであって、街中で食事する必要があるのは職場にいない怠け者だけだといった発想である。そのような中で、インテリを中心としたソビエト的中间層（一般労働者）が、ペレストロイカの下で、自由と民主主義とより便利な生活を求めて立ち上がっていくのである。

ソ連時代後期（ブレジネフ時代）においても、ソ連社会のイデオロギー的一元化は維持されており、多くの市民はソ連社会の優越性を信じていた。しかし他方で、そのイデオロギー支配はたぶん惰性的なものであり、底の浅いものでもあった。ソ連時代は事実上鎖国体制といってよく、市民は海外旅行に行けないのももちろん、外国の情報も検閲によって嚴重に規制されていた。ただ長崎の出島のように、ソ連を訪れる西欧諸国からの訪問者（共産主義運動・労働運動の代表者や一般旅行者）を通して、搾取と抑圧に喘いでいるはずの資本主義国の労働者が、ソ連人よりはるかに豊かで自由な生活を享受しているらしいことに密かに気づいてはいた。グラスノスチ（情報公開）・自由化・民主化が進み、市民が外国の情報に公然と接し、西欧社会と自らを比較することができるようになってきたとき、そして市民同士が自由に意見を交換できるようになったとき、ソ連市民の意識は急速に変わっていくのである。それは、攘夷から文明開化へと一八〇度転換した幕末・明治の日本に似ている。このような状況の下で、ペレストロイカは急速に急進化していく。

ソ連社会主義がいかに崩壊したかという点では、ゴルバチョフの果たした役割が決定的に大きい。当時、長期にわたる長老支配とソ連社会の停滞の中で、確かに新しい政治を求める空気が知識人の中では底流として存在していた。しかし体制の中核にいながら、その根本的改革に乗り出したという点において、ゴルバチョフは信じがたいほど傑出した英雄的人物であった。同時に、他方で、民主的な社会主義が可能であるというナイーブな幻想を抱き、結局は社会主義を崩壊へと導いた点では、彼はピエロ的でもあった。マルクスは、革命が生起する条件として、被

支配層がもはやこれまでのように支配されることを望まず、また支配層がこれまでのようには支配できなくなることをあげていたが、ペレストロイカ開始当時のソ連には、そのような条件は存在しなかった。多くのソ連研究者がソ連の崩壊を予想できなかったのも、無理はない。しかしゴルバチョフが、状況を決定的に変えるのである。

ゴルバチョフは、技術革新の後れからいずれ危機が訪れることを予感し、その予防のために、また自由で民主的な社会主義の理念に鼓舞されて、上からの改革を始めた。まず経済の加速化（合わせて規律の強化）が改革のスローガンとなったが、旧支配層はそれに抵抗し、ゴルバチョフに対して面従腹背の態度をとった。経済改革が進まない状況の下で、ゴルバチョフは人心を一新し、守旧派を排除するために、政治改革に乗り出す。民主的な選挙の実施とグラスノスノチのスローガンによる言論の自由化が、そのこととなった。一九八八年末の憲法改正と一九八九年三月の新選挙実施で、政治改革は本格化した。民主化が本格的に進む中で、当初は疑心暗鬼であったインテリを中心としたソビエト的中間層も、徐々に改革を支持し、言論の自由を獲得して大胆に発言するようになる。しかし一九九〇年になると、保守派の頑強な抵抗により、政局は膠着化し、情勢は前にも後ろへも動かなくなった。政治の停滞の中で経済は混乱し、極度の物不足に見舞われる状況になるのである。

このような状況の中で、改革派は、保守派と正面から対決できない妥協的なゴルバチョフに見切りを付け、自由化・民主化・経済改革（市場化）をさらに推し進めるために、エリツィン・グループに希望を託すようになる。この時点で、自由化・民主化・市場化の実現は、社会主義の枠内では不可能なことが意識されていき、「自由で民主的で、市場原理を取り入れた社会主義」というゴルバチョフ路線は乗り越えられ、「自由で民主的で市場経済の資本主義」へと、歴史の流れが変わっていくのである。もともとゴルバチョフの掲げた「民主的・人間的な社会主義」なるものは、「民主的・人間的な資本主義」とどこが違うのか、などとソ連でも言われていたから、その意味ではこの転換はスムーズであった。このようにして、社会主義再生派が、資本主義転換派へと転換していくのである。

さて私のソ連史認識にも触れておきたい。ロシア革命はそもそも人民多数の支持を受けていなかったと、先に書いた。しかし私は、十月革命の正当性を否定しているわけではない。第一次大戦中のロシアの混乱と民衆の困窮のなかで、危機を乗り越える社会的力を唯一もつていたのはボリシエビキ党であったと思う。したがってあの時点でボリシエビキ党が権力を掌握したのは、必然であったと思う。その後のソ連の歴史の分岐点となったのは、一九二〇年代末のスターリンによるネップの廃止と上からの「第二の革命」であった。もしネップ政策が長期に継続されておれば、農業集団化の困難（農民が自発的に集団化に応じる可能性は極めて低い）から、ソ連は路線の転換を余儀なくされ、今日の中国のような道を歩んだ可能性がかなり高い。開発独裁的な政策による近代化・資本主義への移行である。その意味では、スターリンは資本主義への転換を阻止するために第二の革命を起し、ソ連の社会主義建設を成し遂げたのである。その条件のないところに無理矢理社会主義を実現するためには、農業の強制的集団化、政敵や多くの「人民の敵」の抹殺、個人崇拜などの異常体制が必要であった。先に述べた私見、すなわち藤田教授の言うスターリン的な「第二次的形成物」があったからこそ、ソ連の「第一次的構造」は生まれたというの、このような意味においてである。

ソ連史認識に関連して、かつて浜内謙教授に出した私の手紙の一節をここに掲載したい。教授は、一九九五年に『現代史を学ぶ』（岩波新書）を出版され、私もそれを送ってもらった。それへの返礼である。

〔浜内教授への書簡（一九九五年七月二五日）〕

〔前略〕・・・一九一七年以前の立憲主義やリベラリズムの意義は、私ももつと評価されていいような気がしています。二〇年代のロシアは魅力的な時代で、私は当時の憲法理論、家族法理論を研究し、刑法理論をやっている時ペレストロイカが始まって中断していますが、いずれまた当時の刑法、民法、労働法理論を研究したいという気持

はもっています。しかし二〇年代が創造性に富んだ時代であった（ただ憲法も家族法も、当時の理論は、結果的には否定的な役割を演じたというのが私の結論でしたが）のは、マルクス主義の理念がなお生きていたからというよりは、当時はなお革命前のリベラルな精神が残っていたからだという側面が大きいに思います。レーニン時代とスターリン時代の相違を考えると、レーニン時代は、レーニンの意図に反してなお反マルクス主義的なりべリズムが生きていたからこそ、相対的によい時代だったという皮肉な見方が必要だと思えます。

次に御高著の中では、しばしば正統主義モデル（ソ連を肯定する立場）と全体主義モデル（ソ連をナチス・ドイツと同列の全体主義と見る立場）という二つの党派的な立場が批判されています。その点は同感ですが、私は、この二つのモデルのうち、学問を歪めた点において正統主義の方が、はるかに悪質だと思っています。全体主義モデルは学問の自由の範囲内で行われた研究結果ですが、正統主義モデルは学問の自由を否定したうえに成立したものです。正統主義は組織的、体系的に学問を歪め、イデオロギー色が極めて濃厚でした。他方で全体主義モデルの研究者は、一人一人独自に自分の見解を発表しているだけであって、背後にそれを操った組織や体系的なイデオロギーがあったわけではありません。全体主義モデルもちろんイデオロギーですが、正統主義ほどの強靱性、組織性、体系的をもっていません。スターリン体制下の学問の統制とマッカーシズムが並記してあったのも疑問に思います。両者には、大人と赤子程の差があると思います。

傍論になりますが、スターリンの犯罪の追及に熱心でありながら、自国の過去の汚点に無関心であってはアジアからの留学生に軽蔑されるというのはその通りですが、しかしこのようなことは書かずもがなという気がします。一九六八年のソ連などのチェコ侵入に対して、丸山真男氏などが抗議声明を出しましたが、その中に、アメリカのベトナム侵略に反対した者のみがソ連に対して抗議する資格があるなどと書いてあったのをよく覚えています。私には、ソ連に媚びを売る卑屈な態度のように感じられました。社会主義の悪を批判する者は、同時に資本主義の悪

も批判しなければならぬかのような言説は、一部の知識人によくみられました。ベトナム戦争当時、私などは連日のようにアメリカ大使館にデモに行つて警官に殴られていましたが、だからといってソ連に対して抗議する資格があるなどは考えたこともありません。だれでも自分の関心の範囲内で、正しいことは正しい、間違つてゐることは間違つてゐると言えればいいのであつて、専らスターリン主義を攻撃対象にする人がいてもいいと思います。資本主義の批判者は資本主義体制の内部にたくさんいますが、社会主義体制の内部には社会主義批判者は存在できないのですから、西側で専ら社会主義を批判する人が生まれても不思議ではありません。もともと社会主義者には批判拒否体質があり、他人の批判を受け付けようともしませんが、やむをえず批判を認めざるをえないときは、合わせて資本主義の欠陥も批判しないではおかないといった傾向があります（社会主義の思想統制を批判されると、マッカーシズムに見られるように西側も同じではないかというように）。このような傾向と、先の丸山氏などの発想にも、共通点があると思います。

〔以下略〕

さて、私自身の社会主義思想に対する評価にも触れておかなければならない。私は、これまでソ連社会主義を厳しく批判してきたため、近代主義者、自由主義者と誤解されることがある。私は宇野弘蔵氏に倣つて、認識と価値判断を厳密に区別するよう心がけてゐるが、認識に価値判断が不用意に入りこむこともあるだろうし、そもそも認識は一定の立場・視角からの認識である以上、価値判断から完全に切りはなすことはできない。しかしそれを区別するよう心がけ、両者の緊張関係に常にわが身を晒すのと、マルクス主義者のように、反対に積極的にそれを結合させるのでは、認識には大きな違いがでてくる。そして前者の方法の方が、真理に接近できると私は信じてゐる。

対象に対する認識作業を離れて自分の価値観を省みた場合、私自身の思想的立場は、自分では明確には言葉で表

現しにくい、進歩的共同体主義者（それは社会主義とも接点をもつ）とでも言えようか。「進歩的」という点で近代主義者、自由主義者と共通する面があるが、「共同体主義」の点ではそれらと反対のベクトルをもつ。況んや一部で誤解されているような市場原理主義者とは正反対なのである。私は、自由、人権、民主主義、法治主義等々の近代社会の諸原理の基礎にあるのは、近代的な資本主義経済<sup>②</sup>であると考えている。これは、マルクスの考え方そのものでもある。私は、自由、人権、民主主義、法治主義等々の近代社会の諸原理の価値を高く評価している。しかし他方で、資本主義経済がさまざまな矛盾をはらむことはマルクスの指摘するとおりであり、私もそれに同意している。人権等の近代社会の諸価値も、資本主義経済の矛盾を反映して大きな限界と問題点をもっている。例えば若きマルクスは、人権概念を「利己的人間の、つまり人間と共同体から切りはなされた人間の権利に外ならない」と批判し、次のように言う。「自由という人権は、人間と人間との結合にもとづくのではなく、むしろ人間と人間との区分にもとづいている」、「市民社会においては、各人は他人のなかに自分の自由の実現ではなく、むしろその障害を見いだすようにさせられている」（『マルクス・エンゲルス全集』第一巻、大月書店、四〇二頁）。これなど、素晴らしい表現ではないだろうか。私はマルクスのこの人権批判を高く評価しているし、その点では藤田教授も同じではないかと思う。

このように、私は、マルクスの近代批判、資本主義批判はほとんど正しいと考えており、マルクス思想を歪めている自称マルクス主義者よりも、はるかにマルクスに近いのではないかと思っている。他方で私がマルクスと異なるのは、その歴史観と社会主義・共産主義論である。この点は、既に何度か述べてきた。マルクスは、資本主義が崩壊し社会主義が到来することを歴史法則と考えたが、それは論証しようがない。社会主義が成功する可能性はあるが、しかしその可能性は高くない。また、共産主義なるものは、子供じみた空想の産物でしかない。さらに、仮に社会主義が成功したとしても、それは決して人々に幸せをもたらすわけではない。自由と民主主義は規制され、

経済成長は鈍化する（既述の通り、後者の点は必ずしも否定的側面とは考えていない）。結局マルクスの現状認識は正しかったと思うが、未来社会論は全く間違っていたと言わなければならない。

先に私は、社会主義が成功する可能性はあると書いた。私は、もともと人類の歴史の最盛期は一九世紀であったと思っており、以後は爛熟から衰退へと向かっているのではないかという独特の歴史観をもっている。そして衰退過程にある人類が生き延びるためには、社会主義体制が必要なのではないかと以前より考えていた（拙稿「人類史におけるベレストロイカ」、『ソビエト研究所ビュレティン』四号、一九八九年、「近代とは何か」、『社会体制と法』第五号、二〇〇四年）。環境問題の深刻化は、その考えをいっそう強化した。人類誕生以来数百万年の間維持されてきた生態系の循環メカニズムが、産業革命後の二〇〇年間で急速に失われつつあり、経済成長路線は地球のキャパシティを超えつつあるのである。科学技術の発展によって、また環境保全の国際協力によって、この危機が克服される可能性はある。私はそれを期待しているが、それが不可能であれば、持続可能な別の経済戦略を打ち立てなければならない。

持続可能な経済戦略として有効なのは、やはり社会主義である。社会主義の弱みは、強みでもある。資本主義は停滞・現状維持は許されず、常に成長していかなければ破綻する。自転車のように、止まると倒れるのである。しかし社会主義は、奇妙な表現ではあるが、停滞が可能な社会体制であり、低成長、ゼロ成長で停滞しても、それだけでは倒れることはない。経済成長しなくても失業者を出さず、なんとかやっていける体制である。人類が平和的に生き延びるためには、有効な体制かもしれない。今後なお一〇〇年ぐらいは、地球の財産を食いつぶしつつ、ぎくしゃくしながらも経済成長路線は続いていくだろう。先進国だけでなく新興国や途上国の豊かさへの欲望を考えると、その方向を変えるのは難しい。しかしその後、社会主義が人類の未来の選択肢の一つとして登場する可能性は高い。とはいっても人類が社会主義を選択する可能性は、やはり高くはない。社会主義の下では、自由と民主

義は、程度の差はあれ、抑圧されるからである。フランシス・フクヤマが人間の魂の一側面として重視した「気概」「誇り」（『歴史の終焉』）は、やはり重要な意味をもつ。人類は、隷属の生を全うするよりも、誇り高く滅亡と立ち向かうことを選ぶかもしれない（滅亡が100パーセント確実であれば、事情はまた変わるかも知れないが、通常それは蓋然性としてしか語れない）。私を含め、弱者は「隷属の生」に納得するかもしれないが、それが圧倒的多数派にならないかぎり、社会主義は成功しないであろう。いずれにしろ、「自由で民主的で経済も発展する社会主義」を約束する既成の共産主義者の主張は知的詐欺に類し、信用してはならないことだけは確かである。

(1) ところでソ連に留学する前、自由と民主主義をめぐる制度とその運用については、十分な知識はあった。マスメディアの報道や研究者の論文が、検閲体制によって厳しく規制されていたのはもちろんであり、刑法その他の法律による規制もあった。ゴルバチョフ政権成立の約一年後でさえ、当時発生したチェルノブイリの原子力発電所事故が、ソ連のマスコミでほとんど報道されなかったことから、言論規制の徹底ぶりが窺える。しかし日常生活の上では人々はいったい何を語っているのだろうか、というのが私の留学前の疑問であった。ソ連人が日常生活の上で沈黙を守っているわけではない以上、いろんなことをしゃべっておれば、その中に政治に対する不満も自ずから出てくるのではないかと思っていた。しかし実際には、日常会話においても政治批判、社会主義への疑問、西欧諸国の肯定的評価につながるような発言は全く聞かれなかった。そのような発言を自己規制する習慣ができあがっているのである。日本の某大学に留学していたソ連人女子学生が、その大学の雑誌の座談会で、日本のてんぶらが大好きだと語り、「こんな美味しいものが食べられるのならいつまでも日本にいたい」と語ったところ、ソ連大使館から祖国への愛国心を疑われ、面倒な問題が発生したことがあった。この程度の発言でさえ、問題視されたのである。自己規制といっても、日本に来ていたこともあって油断し、思わず口が滑ってしまったのであろうか。私がモスクワ大学の学生を相手に話しているとき、ソ連の否定的側

面を指摘すると、ムキになって反論するか、聞こえなかったふりをして話題を変える。部屋の中だと盗聴されていると信じているのであろう、口に指を当てて沈黙するよう合図し、筆談をしたり、テレビのポリウムを大きくして、盗聴に対処するといったことが日常的であった。

かつて私の自著の中で書いたことであるが、ソビエト憲法学には、権利概念を構成する要素のうち、「意思」よりも「利益」を優先させるといふ考え方があった。その人の意思に反しても、その人の権利を守ってやるべきだというパターンリズムである。子供が嫌がっても医者の方へ連れて行く（これは適切なケースであるが）というような発想である。私もソ連留学中、同じような体験をした。私は留学中何度もソ連の国内旅行を申請したが、一回しか認めてくれなかった。その理由は、研究資料はモスクワに集中しているから地方へ行っても無駄であるということであり、「国民の税金で留学しているのであるから、研究成果が上げられるようあなたの利益を考えてそう言っているのだ」ということであった。私は、「私の利益を考えてくれるのなら何よりも私の意思を尊重して欲しい」と言ったが、「その考えは間違っている」という答えだった。私の意思に反して、私の利益を守ってくれたのである。

社会主義の下では、物質的条件が欠如するため、趣味の自由も制限される場合が多い。自由な個人旅行が事実上不可能であったことは、前に触れた。ソ連人はソ連文学には見向きもせず、外国文学に深い関心をもつ人が多かったが、それも限られた翻訳にしか接することができなかった。音楽についても、ロック音楽などを公然と演奏することは難しかったし、それらのレコード・テープも輸入はされていなかったから、非公式に持ち込まれたものを利用するしかなかった。料理が趣味という人も多いのかも知れないが、生産・輸入される調味料の種類は限られていた（ソース類はなかった）。革命後間もない時期には原理主義的な男女平等論が説かれ、女性の化粧も批判され、化粧品・装飾品の類は生産も輸入もほとんどされていなかったから、おしゃれを楽しむことも困難であった。このように経済が計画化されると、私的な趣味の世界も大いに制約されてしまうのである。

(2) 「近代的な資本主義経済」と言ったのは、簡単に市場経済と言ってもよく、本当はそう言いたいのであるが、それでは「ノアの方舟以前から存在する市場経済」と誤解される傾向があったので、最近はこのように言い換えている。私の言う「市場経済」とは、市場関係が生産過程を包摂して、市場が生産を支配するようになった社会、つまり産業革命以後の近代的な資本主義社会のことを意味しているのである。誤解を招かないよう、特にこのことを強調したい。

(二) 私の比較法学断片（五十嵐清教授の論考に寄せて）

五十嵐清教授は、一九九一年のソ連崩壊のまっただ中に、「社会主義法系は存在したか？」と題する「研究ノート」を発表され（『札幌法学』第三巻第一号、一九九一年）、私も抜き刷りを頂いた。これはアメリカの法学者クイグリーの所説（一九八九年）を紹介・検討したものである。私はそれに関する感想を教授にお送りした（一九九二年七月二日付）。法系論などについて、これまで文章にはしたことがないこと（大学院の授業では以前から取り上げていた）が含まれているので、ここに関係部分のみ収録する（頁は五十嵐論文）。

〔前略〕

(A) 社会主義法の基本的位置づけ

① 社会主義法は独自の法系かそれとも大陸法系の一部か

これは各法体系の整理・分類の問題ですから、どちらとも言えるという気がします。社会主義法が「社会主義」としての独自色をもっていて、従来の大陸法・英米法と区別される存在であることは当然だと思いますが、他方で、ソ連・東欧法が大陸法の様式を継承しているのも事実です。したがって「独自説」が、社会主義法は「大陸法から離脱した」と言い（一〇頁）、また他方でクイグリーが、「社会主義法は大陸法のなかにとどまっている」と主

張しているとすれば（二一頁）、ともに適切でないと思います。資本主義法・社会主義法の区分と、大陸法・コモンローの区分は次元が異なっており、ソ連・東欧法は「大陸法型社会主義法」と言えはいいのであり、仮にアメリカが社会主義になれば、「コモンロー型社会主義法」が生まれるはずだーそういった問題だと思えます。

## ② 法類型について

クイグリーとは関係ありませんが、マルクス主義者が社会構成体の発展に対応させて、法類型を、奴隷社会法、封建社会法、資本主義法、社会主義法に分けることに、私は賛成ではありません。法類型を分けるとすれば、市場社会法（市民社会法）と共同体法に大別すればいいと思います。私は基本的にはパシユカーニスと同じように、市場経済の下でのみ法は発展すると考えており、したがって「社会主義法」というのは論理矛盾だと思えます。ただ市場経済を規制する法とは別の種類の法（共同体社会の秩序を形成する法）が存在し、封建社会や社会主義社会では、そのような意味での法が展開すると思えます。

## ③ 社会主義法の評価

社会主義国でも法が正常に機能しているというクイグリーの見解（一二頁）には、全く反対です。社会主義法から学ぶところがある（一三頁）とも思えません。

## ④ 社会主義の崩壊と「社会主義法Ⅱ大陸法」説

クイグリーは、ペレストロイカによる社会主義諸国の変化を自説を正当化する根拠の一つにしていますが、これは先生のご指摘の通り、方法的におかしいし、その後の社会主義の崩壊はむしろ反証になっています。似たような論争を、以前東北大学の小田中教授との間で交わしたことがあります。小田中教授はペレストロイカの動きを見て、社会主義と複数政党制が両立する実例とされたのですが、私は両立せず、当時複数政党制を採用しつつあった東欧においては、社会主義は崩壊するだろうと書いたことがあります（「小田中教授のコメントに寄せて」、社会主義法

研究年報『アジアの社会主義法』一九八九年)。現実、その通りになりました。

⑤資本主義法と社会主義法の比較可能性についても一言。二五年前の比較法学会では、このテーマについて論争がありました(五十嵐教授は大木教授とともに機能的比較の視点から、比較可能性を主張していた)。私は、社会主義法研究者が比較不可能論を展開しているのを後で読み、そこに社会主義法研究者の自信のなさを感じ取りました。両者を比較すれば、社会主義法の貧しさが明らかになるからです。私は、いわゆる機能的比較でなくても、マルクス主義の立場からも当然比較は可能だと考えていました。

(B) 社会主義法と大陸法の区別に関する六つの論点について

#### ①法の死滅説

これはユートピア論で今日では論じるに値しないように思われる(四頁)とありますが、私は、逆の観点からあります。最近に至る社会主義法の最大の特質は「法の死滅」だと考えています。法の死滅は逆ユートピアとして実現してしまったわけですが、しかしそれは、決してマルクスなどの理想論と無関係ではありません。私は以前からそのように論じているのですが、最近では、ロシアでも同種の議論は珍しくないので。法の死滅する世界は天国か地獄かのどちらかでしょうが、神ならぬ限界ある人間にとっては、天国と地獄は同一のものと言うべきなのだと思います。

#### ②支配政党の役割

この点は、五十嵐先生の御説に異論はありません。ただ実は、この点も私はさらに国家死滅論と関連させて考えています。つまりソ連などでは、法のみならず国家も死滅しており、それに代わって共産党が直接に社会を支配していた、と考えています。こちらは、法の死滅論ほど明快には説けないのですが、しかしこの点でも、最近のロシアでは私見と同様の議論が登場しており、私も自信を深めました。

## ③ 公法による私法の吸収

この点も五十嵐先生の御説に異論はありませんが、ただ収斂説の先見の明について語っておられるのは、先生の御説にも矛盾するのではないでしょうか。ソ連・東欧の社会主義の崩壊は、収斂説の誤りを実証したと私は考えています。混合経済の名の下に社会主義も現代資本主義も一緒にしてしまうのは、大きな誤りだと思います。両者の間には分水嶺があり、安定した中間点はありません。一時期のユーゴのように、特別の地政学的位置とリーダーシップの下でのみ、一時的に妥協的な市場型の社会主義が誕生したとしても、長くは続きません。

現代資本主義では国家の規制の役割が大きく、また社会保障政策が採られているとしても、それは決して資本主義が社会主義的要素を導入したことを意味していません。これらの公共的側面は、資本主義自身の安定した内部構造になっていたのであって、決して資本主義が外から異質な要素を導入したものではありません。ケインズ以来の資本主義は、国家による経済への積極的介入をも内部に織り込んだ上で均衡した体系を作り出したにもかかわらず、それを見落としてその分析を怠ったのは、二〇世紀のマルクス経済学者の大きな知的怠慢でした（これは宇野派経済学者をも念頭において書いたものである。わが私淑する宇野弘藏氏は、ロシア革命によって段階論の時代は終わり、現状分析の時代に入った、と述べていた。しかしケインズ以後の資本主義、それから二〇世紀八〇年代以降の新自由主義は、それぞれ資本主義の歴史的段階を示しており、段階論的研究の対象となるはずである）。いわゆる社会民主主義も資本主義の一部なのであり、スウェーデンなどを社会主義と呼ぶのは、大きな概念上の混乱を招くと思います。ペレストロイカの初期には、混合経済型の新しい社会主義が模索されましたが、当然ながら失敗しました。先生の言っておられないことにまで及んでしまいました。

## ④ 法の宗教的性格

社会主義法の宗教的性格というのは、私もピンときません。バターナリズムということであれば、先生のおっしゃ

ることに賛成です。

⑤ 裁判所の役割。この点も、先生と同意見です。

⑥ 法の支配

これは大きな論点だと思います。旧ソ連では、法の支配の欠如、すなわち法の死滅的狀況が進んでいたと思います。公法の領域では、民主主義と人権が著しく侵害されていたことはよく知られているとおりです。計画経済と国有体制の下で、「私法」も死滅的でした。「私法の公法化」といつても、公法自体著しく法的性格を失っていました。それに代わって権力者の恣意が支配していました。権力者といつても、エリート官僚だけをいつているわけではありません。小役人も、それぞれの持ち場では王様です。私がよくあげる例ですが、私の住んでいた大学寮から、アメリカ人留學生がジョギングのためショートパンツ姿で外出しようとしたところ、門衛のおばさんに阻止されました。そんな格好で外出してはいけないということです。学生の自治委員長に聞くと、そんな規則はないが、門衛のおばさんがだめというならそれが法律であり、どうしようもないということでした。

またこれもよくあげる例ですが、ソ連の民法では、欠陥商品を買った場合、買主に交換を請求する権利を与えています。ソ連では欠陥商品は非常に多かったですが、しかし交換を請求した市民の話は聞いたことがありません。法律を楯にとって要求すれば、交換してくれる可能性はゼロではありません。しかしそのためには長い時間と困難な手続、小役人のありとあらゆる意地悪に耐えなければなりません。しかも成功する可能性は非常に小さいのです。省庁の出す訓令（「テレビ交換規則」など各種の交換規則がある）が事実上交換を妨げている（ソ連の商店では領収書をくれないのに、交換には領収書が必要等々）からです。裁判所に訴えても、裁判所は、法律に違反する下位の法令を無効とする権限はありません。（ソ連では膨大な数の官庁の訓令が出され、それが法律の効力を無にする例も多かったのですが、裁判所は抽象的な内容の法律ではなく、具体的な内容をもつ訓令を適用しますので、事実

上訓令は法律に優越していました。しかも訓令は公表されておらず、それに違反して刑罰を科されることもあったのです。文字通り、「知らしむべからず、依らしむべし」の国でした。また行政訴訟は例外的にしか認められていませんでしたので、役人の恣意的行為から市民を守る方法はありませんでした。残された唯一の方法は、しばしば書いてきたことですが、党機関、検察機関、プラウダ紙などに投書・直訴することでした。それもあまり有効ではありませんでした。時として功を奏することがあり、それは権力が市民の支持を取り付ける点でも有効な方法でした。

数年前の比較法学会で、大規模事故の法的処理の問題がテーマになったとき、チェルノブイリ事故でなぜソ連の被害者は裁判を起こさないのかと質問が出ました。あの時報告者は、賠償額が少ないから提訴しないのだろうと答えていました。これは間違った答えです。あのような大事故に裁判所が関与するかどうかといった問題は、決して裁判所が独自に決定できることではありません。当然共産党が指導します。共産党が何らかの思惑で、民事訴訟を認めることもありえますが、そうでなければ、いくら被害者が裁判所に訴えても、決して受理されることはありません。こう言うと、受理しない法的根拠は何か、根拠がないと拒否できないのではないかと言われそうです。しかしそのような発想は、西欧的な法治主義に慣れ親しんだ人の常識ではあっても、ソ連では通用しません。拒否する法的根拠がなくても、窓口がだめだと言えばそれまでです。門衛のおばさんと同じように、窓口がだめだと言えば、それが法律です（もつともこの場合は、窓口が勝手に決めているわけではなく、上層部が決めるわけですが）。

ソ連法のこのような現実がよく理解されていないため、わが国の法学者と話していても、よく齟齬が生じます。例えばソ連では、一定の場合協議離婚を認めていました。しかしこれさえ必ずしも容易ではなく、窓口が受け付けてくれないことも多かったのです。その話をしたとき、ある日本の民法学者が、協議離婚の申請手続について事細かに質問するのです。私は、その人はただ詳しい手続に関心が深いのだとしか思っていませんでしたが、後になっ

て、離婚申請書が受理されないのは、何か手続にミスがあったからだとその人は考えていたことを知りました(協議離婚を困難にするような手続が訓令で定められていると考えていたのかも知れません)。そうでなければ、我々の常識では、受理されないはずはないからです。しかし私が言ったのは手続の問題ではなく、係官の恣意の問題です。離婚登記官は、離婚理由をいろいろ詮索して、なかなか離婚を認めてくれないことも多いのです。それは、ソ連の小役人が一般に権力的で意地悪だということにもよりますが、同時に離婚についてはその数を減らしたい(当時ソ連はアメリカに次いで離婚の多い国でした)という共産党の思惑もあって、離婚登記官に、夫婦を和解させて離婚を思いとどまらせるよう指導することを指示していたからでもあります。

といつても、ソ連では一般に協議離婚が困難だといえ、他方の誤りになります。ソ連社会は、一方で厳しい統制社会でありながら、他方ではとことん間の抜けたいい加減な社会でした。絶対不可能と言われたことも、何か贈り物をすればたちまち可能になる社会です。これもよくあげる例ですが、モスクワ大学は出入りを厳重にチェックしていましたが、他方で警備員はよく仕事をさぼってどこかへ行ったりしていますから、別の入り口からはフリーパスでは入れるといった具合です。むしろ離婚登記官は、離婚理由も確認しないまま安易に離婚を認めすぎるといふ批判が、上級機関からよくなされてきました。

このように、ソ連で法律上の権利の実現が困難なのは、さらにはかばかしい理由によることも多いのです。例えば、窓口に行っても担当者が居ない、他の係員は決して代わりに仕事をしてはくれません。離婚登録をしようにも担当者はいつ帰ってくるのか、今日はもう帰ってこないのか、休んでいるのかさえだれも知らないことが多いのです。担当者は、しばしば勤務時間中に買い物にでも行って、長い行列に並んでいたりするのです。これはまだいい方で、さらには酔っぱらってどこかで寝転んでいるかもしれません。他方で離婚登記所は週一回しか窓口が開かないといった所も多く、長い行列ができて勤務時間内に終わらず、また出直すことになったり、離婚登記所の建物の

改築のため、一年間離婚登録ができなかったりと、法に従って能率的に問題を処理することが、絶望的なほどできていませんでした。「既述のように、ソ連時代には行政訴訟はほとんど認められていませんでしたから、役人が恣意的に行動しても、市民の救済方法はなかったのです」。

先生は、このような状態が社会主義に起因するのか、それともロシアの法文化によるのか、と問題提起しておられます（一〇頁）。私はその両方だと思います。両方というところが安易な答えのように思われるかもしれませんが、そうではありません。ロシアの伝統社会と社会主義は「共同体原理」を共有しており、両者は矛盾するものではないからです。ロシア的法文化は、社会主義的改造にもかかわらずまだ残っているのではなく、社会主義だからこそ温存されてきたのです。

とはいうものの、法の支配の欠如は、社会主義の必然的帰結であることも、強調しなければなりません。私は、近代法の発展の基礎にあるのは市場経済の全面的展開であり、法の支配、契約の自由、私的所有、人権保障、民主主義といった近代的諸原理は、すべて市場経済の論理によって説明されるべきものと考えています。市場経済が否定されるところでは、これらの諸原理は存立の根拠を失います。このような議論は、ソ連でも、ペレストロイカの下で展開されるようになりました。最近、日本でも、なお伝統的な社会主義に固執する人達でさえ、ほとんどすべてが市場社会主義論者になりました。市場なしには経済の発展はありえず、さらには自由と民主主義も危機に陥ると考えるようになってきたのです。そのこと自体は正しいと思います。しかし彼らの立場は、市場の一時的利用ではなく、社会主義と市場経済は両立するというものです。私は、社会主義とは市場経済の否定なので、市場社会主義なるものは論理矛盾であり、また実際にも実現するはずがないと考えています。

以上、なんだか私は、大変な反社会主義者のような感じになりましたが、真意はそうではありません。私は、社会主義の思想を再生させるためには、社会主義の現実を直視しなければならぬと言いたいだけです。いわゆる社

会主義者は、真実を正直に直視しないことよつて社会主義を腐敗・墮落させ、結果として偽善者になつてゐると思ひます。とりわけ真面目なインテリほど、困つたことに社会主義の真実を見ることができないうです。ロシア革命後、かつて西欧の進歩的で良心的な多くのインテリが、スターリン主義の本質を見抜けず、彼を賞賛したといふ苦い歴史の教訓は、いまでも充分には活かされていません。私は、一部のインテリのこのような態度に対する社会心理学的研究が必要だと思ひます。私自身、以前から社会主義の現実を厳しく批判してはたはずですが、それも論文を書くときは遠慮してゐました（授業ではもつと厳しいことを言つていたのです）。社会主義を批判することは、何かその人間の良心を疑われるのではないかといふような不安があつたからです。

〔後略〕

その後五十嵐教授は、「比較法と社会主義法」と題する講演を行われ、その内容は『比較法文化』誌第二号（一九九四年）に掲載された。ここでは、先の五十嵐論文について、「神戸大の森下敏男先生からきびしい意見をいただきました」と書いてあつた（六三頁）。それに関連して、私は次のような手紙を書いた（一九九四年四月三日付）。

〔前略〕私が「きびしい」意見を述べたかのように書いておられますが、今読み直してみましても、そんなことではないように思ひます。基本的に先生の御説に賛成してゐるはずですが、ただ、実は、現在の私は、ややクイグリーに近い見方を始めてゐます。

私は、基本的には、大陸法・英米法という区分と、資本主義法・社会主義法という区分は、次元を異にしてゐますので、同列に論じるべきではないといふ考えです。ただ以前は、敢えて同列に論じるとすれば、社会主義法は独自の法圏と言わざるをえないと思つてゐたのに対して、現在では、「社会主義法は大陸法の枠に留まつてゐる」と

いうクイグリーの表現にあまり違和感を感じなくなりました。その事情は次のようです。

私は以前から、大陸法と英米法は、近代法としてどちらが典型的か、という問題を考えていました。マルクスは、資本主義経済の原理を説明するために、イギリスをモデルとしましたが、資本主義「法」の原理を明らかにするためには、どの国の法をモデルにすべきかという問題です。この点で、経済と法には、興味深いズレが見られます。イギリスのように典型的な形で資本主義経済が発展した国では、それを調整・保護する法はむしろ伝統的・前近代的なコモンローで充分で、近代的な法の体系化は不十分でした。そしてドイツのような後追いの資本主義国こそ、上からの資本主義化を押し進めるために、体系的に整備された法を必要としました。つまり資本主義「経済」の発展が典型的でない国でこそ、資本主義「法」は典型的に発展するという逆説がみられます。だからといって、資本主義の発展が典型的でない国の法が資本主義法として典型的だというのも、おかしいように思います。したがって、資本主義法の原理を説明するためには、コモンローと大陸法を複眼的にみていく以外にないと、以前の私は考えていました。

ところで私は、昨年から、ソビエト法とは別に、神戸大学で「社会科学原理」の講義を始めました。この講義全体を貫くキー概念は、「市場」です。市場の法則を、いわば「第二の自然」として捉えますので、「自然と文化」というテーマ（市場が自然のような法則性をもって人間を支配しているところに社会科学の成立の根拠をおく）から始めています。そして人類の歴史を、「共同体」から「市場社会」へとというように捉え、「市場と国家」、「市場と民主主義」、「市場と家族」というように、「市場と○○」というテーマを並べています。最後は「日本社会論」ですが、これも日米経済摩擦にみられるような、市場型社会としてのアメリカと、非市場的な共同体原理を残す日本の対立として説明します。

テーマの一つとして、「市場と法」を設定しています。これは、近代法の存立根拠を市場⇨商品交換に求めると

いうパシユカーニス理論を使いつつ、市場原理の上に近代法の展開を説明するというものです。このような発想で考えますと、コモンロー（というよりアメリカ法なのかもしれませんが）の方が、より市場適合的で説明し易いように思います。最近話題になったフイギェア・スケートのハーディング選手の「司法取引」にみられるように、市場の論理が刑事司法にまで及んでいます。紛争の処理に関わる法過程そのものが、経済の論理にも似た自由競争の原理で支配されている（陪審員を前にした法廷論争）英米法の方が、市場経済の本質によく適合していると思います。

このような考えから、最近ではコモンロー（アメリカ法）こそが、資本主義法として典型的だと思つていふようになります。「マクス・ウェーバーも、両法系が衝突したカナダでは、コモンローが優位したと言っています（世良晃志郎訳『法社会学』、創文社、五二九頁）。ただ私は、「典型的」だと言っているだけで、そちらが優れているといった価値評価をしているわけではありません」。大陸法は、資本主義法としては純粹ではなく、だからこそ社会主義にも応用できたという気がします。前回の私の手紙では、アメリカが社会主義化すればコモンロー型社会主義法ができると書きましたが、そのようなものはありえないと思うようになりました。仮にアメリカが社会主義化すれば、上から組織的に社会を建設するために体系的な法典化は不可避であり、「コモンロー上の諸概念・諸制度を活用しつつも、形態的には」大陸法に類似した法制度ができあがるような気がします。

社会主義法は独自の法系として存在したと言つてよいと思いますが、より広義の分類においては、社会主義法を大陸法の一部とみなしても、間違つてはいないと、今は考えています。ただコモンローの知識が乏しいものですから、これから勉強を重ねないと、自信をもつては発言できません。（以下略）

### （三） 稲子恒夫教授の場合

稲子恒夫氏は、藤田勇氏と同じ世代で、藤田氏とともにかつてわが国のソビエト法研究をリードしてきたが、わが国のソビエト法研究者の中でもとりわけ親ソ的な人とみなされていた。ソ連崩壊後稲子氏はソ連に対する評価を急変させたため、稲子氏に近い立場の人たちからも、批判的な目で見られているように思われる。それは同氏が、単にソ連に対する評価を変えたからだけではなく、似たような研究者は多い。同氏が批判されるのは、レーニンをも厳しく批判し、社会主義思想そのものから離れたこと、社会主義を崩壊させたエリツィン政権を高く評価したことなどが理由なのである。このうち前者について付言すると、同氏は、ソ連崩壊直前の一九九〇年六月の論文「レーニンの社会主義論」では、レーニンを高く評価している。そして「ソ連の悲劇、社会主義の悲劇は、レーニンの晩年の教えが守られなかったことから起きた」としてスターリンに批判を集中している（『ソビエト研究所ビュレティン』九号、一九九〇年六月、二七頁）。

しかしソ連崩壊後の一九九二年の論文では、レーニンが「赤色テロ」に直接関わっていた文書の存在などを根拠に、「このことはレーニンを無条件に肯定し、レーニンはよかったが、その後のスターリン以下の歴代の指導者は軒並みおかしかったという、レーニン絶対化の主張に見直しを要求している」と言う（『旧ソ連研究の自己批判』、『ソビエト研究所ビュレティン』二二号、一九九二年六月、一八頁）。その後さらに稲子氏はレーニンを、スターリン主義の根源として厳しく批判し、さらにはレーニンは売春婦を買って梅毒になり、それが原因で死亡したという説なども展開している。

ともあれ稲子氏は、ソビエト法・ロシア法の広範な分野につき多彩な研究活動を行い、その研究能力については非凡なものがあつたと思う。しかし、同氏の研究の特徴は、いつの時代でもソ連・ロシアのその時々々の状況を肯定することにあつたように思う。フルシチョフによるスターリン批判前後の時期に書かれた論文（『社会主義国家と法の本質と機能』、『現代社会主義講座Ⅰ』東洋経済新報社、一九五六年）では、スターリンに対する批判的姿勢は

全く見られない。フルシチョフ時代はフルシチョフ路線を熱心に支持し、次いでブレジネフ、アンドロポフ、ゴルバチョフ、エリツインと政権が変わり体制が変わっても、その時々々の政権の路線を支持してきたように見える。ペレストロイカが始まると、『ペレストロイカは進む』（青木書店、一九八八年）を出版してゴルバチョフを支持し、それが行き詰まるとエリツイン支持に乗り換えた。その後はプーチンを支持しているのかどうかは知らないが。稲子氏は、ソ連社会主義を支持してきたと言うよりも、根っからのロシア・ファンなのかも知れない。

他方で稲子氏は、わが国の中国法研究者を、中国共産党の言いなりになっていると、しばしば厳しく批判していた。中国以外でも、わが国の東ドイツ法研究者、北朝鮮法研究者についても同種の批判をしていた。他人の欠陥はよく見えるものであるが、「他人のふりみてわがふりを直し」たいものである。ソ連崩壊後の社会主義法研究会で稲子氏が同種の批判を中国法研究者に向けたとき（その際ある中国法研究者は、その批判を受け容れていたが、中国共産党路線を支持・賛美するもの以外に文献・資料がなかったのだと弁解していた。似たような弁解を後に稲子氏もすることになる）、私は大胆にも稲子氏もソ連の言いなりになっているのではないかと指摘したことがある。ただ振り上げた拳の落としどころに困って、稲子氏の「判断基準・立脚点はどこにあるのか」と質問して、自らの発言を締め括った。その時同氏は、「立脚点は民主主義だ」と答えていた。稲子氏は自ら中国法の研究書『現代中国の法と政治』日中出版、一九七五年）も著しているが、それは批判的観点からの中国研究であり、同氏のソビエト法研究よりも優れた内容であった。やはり社会科学は、批判的観点に立たない限り、鋭く正しい研究はできないことを示した一例である。

さて先にも引用した稲子氏の論文は、「旧ソ連研究の自己批判」と題されているが、羊頭狗肉というか、あまり自己批判の内容はなく、ソ連研究者一般に自己批判を呼びかけているかのような内容である。ともかく従来のソ連研究には欠陥があったとして、研究方法として脱イデオロギー化、脱政治化、脱スターリン化などを主張している。

その中に「いったん示した結論が、その後手に入れた資料に合わないときに、自説を変えることは恥ではない」という言葉がある（『旧ソ連研究の自己批判』、『ソビエト研究所ビュレティン』二二号、一九九二年六月、一九頁）。自分自身に言い聞かせたい言葉なのであろう。その後も稲子氏は、ソ連評価を変えた理由を、いつも「新しい資料がでてきた」ことで説明していた。もちろん新しい資料がでてくるずっと前から、ソ連が自由・民主主義・人権を抑制していたことは明らかだったのである。

稲子氏の「自己批判」論文には、もう一つ興味深いことが書かれている。「ソ連共産党中央委員会という政党の機関による社会科学の支配がもたらした惨状」という経験から、「ロシアでは、政党は社会科学を含む学問に介入すべきではなく、・・・」という結論がでていているという。そして「このソ連の経験は、日本にとって他山の石となるだろう」というのである（同論文一九頁）。日本においても、共産党は学問に口出しするなど言いたいのであろう。この点には、稲子氏の過去の経験が関係していると思われる。同氏は、フルシチョフによるスターリン批判以後も、「日本ではスターリン批判を自分たちの問題として受け止めた研究者は少なく、スターリンの『理論』で汚染された状態を見直す動きがにぶ」かったという。この点は、既述のとおり、その中ソ論争も関係して、「日本では中国の主張を是とする者が多く、フルシチョフ時代にあらわれた民主主義志向の動きを冷笑したり、ソ連は『修正主義』だと断定する声が強かった。・・・しかしこういう『ソ連修正主義』批判の大合唱のなかでも、ソ連研究者は実証的な研究をつづけていたことは、忘れてはならない」（同論文一六頁）。この最後の部分は自分自身の矜持を語ったものであろう。確かに稲子氏は、当時の日本共産党系の流れに抗して、フルシチョフのソ連を支持していた。その限りで同氏は自主性を示したのであるが、ソ連に対しては、残念ながら、自主性は見られなかったのである。

## (四) 大江泰一郎「法文化論」批判

私は、一九九五年に、大江泰一郎氏の著書『ロシア・社会主義・法文化』（日本評論社、一九九二年）の書評のかたちで、同氏を批判したことがある（『神戸法学雑誌』第四五卷第三号、一九九五年）。同氏の論文ははったりが多く、学術論文としてははなはだ問題が多くて批判にも値しないが、文章が華麗で難解なため、それに幻惑されてしまう人もいるからである。その後一九九七年に北海道大学スラブ研究センターで行われたシンポジウムで、私は「ロシアの法文化」について報告し、その際大江氏がコメンテーター役を務めた。その報告書の中で、私は大江氏の議論に批判を加えている（北海道大学スラブ研究センター編『スラブ・ユーラシアの変動』、一九九七年。その後この報告書は皆川修吾編『移行期のロシア政治』一九九九年、に収録されたが、ここでは、本全体の体裁に合わせるために、大江批判の部分は削除されている）。その時の大江批判を交えながら、まず（A）で大江批判を概観し、以前述べていなかった点を付け加える。次いで、一九九八年、私の大江批判に関連して、ロシア法研究会で討論が行われた。その場で大江氏は、自らの誤りを部分的に認めた。その後まもなく私は、研究会参加者に討論の総括文書を送付した。それを一部省略してここで（B）として掲載したい。なお大江氏の主張はしばしば変化するが、一九九八年の先の討論会以後の彼の論文は読んでいないので、ここで取り上げるのはそれ以前のものだけである。

## (A) 大江批判概説

## ①ロシア法文化論批判

大江氏は、ソ連に近代的な法文化（人権・人民主権・法治主義等）が育たなかった原因を、社会主義体制やマルクス主義に関連づけることを否定し、ロシアの伝統的法文化にのみ求める。しかしこの誤りは、いわゆる分裂国家をみればあまりにも明らかである。西ドイツと東ドイツの法体制と法文化はあまりにも異なっていたが、両者の過

去の法文化にそれほど極端な相違があったわけではない（確かにエルベ川の西と東で歴史・文化に一定の相違はあるが）。近代的法文化を発展させた西ドイツと、市民が秘密警察のエージェントのネットワークに監視されつつ生活していた東ドイツの法文化はあまりにも異なっていた。これは体制の違い（資本主義と社会主義）によってしか説明できない。韓国と北朝鮮、中国本土と台湾、ベトナムの南北、いずれも伝統的法文化にあまり差はないが、両者の法体制は根本的に違っていた。もつとも誤解を避けるために付け加えるが、私はソ連の様々の否定的現象の根拠が社会主義の原理によってのみ説明できるとは言っていない。過去の伝統文化も当然深い関わりをもっている。

北大のシンポジウムでは、私がこの二つの要因を指摘したところ、この二つはそれぞれパーセントずつ責任を負うべきかという質問があった。私は、そのように分けて考えるべきではなく、それぞれが一〇〇パーセントだと答えた。その趣旨は、この二つは対立しているわけではなく、互いに調和し、促進しあっているということである。この点が重要な点である。自立し相互に利害の対立する私人からなる資本主義社会の克服を目指す社会主義社会は、前近代的な共同体社会の原理の新しいレベルでの回復という性格をもつ。伝統的法文化と社会主義の構造が、あい呼応するのは何ら不思議ではない。実際、ロシアの伝統的法制度が、一九世紀後半以後の近代化過程で一旦否定されながら、社会主義革命後復活する事例（国内パスポート制度による移転の自由の規制や、検察官による合法性の一般監督制度など）が多いことは、別稿でも論じた（『ロシアの法文化』、皆川修吾編『移行期のロシア政治』一九九九年）とおりでである。

## ②近代社会の無理解

大江氏は、近代的法文化の基礎になるのは、前近代社会における自律的団体（特に封建貴族の団体）の存在とみなしている。だとすれば、中世西欧の封建社会こそが法文化の最盛期ということにならざるをえないのではないだ

ろうか。大江氏によれば、西欧法文化の所産である人権宣言の理念が資本主義社会ではますます空洞化しつつあるとし、社会主義の下でそれ（人権宣言の理念）を現実化することを主張している（『ロシア・社会主義・法文化』九頁）。封建社会で栄えた法文化が資本主義社会で衰え、社会主義社会で復興するという歴史観になる。同氏はそんなことは言っていないかもしれないが、彼の理屈からはそうならざるをえない。どうしてこんなにトンチンカンなことになるのであるうか。もし封建社会の自律的団体の存在は近代的法文化の歴史的「起源」を指しているだけであり、それが近代において花開くというのであれば、なぜ近代において花開くのが問われねばならず、その答えこそが近代的法文化の根拠ということになるう。私はそれこそが近代資本主義だと考えているのである。

大江氏は、近代西欧に生じた近代的法文化を高く評価しているはずである。それとの比較の上でロシアの遅れた法文化を批判し、それがソ連における否定的現象の原因となったと主張しているからである。ところが他方で大江氏は、社会主義を正当化したいため、現代の西欧諸国では、人権など近代の諸理念が「空洞化」していると主張する。しかしこれは、明らかに史実に反しており、反対に、市民革命の理念は歴史とともに発展してきたのである。市民革命後もその理念は直ちに実現されたわけではない。フランスでも革命後帝政や王政復古もあり、近代的民主主義が発足するのは一〇〇年近くもかかっている。先進国で女性も含めた普通選挙権が実現されるのは、一九世紀末以降である。人権が質量ともに豊かになってきたのは、第二次大戦後である。近代的法原理は形骸化してきたのではなく、最近になってやっと実現されるようになってきたのである。しかし社会主義を説く者は、西欧の資本主義諸国が人権と民主主義の先進国であつては都合が悪いのであろう。そのため無理な議論をしているのである。この点については、大江氏の問題と関連しつつも少し離れるが、さらに敷衍して論じておきたいことがある。

それは、近代社会の諸原理・諸価値をどのように評価するかという問題である。二〇〇三年の「社会体制と法」研究会では、「近代経験と法の継受」というテーマで研究会が行われ、高橋一彦氏が「帝政ロシアの近代経験―婚

姻法に見るケース・スタディー」と題する報告を行った。討論者として発言した私は、婚姻・家族はもとも前近代的な共同体型秩序であり、「近代経験」を考察する対象としては適当でないと述べた。果たして高橋報告には、帝政ロシアの家族法の規定（「妻は夫に服従し・・・、夫は妻を愛し・・・」）を、近代家族の性的役割分業と捉えるといった大きな誤りが見られた。これは逆に、極めて露骨な前近代的な家父長制家族を示す規定である。市場原理はあらゆる共同体を解体していくが、家族は、人間（労働力）の生産という市民社会が実現できない機能を担うため、ついに解体することができず、ネーションとともに前近代から持ち越されることになった共同体秩序である。

いわゆる「近代家族」とは、夫婦が法的には平等であるが、実際には夫が社会的労働に、妻が家事に従事するという分業形態のため、事実上夫が家権を有しているような家族を意味する。そのため近代家族の前近代性、家父長制といったパラドックスが指摘されてきた。家族がもし完全に近代化されれば（夫婦が法律上のみならず実質的に平等になれば）、家族はその機能を喪失して消滅する運命にあるのかもしれない（夫婦の実質的平等化を図ったロシア革命後に、家族消滅論が蔓延したのはそのためである）。現代社会における家族の揺らぎは、それを示唆するものである（詳しくは、拙稿「近代とは何か」参照、『社会体制と法』第五号、二〇〇四年）。

ところが、この研究会を紹介した「学界回顧」において、阿曾正浩氏は、私の主張に言及しつつ、「自己矛盾なのは近代家族だけではなく近代そのものだということになる」と書いている。これは困ったコメントである。私は「家族」、ネーションなど限られた社会現象についてのみそのパラドックスを語っているのであり、近代一般が自己矛盾的だとは考えていない。そしてこの阿曾氏のような「近代」観こそ、マルクス主義者の矛盾がよく露呈しているところである。彼らは、人民にアピールするためには、自由・人権・民主主義・人民主権・法治主義等々の近代的諸価値を高く評価せざるを得ない。しかしそれでは、これら近代的諸価値をともかくも実現している近代資本主義社会を克服して、社会主義の実現を主張する論拠が弱まる。そこで近代社会は実は自己矛盾的であり、人権等

の近代的諸原則はそこでは実現されないのだと主張することになる。既述のように、藤田教授も、資本主義社会において民主主義がますます形骸化していると言ひ、大江氏も、資本主義社会において人権の理念がますます空洞化していると語っている。そして彼らは、これら近代的諸原則は、社会主義においてこそ実現されるというように、ほとんどの人にとって説得力をもたない全く正反対の主張をするのである。実際には現代西欧諸国では近代的な諸価値は基本的に実現されており、ますます豊富になっているが、しかしそれはそれでまた近代的諸価値固有の矛盾も抱えているという認識こそが重要なのである。

(1) 特に日本のような後発国では、未だ近代化が未達成だという主張は、マルクス主義者だけでなく、丸山真男氏など一部の近代主義者にもみられた。彼らは単線史観の立場から、後発国は先進国の歴史を反復すべきだと考えているかのようにあるが、それは間違っている。後発国は、後発国特有の近代化を行うのであり(システム史観)、日本は既に十二分に近代化しているのである。近年阿部謹也氏は、「世間」(日本型共同体)概念をキーワードに、日本社会の近代性と自立した近代的個人の欠如を批判してきた(例えば朝日新書『近代化と世間』二〇〇六年など)。しかし、それが自己責任原理を説く小泉改革によって足下をすくわれたことに、後に懸念も示していた。進歩主義者は、日本型システム(例えば終身雇用制)を前近代的と批判してきたが、その近代化は労働市場の自由化をもたらし、それは非正規雇用の激増等にもつながっていくのである。小泉政権は、日本社会の「前近代性」とされてきたものを「近代化」しようとしたが、そのことによって当時「改革」の旗印は左翼から市場原理主義者に移っていった。このことには、日本社会を前近代的とみなし、その近代化を主張してきた近代主義者やマルクス主義者にも一部の責任がある。このように、近代化路線は、社会主義へとつながるところか、反対に、野蛮な資本主義へとつながるのである。このような考え方も、私が、一部で誤解されているような近代主義者でないのは明らかであろう。

## ③ロシア革命と団体

大江氏は、ロシア一〇月革命も団体史観の視点から捉え、「ソビエトの再生や農民共同体の活性化といった、新たな『団体的秩序』の興隆を基盤とする社会変革」であったと述べている（著作九頁）。これ自体は間違っているわけではないが、大江氏の歴史観からすれば、これら団体的秩序は近代的法文化の基礎となるものであり、社会主義の下でも近代的法文化は発展するはずだったと言いたいのである。そしてその後これら団体が解体していくことによって、ロシアの伝統的文化を底流とした反立憲的秩序が復活していくとみるわけである。しかし同氏があげるこの二つの団体、「ソビエト」と「農村共同体」は、近代的法文化と最も無縁の団体であり、まさに正反対に位置する団体であった。「ソビエト」は、権力を統合し（権力分立否定、したがって議会主義、司法権の独立の否定）、法治主義を否定した組織であり、まさに「反立憲的」組織であった。「農村共同体」は、土地の所有を否定する（私有の否定ではなく所有自体の否定。母なる大地は神の賜物であり、大気と同じように誰も所有できない）原始共同体を思わせるような前近代的共同体であり、ストルイピン改革で生まれ始めていた土地を私有する独立自営農民を、革命によって再び共同体に吸収したある意味で「反動的」ともいえる団体であった（私は「共同体主義者」であって、ここで「反動的」というのは、必ずしも否定的な意味で言っているわけではない）。それはおよそ近代的法文化の対極にある伝統的文化の担い手であった。

大江氏は、革命後「ソビエト」や「農村共同体」が形骸化したためソ連は近代的法文化を発展させることができなかつたという。しかしこれも極端な外れである。これら団体は自然に形骸化・解体していったわけではない。もともと近代的法文化と無縁の、否それと敵対的な共産党権力が、これら団体を崩壊させたのである。共産党の一党独裁の下で、権力は「ソビエト」から共産党やその支配下の官僚機構に移っていく。そして数百万人の死者をだ

したかの農業集団化が、農村共同体を解体していったのである。団体の解体が反立憲的秩序をもたらしたのではなく、反対に、共産党による反立憲的秩序がこれら団体を崩壊させていったのである。この③の論点については、後の討論会で大江氏も誤りを認めたところである（後述）。ということは、団体の盛衰によってソ連社会主義の成功と失敗を説こうとする大江氏のロシア社会主義論は、全体として崩壊してしまっているのである。

さて北大のシンポジウムでは、日本とロシアの法文化の共通性についても話題になった。この点については、表面上、大江氏と私の意見は、共通性を認める点で一致する部分があった。しかし内容は大いに違う。大江氏は、日本の法文化はロシア並と否定的に評価し、日本の法文化の変革を説く立場である。私は、日本の伝統的文化やそれを反映したいわゆる日本型システム、明治以後西欧文化を受容しながら日本的文化にそれを調和させた「和魂洋才」路線を、かなり高く評価している。他方、ロシアの法文化は、一般的には否定的に評価されるべきものであるが、歴史が示すように、人類史においては、長所は同時に短所でもあり、弱みはその活かし方によっては強みに変わる。ロシア社会に見られる濃厚な共同体的特質（例えば助け合いの精神。体制転換後街中に物乞いする人の姿が増えたが、日本と違い、通行人が次々に金銭を与えている）のプラス面を活かした共同体型の資本主義を、追求すべきであった。しかしロシアは、ロシアに最も馴染みにくいアメリカ型資本主義を導入しようとして失敗するのである。ロシア人は、冷戦時代の対抗馬であったアメリカにコンプレクスを抱いており、かえってそれを美化し、理想化していたのであろう。大江氏は、私を市場主義者と勘違いしているのであるが、既述のように、私はむしろ共同体主義者なのである。

#### ④マルクスの「個人的所有」論について

マルクスは、『資本論』第一巻第二四章の最後の部分で、次のように書いている。「……資本主義的な私的所

は、自分の労働を基礎とする個人的な私的所有の第一の否定である。しかし資本主義的生産は、自然過程の必然性をもってそれ自身の否定を生みだす。これは否定の否定である。それは私的所有を復活させるわけではないが、しかし資本主義時代の成果に基づいて、すなわち協業や土地および労働そのものによって生産された生産手段の共同保有に基づいて、個人的所有を復活させる」（長谷部文雄訳、河出書房『世界の大思想』第一八巻、五九七頁、Karl Marx, Das Kapital, 1966, S. 791）。社会主義の下で復活するとされている「個人的所有」とは何かについて、これまでも多くの論争があった。ただ正統派のマルクス主義者の間では、この「個人的所有」は、生産手段ではなく「消費対象」について語ったものであるとするエンゲルスの見解が、通説となってきた。<sup>①</sup>不破哲三氏や藤田教授もそうである。これに対して、大江氏は、資本論の「個人的所有の復活」論に依拠して、社会主義の下でも近代的所有権（私的所有権）は維持されるべきだという主張を行うのである。

大江氏はもう一つマルクス・エンゲルスの共産党宣言の次の文章にも依拠して、自説を補強する。「この意味で共産主義者は、その理論を、私的所有の廃止という一語に要約することができる。……資本は共同の生産物であって、ただ社会の多数の成員の共同活動によってのみ、否、究極において社会のあらゆる成員の共同活動によってのみ動かされる。だから資本は個人的な力ではない、それは社会的な力である。したがって資本が社会の全成員に属する所有に変えられたところで、それによって個人的所有が社会的所有に変わるわけではない。所有の社会的性格が変わるだけである。すなわち所有は、その階級的性格を失うのである」（『マルクス・エンゲルス全集』第四巻、大月書店、四八九頁、ドイツ語ドイツ版全集、第四巻、一九五九年、四七六頁）。

ここでも、「個人的所有が社会的所有に変わるわけではない」という部分に依拠して、大江氏は、社会主義下の私的所有の維持を説くのである。しかし引用文の最初に、マルクスは「共産主義者は、その理論を、私的所有の廃止という一語に要約することができる」と明確に語っているではないか。では「個人的所有が社会的所有に変わる

わけではない」というのはどういう意味か。それはマルクスが引用文で語っているように、もともと資本家が私的に所有する資本の基礎は、労働者の労働が作り出し、蓄積されたものである。したがって、資本はそもそも初めから基本的には社会的なもの、つまり労働者集団のものである。それは初めから社会的な所有であるから、革命によって改めて社会的所有に変わるわけではない。変わるはその階級的性格であり、つまり資本家階級が取得していたものが全労働者・全人民のものになる（本来の所有者に戻る）ことによって階級性を喪失する（階級対立の消滅）のである。似たようなレトリックは、『共産党宣言』の各所にみられる。共産主義者は、私有、家族、祖国・国民性を廃止し、婦人を共有にすると批判されるが、社会の成員の九割にとつては既に私有は廃止されているとか、プロレタリアにとつては家族は存在せず、婦人の共有はいつの世にも存在してきたとか、労働者はそもそも祖国をもたない、というように。

このように明確なマルクスの所説を、大江氏は奇妙に解釈するのであるが、その意図はどこにあるのであろうか。所有の法的性格（その絶対性・観念性等）は、私有でも国有でも変わらない（変わってはならない）ということをお願いしたいようでもあるが、それなら私的所有権も国家的所有権も「所有権」の部分と同じであると言っているだけで、あまり意味がない。大江氏の意図は、やはりその「自由主義的社会主義」なるものの所有権的な基礎を、近代的な私的所有に求めたいのである。社会主義的な私的所有権の具体的イメージとして、株式会社を想定していると言っていたこともあった。大江氏は、私的所有を保持した社会主義社会では、「私的自治」、「私法」、「商品生産」が維持されるべきだと考えているのであるが、それは「マルクス自身の理論的想定には反することになるが」とか、「共産党宣言では社会主義社会における商品生産は想定されていない」といった言い訳もしている（大江泰一郎『ソビエト法は社会主義法であったか？』、『ソビエト研究』八号、一九九二年、二九頁）。

全くなんたることか。マルクスが想定していないことを承知しつつ、自らの自由主義的社会主義論を説くために、

なんと強引かつ無理なマルクス解釈をすることか。それなら、初めからマルクスは間違っている、または不十分だとしたうえで、自分はこう考える、と正面から論じた方がいいのではないか。大江氏が自らの主張を展開するのは全く自由であるが、ここでマルクスに依拠するのはあまりにも乱暴である。これは大江氏のいつもの癖なのであるが、自説を正面から提起する自信がないためか、いつも知的巨人に依拠しようとし、あるいはその引用によって証明されたと考える傾向が顕著なのである。かつてマルクス主義者は、マルクスやレーニンの言葉を聖書のように神聖化し、その引用によって論証を行う傾向があったが、まだそれが抜けきらないのであろうか。

さて、少し後の論文で大江氏は、自己の所有論を基礎づけるためにマルクーゼを引用している。マルクーゼは、ソ連の所有制度について、「私有財産の廃止が生産手段の所有に限定されているにもかかわらず、その廃止は、一つの実存のカテゴリとしての私有財産をおかした」と批判的に語っている（H・マルクーゼ『ソビエト・マルクス主義』サイマル出版会、一九六九年、一六五頁）。大江氏はこの部分を引用し、「彼は問題の中心点を突いていることになる」と述べている（大江泰一郎「ソビエト法学における『義務の法』の観念」、藤田勇・杉浦一孝編『体制転換期ロシアの法改革』法律文化社、一九九八年、三〇五頁）。ここでもなぜマルクーゼが引用されているのか、よく分からない。社会主義社会でも私的所有は維持されるべきだという大江氏の説に呼応すると考えたのであろうが、大江氏自身の説明はない。

しかしマルクーゼは、生産手段の私的所有の廃止を容認しているから、大江氏の主張とは全く違う。「実存のカテゴリとしての私有財産」とは、人間の生存に必要な消費対象を意味しているのであろう。しかしマルクーゼの主張に反して、消費対象については、ソ連では個人の所有が認められていたのではないか疑問に思う人がいるかもしれない。確かに一九三六年憲法以来、消費対象（副業経営など一部生産手段も含む）については個人的所有（私的所有と概念的に区別された）が認められた。しかしそれは消極的容認であって、積極的に肯定されたわけではない。

い。そして個人的所有を増やさないための政策が、継続されていくのである。つまり消費対象についても、個人的所有よりも「社会的消費フォンド」を充実させる政策が追求されたのである。個人住宅ではなく国有の集合住宅を、マイカーではなく大量輸送機関の充実を（いずれも将来は無料にする）といった政策である。個人的所有の増大はブルジョア的精神を培い、共産主義建設のブレーキとなると警戒されていたからである（例えば『ソ連共産党第二二次大会の文献（上）』新日本出版社、一九六二年、二二七頁）。このようにソ連においては、消費対象についても、その個人的所有に対する制限は大きかったのである。マルクーゼはそのことを指摘しているのであろう。となると、なぜ大江氏がここでマルクーゼを引用したのか不可解である。大江論文にはこのようなことが非常に多い。何か誤解があったのか、そうでなければ単なるペダンティズムとしか思えない。

さて先に述べたように、資本論における「個人的所有の復活」説について、正統派マルクス主義者の間ではエンゲルス説（消費対象説）が通説である。なぜエンゲルスの解釈が通説となってきたのか、不思議な気がする。大江氏を離れて、ここでは自説を述べておきたい。マルクスの文章を素直に解釈すれば、次のようになるはずである。まず最初に登場する「自分の労働を基礎とする個人的な私的所有」とは、資本制社会の歴史的・論理的前提となる前資本主義社会に普遍的な所有形態（実際には社会の一部を占めるに過ぎず、普遍的とはいえなかったが）であり、自営農民の所有などを想起すればよい。自営農民は自ら所有する生産手段（土地、農機具、家畜、種・苗、肥料・飼料など）を使って自ら労働し、自らの生産物の所有者となる（所有者と生産者の一致）。この第一の所有（個人的所有）の否定の上に成立する資本主義的な私的所有形態では、資本家が生産手段を所有し、それを所有しない労働者は資本家に雇用され、その指揮下で生産活動に従事するが、その生産物は資本家の所有となる（所有者と生産者の分離）。

さて「否定の否定」として誕生する社会主義社会の所有は、再び所有者と生産者が一致する。つまり全体として

の労働者が生産手段を所有し、同時にそれを使って生産活動に従事し、生産物もその所有に帰する。この第一と第三の所有形態に基づく生産関係は同じ構造を持っている。つまり自ら所有する生産手段を用いて自ら生産活動に従事し、自らその生産物の所有者となるのである。このように第三の所有形態は第一の所有形態の復活であり、その意味でマルクスは、「個人的所有の復活」と呼んだのである。マルクス『資本論』のこの部分は、「否定の否定」の弁証法の論理が用いられているのであるが、第一と第二の所有形態については生産手段が含まれる（むしろ主として生産手段を念頭に論じられている）のに、第三の所有形態だけは「消費対象」のことを指しているというのでは、「否定の否定」の弁証法にならないではないか。「否定の一部の否定」になってしまふのである。

とはいえ第一と第三の「個人的所有」は、もちろん大きな違いがある。第一の「個人」は自立し他人に依存しない個人であるが、第三の個人は、全体としての労働者を、つまり「互いに結びついた諸個人」を意味しているからである。全体としての労働者を「諸個人」と表現するのは、違和感があるかも知れない。しかしこの点については「共産党宣言」にうってつけの表現がある。それは、私的所有の廃止を、「協同した（アソシエイトした）諸個人の手」に全生産を集中する」と表現している（『マルクス・エンゲルス全集』第四卷、大月書店、四九五頁、ドイツ語ドイツ版全集、第四卷、一九五九年、四八二頁）のである。「協同した諸個人」が生産手段を所有するのが、「否定の否定」としての社会主義下の「個人的所有」なのである。このように解釈すれば、マルクス説は完全に明確となる。実はこのようなマルクス解釈は、ペレストロイカ期のソ連経済学の通説といってもよい（拙著『ポスト社会主義社会における私的所有の復活』、多賀出版、一九九七年、第一章第二節の一、参照）。当時のソ連の経済学はエンゲルス説の呪縛から解放され、やっと自由な社会科学的研究が開花していたのである。

（一） エンゲルスの「消費対象」説は、『反デューリング論』で述べているのであるが、その準備ノートでは、次のように

書かれている。この方がマルクス説よりわかりやすい。「否定の否定」すべてのインド・ゲルマン民族は共同所有をもつて出発している。ほとんどすべてのそれらの民族の場合、社会の発展につれて、それは廃棄され、否定され、他の諸形態―私的所有、封建的所有等―によっておしのけられる。この否定を否定して、より高度の発展段階において共同所有を再興することは、社会革命の任務である」（エンゲルス『反デューリング論（下）』粟田賢三訳、岩波文庫版、二七五頁）。

―主要な論点については以上で止めるが、なお三点付け加えたい。

⑤ キスチャコフスキーについて

大江氏のキスチャコフスキー論はさほど重要なテーマではないが、同氏がいかに勝手な読み込みと解釈をするかの一つの見本として簡単に取り上げておきたい。キスチャコフスキーは、一九世紀末から二〇世紀初めにロシアで活躍したウクライナ生まれの自由主義的思想家で、ロシアのブルジョア自由主義政党カデット（ロシア革命によって解体された）の党員でもあった。彼は法治国家と社会主義の結合を主張している点で、「自由主義的社会主義」なるものを提唱する大江氏にとって、親近感を抱く思想家なのかもしれない。しかし彼は広い意味では社会主義者といえるのかもしれないが、マルクス主義者でもレーニン主義者でも、共産主義者でもなく、限りなく自由主義者に近い穏健な社会民主主義者といったところである。社会民主主義と法治国家論はもちろん矛盾しないし、社会民主主義の伝統の長い北欧諸国は優れた法治国家である。しかし大江氏が「自由主義的社会主義」というとき、いわゆる社会民主主義のことを指しているとは思えない。彼が社会民主主義の思想や北欧諸国の体制を高く評価したことはないからである。

大江氏は、キスチャコフスキーの「法の擁護のために」という論文を、次のように取り上げている。ロシアの立憲国家への移行の可能性について、「キスチャコフスキーはこの問題を―後述するように、ここに彼の方法論の最

大の特徴があるのだが、「法」と「団体」との関係という視角から解こうとする」と大江氏は言う（著作一三八頁）。これまた不可解な解釈である。キスチャコフスキーは、ロシアにおける法意識の遅れを指摘し、その克服のために「個人の自由と不可侵性」の精神、「個人の権利のための闘い」が重要であると論じている。この論文に一貫して登場するキーワードは、「個人（リーチノスチ）」であって「団体」ではない。大江氏の解釈は正反対なのである。キスチャコフスキー論文にも、次のように団体の話も出てくる。組織には組織としての規範（法的基準）があるから、組織のあり方をみれば民衆の法意識が伺える——という文脈においてである。そしてロシアの団体の実情は、団体内の個人の権利の尊重や法的意識を育むようなものではないこと、それにはインテリの責任が大きいことを指摘している。つまりロシアの団体は、個人抑圧的だということが強調されているのである。

例えばロシアの団体（農村共同体を想定しているのである）においては、法規範と倫理規範が分化しておらず、民衆に倫理観はあっても、法意識は低水準である。この点でロシアのインテリは啓蒙的役割を果たすべきであったが、彼等は逆に民衆の倫理意識を肯定し、法意識を高める努力を怠った。インテリ自身法意識が低いためでもある。わがインテリの法意識は、警察国家的、官僚主義的である（V・キスチャコフスキー「法の擁護のために」、小西善次訳『道標』現代思潮社、一九七〇年、原著一九〇九年、一九〇—一九三頁）。キスチャコフスキーはもう一つの団体の例として政党特に社会民主党（正しくは社会民主労働党、後に共産党がそこから育つ）を取り上げている。党の規約は黨員個人の自由や法的構築を保障するはずのものであるが、レーニン派は国家の奴隸的模倣ともいべき中央集権主義的な党組織を創った。わがインテリ（共産主義者を指している）は法を法的信念ではなく、強制的な掟として理解している。このことは改めてその法意識の低水準ぶりを証明している（同論文、一九三—一九七頁）。

キスチャコフスキーが団体について語っているのはこの程度であるが、そこから大江氏の団体史観を正当化する論理を引き出すことは不可能である。しかし大江氏は、「法の概念（理念）」としての『自由』を、社会の経済的

構造ではなく、『団体』（の自律）という社会構造的な契機に結びつけて捉えるキスチャコフスキーの視角」は、前近代西欧において法的自由はまず身分団体の特権として現れ、それが近代において市民一般の国家からの自由へと構成されていく事情と照応すると言うのである（著作一三九頁）。しかしキスチャコフスキーは全くそのような視角を提起していない。そのことは大江氏自身も自覚しているのか、今引用した文章の直前には、「あえて読み込みで図式的にいえば」という言葉がついている。先に見たように、大江氏は、「法」と「団体」の関連という視角がキスチャコフスキーの「方法論の最大の特徴」と述べ、そこには「後述するように」と書いてあった。変だなと思いつつも、「後述」部分を読めば理解できるのかもしれないと思っただが、後述部分を見ると、「あえて読み込みめば」と書いてあるわけである。大江氏があえて恣意的に「読み込んだ」部分がキスチャコフスキーの「最大の特徴」というのでは、具合が悪いのではないか。しかしかかか読み込みようとしても読み込みようがないほど、キスチャコフスキーの議論と大江氏の考えとは結びつかない。大江氏の文献の利用の仕方はこのような場合が多く、あまりに恣意的である。キスチャコフスキーについて他にも多くの例をあげることができるが、煩瑣になるので止めよう。このようにキスチャコフスキーの主張を自由自在に作り替え、勝手に虚像を作った上で、キスチャコフスキーは所有の問題に目を向けなかったために、彼の法治主義的社会主義の構想全体は宙に浮いていったなどと、大江氏は勝手なストーリーを作り上げていくのである。

#### ⑥ 森下のソビエト憲法論について

大江氏はその論文「社会主義憲法研究の五〇年」（法律時報一九九五年一月）のなかで、私の研究を肯定的に評価しているようにみえる。しかしそこでは私の考えを正しく理解した上ではなく、ここでもまた勝手に虚像を創った上で、自己満足的に縦横に議論を發展させていくので困ってしまう。その前にまず、大江氏は、「・・・私

は五〇年代末に生じた社会主義憲法状況の変動について、・・・これに『新しい視座』をもって対処しようとした松下―森下の方法的転回の試みを積極的に評価したい」（同論文三〇頁）とあることについて。「五〇年代末に生じた社会主義憲法状況の変動」とは、スターリン批判のことであろう。これは主として松下輝雄教授について語ったつもりかもしれない（私が研究生生活を始めたのは、スターリン批判後一〇年以上経ってからである）が、松下教授に対して失礼であると思う。私（松下教授も同じであろう）は、五〇年代末に「社会主義憲法状況の変動」があった（既述のように、藤田教授もそのような認識を示していた）とは思わないし、それによって私（松下教授）が「方法的に転回」したこともない。スターリンがひどいことをしたから研究方法を「転回」したというのならまだしも、スターリンが批判されて初めてそのひどさに気づいて「転回」したというのでは困ったことではないか。松下教授は初めからのリベラリストであり、このような評価は有り難迷惑であろう。<sup>1)</sup>しかし仮にスターリン批判以後に転回が生じたとしても、まだまだしである。大江氏は、スターリン批判以後も、ソ連が崩壊するまで「方法的転回」はなかったのだから。

次に大江氏は次のように言う。「森下は、例えば社会主義とは何かという問題の考察を社会主義に関する自前の本質規定から始めるような、森下自身が批判の対象にしているはずの概念規定先行主義的な三〇年代型思考方法を自らしばしば採用しており、読者を当惑させることも少なくない」。これもよく分からない。これは、主として、拙稿「社会主義法の概括的批判序説」（『神戸法学雑誌』四三巻一号、一九九三年。一九九三年の比較法学会シンポジウムでの報告の元になった論文）を指しているであろう。そこで私は、社会主義の本質規定として、「階級対立を止揚した無階級社会」という側面と、「分業を止揚した共同体社会」という二つの側面があることを指摘している。この内容自体は、マルクス研究者においては周知のことであるが、通常はこの二つの側面を統一的に論じることが多く、明確に分けたのはあるいは私の独自性かもしれない。しかしこれがなぜ、三〇年代型思考方法（ソ連

のヴィシンスキーなどを念頭に置いているのであろうか、皆目見当もつかない。

一般に社会科学の論文では、自ら用いる概念を明確に規定してから始めるのが本来の姿でさえある。とはいえ、多くの場合我々はそのような厳密な手続をしているわけではない。その概念について学界内で一定の了解が成立している場合はその必要はないし、もともと了解が困難な場合は、議論を硬直化させないために、ペンディングしておく方が合理的なことも多いだろう。例えば「法」概念については統一的規定はなく、各人はそれぞれ多種多様な含意で用いているが、教科書などを除けば、通常それについて概念規定する必要はない。

他方で、大江氏が言及している拙稿「社会主義法の概括的批判序説」は、まさに社会主義とは何かについて論じたものである。当時、ソ連の崩壊を踏まえて、ソ連が一体社会主義だったのか否かという問題は、ソ連研究者の間の主要な論点の一つとなっていた。「社会主義」はきわめて曖昧かつ広範な意味をもつ言葉であって（例えば社会主義と共産主義の概念的区別は、専門家とマスコミなどの日常用語では異なる場合が多い。専門家は、社会主義と共産主義を発展段階的に区別するが、日常用語では、社会民主主義と共産主義の区別に対応させることが多い。前者の場合、ソ連は「社会主義」であって「共産主義」ではなく、北欧諸国は「社会主義」でも「共産主義」でもなかったが、後者の場合は、北欧諸国は「社会主義」で、ソ連は「共産主義」とみなされることが多かった）、先の問題について論じるためには、当然明確な概念規定をしなければならない。なぜ大江氏はそれに「当惑」するのか理解したいが、翻って大江氏をみると、なるほど厳密な概念規定もしないまま「社会主義」という言葉を使うようである。それは氏が、厳密な論証に耐えられないようなあいまいな議論をすることと関係がある。例えば「自由主義的社会主義」といった自己矛盾の概念を用いることもできるし、ブルジョア自由主義政党カデットの党员であったキスチャコフスキーを「社会主義者」とみなす上でも都合がいいであろう。あるいはソ連が社会主義であったのか否かといった問題について、明確に結論をだす自信がないからであろう。

さて「斜めの比較」の問題である。これは拙著『ソビエト憲法理論の研究』（創文社、一九八四年）の中で論じた問題である。ロシア革命当時の理論家達は、フランス革命の歴史をよく学んでおり、それとの比較の上でロシア革命の行方を論じていた。その際比較には、三つの視角があった。まず「縦の比較」は、資本主義から社会主義へという歴史法則に基づき、ブルジョアの論理にプロレタリアの論理を対置するものである。例えば、社会主義会おける基本権の問題を、「人権宣言」から「勤労・被搾取人民の権利宣言」への流れの上に捉えるため、「人権」概念については否定的になる。「横の比較」は、フランス革命憲法およびソビエト憲法とともに革命の結果として生まれたものであり、憲法体制を破壊する「革命」と秩序を維持せんとする「憲法」の相克という点で、共通に語りうる論点があるということであるが、この点は今は重要ではない。「斜めの比較」といったのは、フランス革命の掲げた理念が資本主義社会では裏切られており、それらは社会主義の下で初めて実現されるという見方である。ルソウの掲げた「一般意志」は、資本主義社会には存在せず（オオカミと羊、つまりブルジョアジーとプロレタリアートの間に一般意志は存在しない）、それは社会主義の下でのみ現実のものとなる——といった主張が当時なされていた。

この「縦の比較」と「斜めの比較」は、当時のソ連では理論的に対極的な位置にあり、それは私の述べている「過渡期憲法の二重性」（例えば憲法Ⅱ記録説と憲法Ⅱ行動計画説）にも対応している。そしてそれらは、いずれも「憲法の死滅」へと向かう道であったことを私は論じている。この「斜めの比較」論は、実は藤田教授の「社会主義発展の第三段階」論にもつながっていくはずである。革命後のロシアでは、現実には「縦の比較」の視点が優勢であった。初期のソビエト法学者の場合、初めからの共産主義者は少なく、革命後ソビエト権力に協力し始めた者が多い。彼らの多くは、当初は、社会主義の下でも近代的理念を継承したいという願望をもっていた（つまり「斜めの比較」を行っていた）。他方で革命家・実践家達は、「縦の比較」の視点から、近代的憲法原則に対して露骨にプロレタリ

ア独裁を対置する傾向が強く、結局それがソビエト法学の主流になっていくのである。こうして自由・民主主義といった近代的理念は、ソ連においては放棄されていくことになるのである。

ところで、社会主義発展の第二段階で失われたこの視点を、「第三段階」で復活させるべきだ、あるいは復活しているというのが藤田教授の説であった。藤田批判の箇所では、社会主義下での自由・民主主義を説くのはいつそう欺瞞的であると述べたが、先の拙著でも、ソビエトの「斜めの比較」は「恣意的な歪曲」を生みやすく「イデオロギー性がいつそう高度」であると指摘している。近代西欧憲法の延長線上にソビエト憲法を位置づける（斜めの比較）方が、いつそう人心操作的（イデオロギー的）だと批判しているのである。大江氏が、「『斜めの比較』が『縦の比較』と異なるのは単に価値論上の軸足を社会主義憲法から近代西欧憲法に移し換えたことに過ぎないとさえ思わせられる」（同論文三〇頁）などというのは、私の主張を理解していない証拠である。

私の主張は以上のように明確である。そして「(帝政) ロシア法からソビエト法への比較の視点」(具体的・歴史的分析) はとらないと明記している(この点は藤田教授も同じであった)。私の関心があるのは、社会主義法が近代資本主義法とどのような関係にあるのかということであって、帝政ロシア法とソビエト法の関係には興味がなかったからである。もし後者を取り上げるとすればそれは「斜めの比較」ではないから、別の視角(具体的・歴史的比較)が必要であるのは当然である。「斜めの比較」で歴史的・社会的要因の分析に一步踏みだそうとすると、「憲法の死滅」という視角設定の前提そのものが失われる(帝政ロシアには憲法はなかったから)という難点がはらまれていると勝手なストーリーを作られても困る。歴史的・社会的要因の分析(私の言葉で言えば、具体的・歴史的分析)は、「斜めの比較」ではないし、そもそも私は、そのような方法(具体的・歴史的的分析)をとらないと言っているのである。

(1) 二〇〇六年の『法律時報』誌の「学界回顧」(渋谷謙次郎氏執筆)には、「日本の代表的なマルクス主義法学者の一人、松下輝雄」という表現がある(『法律時報』七八卷一三号、三〇〇頁)。故松下教授の「名譽」のために言っておかなくてはならないが、松下教授は一貫したりベラリストであり、マルクス主義法学者では全くない。

### ⑦ 権威者依存とミネルバのフクロウ

大江氏の権威者依存傾向に関連して、次のことも触れておこう。以前から私は、近代的諸原理(自由・民主主義・法治主義など)は近代資本主義(市場原理)の発展によって基礎づけられると言ってきたが、それに対して大江氏は、ロック、ルソーなど近代思想家のどれも自らの理論を市場原理によって説明していないかと反論したことがある。この反論の仕方自体が興味深い。大江氏は、知的巨人が言っていないことは間違っていると考えているのであろう。知的巨人達も時代の子であり、その時代の社会・経済状況に規定されて自らの思想を形成しているが、そのことを自覚しているとは限らない。ヘーゲルの「ミネルバのフクロウ」やギリシャ神話の「エピメテウス」ではないが、それは後になってから初めて十全に分かることなのである。また自覚していたとしても、そのことをあえて語るとは限らないし、別に語る必要もない。

あらゆる思想は時代の産物であり、そのときどきの社会・経済状況に規定されている。ギリシャの思想家達が民主主義について語る際、それが非人間的な奴隷制を前提としていたことに、彼らは何の疑問も抱かなかった。ホッブスの「万人の万人に対する闘い」論は、当時の共同体の解体の上で成立した市民社会の自由な経済競争の論理を反映しているが、ホッブス自身はそれを市場経済(資本主義)の論理で説明しているわけではない。一般に近代人権思想の前提とする「生まれながらの自由・平等な人間」像は、共同体的拘束から解放されて生まれた市民社会の自由に競争する商品経済の担い手達の「イデオロギー的転倒」によって生まれた人間像であったが、人権思想家達

はそのことを自覚してはいなかった。社会契約説も、市場経済の発展によって対等の市民間の自由意思に基づく契約が経済活動の基礎になったことの反映であった。アダム・スミスが『諸国民の富』を著したのは、産業革命の真っ只中であり、産業革命を端緒とする近代資本主義の生成過程が、彼の理論を生み出したのである。しかし彼の著作には、産業革命のことは何も触れられていない。「産業革命」という言葉自体は、後の時代の命名だから、アダム・スミスが使用していなくても不思議ではない。しかし彼の本には、そもそも、蒸気機関の利用や紡織機の発明、イギリス綿工業の発展など、産業革命の実態とされるものが登場しないのである。産業革命は、振り返ってみれば、あの時代は産業革命の時代であったと、後で初めて対目的に理解できることなのである。二〇世紀末にアメリカに登場したりバッテリーアンも、ケインズ主義の行き詰まりの中で登場した市場原理主義の反映に過ぎず、一時的な流行でしかない。しかしバッテリーアン達はそのことに無自覚で、自らの思想を普遍的・超歴史的なものと考えているに違いない。われわれが生きている時代も、どのような時代であるのか（例えば地球環境の危機の時代なのか）は、一〇〇年、二〇〇年、三〇〇年後でなければ、正確には分からない。

しかし、市民革命の次の時代のマルクスになると、人権が共同体解体後の市民社会（市場経済社会）の所産であることが自覚されていた。『ユダヤ人問題によせて』（一八四三年）では、封建社会が利己の人間の集団に解消されることによって市民社会と自由という人権が生じたことが語られている。マルクスは、「自由の人権の実際上の適用は、私的所有という人権である」（『マルクス・エンゲルス全集』第一巻、四〇二頁）と、人権を私的所有と結びつけているが、私的所有と商品経済の発展は表裏一体である。またマルクス後期の『ゴータ綱領批判』（一八七五年）では、共産主義下の法の死滅のプロセスが、等価交換の論理、すなわち商品交換の論理、すなわち市場原理の消滅によって説明されている。低次の共産主義の下では、なお「労働に応じた分配」がなされるが、それは等価交換すなわち商品交換と同じ規則に服するのであり、なお「ブルジョアの権利」（労働に等しい分配を受ける権利）が残る。

そして高次の共産主義の下では、「欲求に応じた分配」がなされるが、それは等価交換の論理を超えるものであり、したがって「ブルジョアの権利」の狭い地平は乗り越えられ、権利Ⅱ法は死滅するのである。このようにマルクスは、権利や法の概念を等価交換の論理、すなわち市場の原理で説明しているのである。

#### (B) ロシアの法文化に関する討論の総括（一九九八年）

一九九八年八月五日、「ロシア法研究会」の合宿で、大江泰一郎氏と私（森下）の間で、法文化をめぐる討論が行われた。その後同年九月一〇日、私は討論の結果を総括する文書を参加者全員に送った。ここでその約半分に当たる部分を掲載する。既に一〇年以上経過し、今日から見ると妥当しない点もあると思う（当時はエリツイン政権の時代であった）。今回書き加えた部分は、「」で示す。

#### 法文化論争について

##### (一) 大江説について

もともと私は、大江説について、五つの大きな問題と、多数の小問題を取り上げたいと思っていました。五つの大きな問題のうち三つは、大江著『ロシア・社会主義・法文化』（以下「大江著」）の基本的内容を成すもので、大江さん自身の言葉によれば、①方法論、②歴史研究、③現状分析です。さらに④大江さんがゲルマニストからロマネストに「転換」したことに伴って生じた矛盾、⑤マルクスの「個人的所有」概念の解釈について。このうち、私の視点から当日取り上げることができたのは、②の基本的な部分と④の一部でした。②については大江さん自身その誤りを認めたはずですが、③は取り上げることができませんでしたが、②が誤っておれば、それに連動して③も誤っているはずですが、④については、ローマ法的私的所有を重視するようになって以来、大江さんは、私が団体史観と

名付けたような内容をあまり語らなくなったと思います。中世の貴族団体からは、ローマ法的私的所有は説明できないからです。逆に、かつては全体主義の基礎になるかのようにさえ言っていたアトムの個人の意義を重視せざるをえなくなっているのではないのでしょうか。私的所有の担い手は、なによりも中世の団体から解放されたアトムの個人であり、法人（団体）の私有が重要な意義を獲得するのは一九世紀末に株式会社の時代が始まってからです。

最近の大江さんの論文「ソビエト法学における〈義務の法〉の観念」（以下「義務の法」論文と略す）で、マルクスの「個人主義者」としての側面を強調しているのもそれと関連していると思います。そうだとすると、大江著の①の基本的内容も、もはや維持できなくなっているのではないのでしょうか。とすれば、大江著は、全体としてもはや現在の大江さんの考えとは一致しないものになっているように思います。ちなみに、大江著では、中世も近代・現代も、社会主義も、大江さんはすべて団体中心の社会をあるべき姿と考えているようですが（現在では逆に、すべてを個人中心に考えているかもしれません）、私は、「簡単に図式化すれば」前近代社会は共同体（その意味での団体）、資本主義社会は個人（法人）、社会主義社会は共同体（団体）を基礎とした社会だと考えています。

〔中略〕私は、大江さんは単なる「思いつき」で議論する傾向があるというやや失礼な批判をして、大江さんを怒らせてしまったのですが、合宿当日の議論を通して、私の批判は当たっていたように思います。大江説を全面的に批判できなかつたことは残念ですが、もはやそれも不要だと思ひ、以下主として私見に対する誤解について、述べたいと思います。

## （二）「流出論」について

大江さんが以前より流出論という言葉を使っていたのは記憶しています。直接的にはサブチャックなどの憲法案についてそう言っていました。この流出論が、私をも念頭においていたとは思っていませんでした。当日の小森

田さんのレジメには、私の「市場経済が自動的に人権概念を發展させるわけではない」という言葉が引用されており、小森田さんは、大江さんが喜びそうなことが書いてあるとコメントしていました。しかしむしろ逆に、そこには私が決して流出論でないことが示されているはずで、私は唯物史観を正しいと思っと思っていますが、オーソドックスなその理解でさえ、上部構造の反作用なるものを認めており一元的な決定論ではないはずで、いわんや私の唯物史観は、土台に限定された意味しか認めていません（私の唯物史観は宇野弘蔵説によるものですが、大江著の「書評」の註で簡単に説明しています）。市場（資本主義）から、法的上部構造が自動的に生まれると考えているはずがありません。法的上部構造を規定する一番基礎的な要因は経済構造であるといっているにすぎません。

〔中略―裁判官の質の問題〕

大江さんは「義務の法」論文で、おそらく私などを念頭において、ロシアでは「流出論的論理主義者のいうように、市場経済が近代法を生み出すという新しい過程が動きだしたかにみえるかもしれない」が、それは「西欧的な近代資本主義的市場ではなく、それとはつきり類型を異にするバザール資本主義・・・なのである」と書いています。これなども、なぜ私への批判になるのでしょうか。私はそもそも非西欧諸国における資本主義の導入を積極的に肯定しているわけではなく、世界システム論的にみてやむをえないプロセスだと考えているだけですが、とりわけ欧米型資本主義をそのまま非西欧諸国に導入することには反対であり、より正確に言えば、それは賛成とか反対とか主観的に選択できる問題ではなく、そもそも不可能だと言っているのです。だから私は日本的な和魂洋才方式を肯定的に評価しているのであり、欧米資本主義を換骨奪胎して西欧とは異なるロシア的資本主義を育成すべきことを以前より主張しているのです。ロシアには一方で根強い西欧コンプレクスがあり、他方で保守派の愛国主義があり、相変らず西欧派と愛国派に両極分解する傾向が強く、日本の「和魂洋才」に似たロシア型資本主義の構想がないのは残念です。あるいは存在しても、ロシアの政治構図の下では、結局はどちらかに吸収されていく運命にあるよう

に思われます。現実にはロシアがやっていることは、IMFを通して、ロシアと最も異質と思われるアメリカ型資本主義を導入することであり、現在のロシアの危機の根源の一つはそこにあると思っています（ついでに言えば、どこかで書いたはずですが、私は脱社会主義の戦略としては、独裁権力を維持したまま市場経済化を図っている中国方式が優れていると思っています）。このような考え方は、流出論とはかけ離れたものではないでしょうか。またロシアの市場経済がうまくいかない原因を、市場経済を根本的に否定してきた直近の七四年間の社会主義の歴史を無視して、ロシアの伝統文化一般に解消することは決してできません。ロシアはなお社会主義の遺産と闘っている最中なのですから。

### (三) 宿命論

私は、大江さん以上に、現在のロシアの市場経済がうまくいくとは思っていません。なぜなら私は、北大報告（一九九七年のシンポジウム報告、「ロシアの法文化」、北海道大学スラブ研究センター編『スラブ・ユーラシアの変動』所収。その後皆川修吾編『移行期のロシア政治』一九九九年再録）でも述べたように、大江さん以上に「宿命論」的な見方をとっているからです。大江説はしばしば宿命論と批判されますが、西欧の法文化の基礎を中世の自律的団体の存在で説明すれば、そのような批判がでてくるのは当然です（中世団体自動流出論ではないでしょうか）。しかるに大江さんはその論理を貫徹せず、恣意的に自律的団体を創出させたり復活させたりして、十月革命やペレストロイカを説明したりするのです。このうち十月革命の方は合宿で誤りを認めたはずですが、ペレストロイカの方はどうなったのでしょうか。ペレストロイカの基礎になったという自律した団体は、その後どうなったのでしょうか。自律的団体はますます発展して社会主義を崩壊させ、法文化を発展させる過程が進行しているのでしょうか。それとも自律した団体が再び自滅したためにペレストロイカは失敗したのでしょうか。大江さんは著

作の中では、「異論の制限・抑圧に対する司法的救済制度の大幅な改善」が行われれば、それはロシアの政治文化の構造転換を意味すると考えていたようにみえます（二七七頁）。当時の大江さんは、この程度の微温的な改革で、政治「文化」の転換について語ることができると考えていたのです。実際社会主義の下では、この程度の改革でも至難の業であったでしょう。しかし現在のロシアは、かつてのような異論派に対する言論規制はありません。異論派という言葉自体死語となりました。それなら現在のロシアは、大江説によれば、西欧的政治文化を発展させていることになるのではないのでしょうか。

他方で私は、九七年比較法学会報告その他に書いたように、自然成長的に農村共同体を解体したのではない後発国では、共同体的文化が構造的に残存すると考えており、大江さんよりも宿命論的です。ロシアが西欧化を目指したとしても、それには数百年かかるでしょう。小森田さんは、私のロシア論を、「期待水準の低さを前提にしたロシアの現状に対する寛容な態度」と表現していますが、私の期待水準の低さは、このような一種の宿命論によるものです。「ちなみに小森田氏を含むわが国の社会主義法研究者は、旧ソ連について、期待水準の高さにもかかわらず、ソ連に対して寛容であったのではないのでしょうか」。だからロシアで市場経済と近代的法文化がどんどん発展するなどとは考えていないのです。また逆にそのような立場から見ると、現代のロシアは、社会主義崩壊後六年半しか経っていないにもかかわらず、その法文化の変化はあまりに巨大にみえます。

市場経済（資本主義）が近代的法文化を基礎づけているという事実を、幸か不幸か、私達は今まさにこの日本で目撃しています。八〇年代に始まったグローバルな市場経済の波（それが社会主義ばかりでなく、社会民主主義の潮流をも解体させました）が、今、規制緩和、金融ビッグバンなどの大合唱となって、伝統的な日本の法文化を構成していたさまざまな要素（自由な市場の形成を妨げていた護送船団方式、株式の持合、系列取引、終身雇用、要するに日本株式会社的な経済システムと法制度）を崩壊させています。明治以後の日本に移植された資本主義は、

当初はむしろ欧米的（実際には、米英とヨーロッパ大陸はかなり違い、後者はむしろ日本に近い点が多いと思いますが、今はそれは無視しましょう）だったと思います。それが一九三〇年代に日本的に変容されていきます。第二次大戦後、日本的法文化は一旦解体され、再びアメリカ式に再編されますが、その後高度成長経済過程で再度日本独自の経営方式と法文化が再確立されます。それが日本的経営方式として、あるいは賛美され、あるいは批判されました。しかしバブル崩壊後、再びそれは危機を迎えています。現在日本はアメリカ型の市場経済の採用を再び余儀なくされていますが、そのうちまたそれを日本的に変容していくことになるでしょう。このように西欧資本主義（とそれを媒介する法制度・法文化）の受容と変容の過程を反復しながら、長期的にみれば、日本は西欧化してきましたし、今後もその過程を歩み続けるのでしょう（今年の比較法学会で、木下さんは、「日本法は西欧化したのが西欧法ではない」という命題を提示しました。私は、「日本法は、日本化された西欧法である」と言った方がいいと考えています）。こうして市場経済（資本主義）の展開を基礎として、一〇〇年単位で法文化は変わっていきます。

江戸時代と現代日本と西欧の三者の法文化を比較した時、現代日本法は、江戸時代の法よりも西欧法に近いのはあまりにも明らかではないでしょうか。大江さんが西欧的法文化の内容として重視する人権、人民主権、法の支配について、この三者を比較すればそのことは明らかではありません。ロシアについても、体制転換後まだ一〇年も経っていないのに、社会主義ソ連、現代ロシア、西欧の三つの法文化を比較した時、現代ロシアは、社会主義ソ連よりも西欧に近いと考えています（人権≡自由、人民主権≡民主主義、法の支配を比較すれば、このことも明らかだと思います）。

#### （四）法文化概念について

〔中略〕

大江さんは、西欧の法文化の内容を、人権、人民主権、法の支配といった美しい原理で代表させるのですが（「それこそ西欧諸国の人権等の現状を批判するのですが」、私は西欧の法文化を、積極・消極の両面で捉えることが必要だと考えています。エンゲルスが「法学的世界観」という言葉で表現したのは、その否定的な側面の一部ですし、またマルクスが「ブルジョア法の狭い」限界を超える必要性を説いて社会主義と法の関係を論じたのも、そのような観点からでした。資本主義・市場の論理が近代的法文化の基礎にあると私が言う場合、資本主義も市場も、西欧的な近代的法文化も、私はプラス・マイナスの両面において捉えているのであって、決して肯定的にのみ評価しているわけではありません。その限界を超えるためにこそ、社会主義が基礎づけられると考えているのです。「大江さんは、文化的伝統を重視するため、ソ連崩壊後もソ連＝ロシアの本質は変わらない」ということを強調しますが、私は体制の転換による大きな変化を強調しています。その場合、転換の前後ですべてがよくなったとは言っておらず、社会保障については悪化したと言ってきたことに注目して欲しいと思います。社会保障制度の悪化は、社会主義と資本主義の体制の相違を典型的に示す証拠であり、つまりこの点でも「文化」ではなく「体制」の違いが、変化の根本的原因となっています。大江さんは社会保障制度についても、ソ連崩壊の前後で、変化はないのでしょうか」。

（五）収斂の可能性と不可能性

〔中略〕

私は、大江著の「書評」（『神戸法学雑誌』第四五巻第三号、一九九五年）のなかで、体制の問題が一次的であり、文化の問題は二次的、三次的であると書いています（六四三頁）。体制の問題がすべてだとは決して考えていないのです。そして現在のロシアでは、もし体制の問題は決着が着いたということになれば、文化の問題は第一次的、

二次的な問題に格上げされることになります。一般に社会主義が崩壊したとすれば、体制の問題はもう解消したことになるわけで、今後は文化の問題が重要になるのは当然です。私も「書評」の中で、日米間のような資本主義諸国間の法の比較を行うには、比較法文化論が有効だと書いています。今後はロシアと西欧の関係も同じような視点からみていくべきことになるでしょう。ただここでも、西欧以外の法文化を基礎づけるものが、それらの社会の共同体の質にある（共同体がいかに市民社会へと解体されたか、あれいはされていないか、どのように変質しつつ継承されているか）と考えることに変わりはありません。

〔中略〕

このようにみえてくると、大江さんも、市場経済（資本主義）の法文化における意義を無視したり、マルクスとソ連社会主義の関係を否定したりするのを止めて、総合的に捉えるようにすればいいのではないのでしょうか。大江著では、基本的にはマルクス思想をベースにして、マルクス思想の理論的空白をウェーバーその他で補うという発想になっていました。私は「書評」の中で、そのようなことは不可能であり、結局大江さんはマルクスを放棄することになるかと予言しています。この予想は当たっていたわけで、現在の大江さんは、ほとんどマルクスから離れているはずで、それならあんなに無理なマルクス解釈（個人的所有権の問題）をして、自説とマルクスを調和させようとする必要はないのでしょうか。

〔中略〕

蛇足ながら、大江さんが、アレクサンドル・ヤコブレフ（ゴルバチョフの盟友）を「転向」派として軽蔑しているらしいのも納得できません（法律時報論文九五二年二号）。ソ連邦が否定的な社会であったとすれば、それを解体へと導いた人々は正しいことを行ったのではないのでしょうか。とはいっても、ソ連邦が解体しかかってから社会主義イデオロギーを放棄した人々は、確かに軽蔑すべきでしょう（この部分は、大江氏自身をも指しているのである）。

しかしヤコブレフは、ペレストロイカ以前の時期に党中央に反抗して左遷された人物です。当時そのような行動をとることは、極めて危険で勇気のいることでした。彼の影響なしにはゴルバチョフ改革も始まらなかったでしょう。ペレストロイカ当初、保守派がゴルバチョフ以上に彼を目の敵にしたのもそのためでした。私はヤコブレフは英雄的な人物だと評価しています。他方で大江さんがヤコブレフと対比して肯定的に言及しているクラシヴィリについても、以前篠田さんへの回答の中にも書いたように、私は敬意を表しています。ロイ・メドベージェフなども、「藤田教授の評価と異なつて、私は」偉大な人物だと思えます。

#### （六）資本主義について

さて、懇親会の席で、私は、市場原理が近代的法文化を基礎づけるという説では、中国に近代的法文化が發展しなかった理由が説明できないといった話を聞きました（あるいは大江さんもそのように言っていたでしょうか）。これは私には意外な議論でした。なぜなら私は、中国が市場経済・資本主義の發展した社会だとは思ったことがなかったからです。中国でなぜ近代的法文化が發展しなかったかという問題は成立しないのであって、問題になるとすれば、その前に、中国ではなぜ資本主義が發展しなかったのかということでしょう。この点についてはウェーバーの周知の説があります（「現在では妥当しなくなつたが」）が、しかしこれは当面私の守備範囲外の問題であつて、専門家の研究に委ねる以外にありません。

ただ以前より私は、市場経済という言葉を使う場合、いろいろ誤解される可能性があることは感じており（大江著作の「書評」でもそれに関連することに触れています）、それを資本主義と言い替えたり、市場経済・資本主義と並列して表記したりしたこともありま。北大報告の時もこの点に関する質問ができました（大江さんではありません）が、私はその時、法文化を基礎づけるのは市場経済一般ではなく、生産過程を包摂して近代的な資本主義（産

業資本主義)に発展していくような市場経済だと答えています。肝腎なのは、共同体の狭間に発生した商品交換(市場)が共同体を解体し、(独立自営農民の誕生からその分解を経て)、資本・賃労働関係の発生へとつながっていく歴史の流れです。この流れが自然成長的なかたちで展開したのはイギリスでした。後発国は(ドイツなども含めて)、共同体の解体は不完全(後発国は先進的な技術をいきなり導入できるため労働力は相対的に少なくて済み、共同体を解体して賃労働者を生み出す必要性は相対的に少ないからです)で、農村共同体が残存し、また解体された場合もその過程は自然成長的ではないため(人為的解体)、かたちを変えて共同体原理が再生します(日本企業、政界などの共同体的性格)。

人類の歴史とともに古い商品経済が、労働力の商品化を媒介に生産過程を掌握したとき(産業資本の成立)、市場原理は完成します。生産と直接結びつかない市場経済(商人資本・金貸資本)は、実は、ある意味において、近代的な法原理とは敵対的でさえあります。アリストテレスの正義論がいうように、商品交換は本質的に不正をはらんでいる(G↓W↑、G、安く買って高く売る)からです。近代的法原理の中核にあるのは正義の観念であり、それは商品の等価交換の原理によって基礎づけられていますが、商人資本段階の商品交換は実は等価交換ではありません。しかし商品形態が生産過程を包摂し(労働力の商品化)、生産資本が確立したとき、その形式(G↑W↓(Pm、A)↑P↓、W↑、G)が示すように、ここでは等価交換の原理が貫徹されます(表面的に等価交換の原理の貫徹が可能になるのは、その背後で実は労働者が搾取されているからだということになります)。産業資本の確立によってはじめて、近代法原理の基礎になる等価交換原理が確保されます。したがって重要なのは、西欧で一一世紀頃から始まる地域市場からナショナルな市場へと発展していく市場経済であって、遠隔地貿易(商人資本)ではありません。遠隔地貿易のもつ起爆的な意義も無視できませんが、この商人資本は、略奪型の資本主義と結びつき易いのであって、産業資本の形成には必ずしもつながっていないのだと思います。また金貸資本(G↓、G)も、

バブル型・投機的資本主義に結びつき易いものであって、近代法原理の基礎にはなりません。商品市場においては、自由な競争の結果、市場の均衡が達成され、それに従って資本・労働力の配分が調整（フィードバック）されます。この等価交換⇨均衡の原理が近代法の基礎になります。しかし資本市場では「正のフィードバック」（エディプス効果）が作用し、均衡は達成されず、むしろ不均衡はいっそう激しくなります。格付け会社に劣位と判定された企業からは資本が逃避し、だめな企業はますますだめになり、挽回の可能性があった企業もその可能性が失われてしまいます。他方優良企業は、現在優良であるという事実によってますます優良になります。現代の資本主義ロシアでは、商業資本と金融資本が跋扈して産業資本は弱体です。ロシアの市場経済の問題点はこの点に集約されると思います。

〔中国で古代より市場が発展していたといっても、それは余剰生産物や副業生産物、手工業品が商品化したただけであって、本格的な商品経済の発展ではなかったでしょう。歴史の教科書に書いてあるように、ヨーロッパでは、商人が余剰生産物などを買い集めて売る段階から、次は商人資本が主導権をもち、機械り機械などを農民に貸して、売れる商品を農民に作らせる段階（問屋制家内工業）に進みます。それから商人が農民を一カ所に集め、製作させる段階（工場制手工業、マニファクチャー）を経て、産業革命（動力機械の発明）により、近代的な工場制機械工業へと進みます。ヨーロッパ以外の地域では、このようなプロセスを辿ることができませんでした。特にマニファクチャーは、農民を労働者に変えるわけですから、それは共同体の解体を伴い、そこに大きな歴史の飛躍があります。それぞれの地域の共同体のあり方、商人資本の蓄積度等さまざまな要因によって、マニファクチャーへの移行は、難易度が違うでしょう。中国の歴史的な市場経済の展開なるものは、余剰生産物、副業経営、手工業品の商品化レベルで、せいぜい問屋制家内工業までいったとしても、その域を出ることができなかつたのだと思います。〕

〔後略〕

(七) 法の継承性と断絶性について〔略〕  
 (八) 研究の手法について〔略〕

〔『ドイツ・イデオロギー』の編集問題。私が大江氏への書簡のなかで、たまたま手元にあった岩波文庫本の『ドイツ・イデオロギー』を引用したところ、大江氏は、編集上問題のあるこのアドラツキー版の邦訳ではなく、広松渉訳を使うべきだと私の不注意ぶりを得意になって指摘していた。その文書は他のメンバーにも送られたので、ついでにここで反論しておきたい。広松氏は私の敬愛する先輩で、大江氏などよりは、その消息についてはるかによく承知している。彼は大学院時代にアドラツキー版の『ドイツ・イデオロギー』の編集が誤っていることに気づき、研究誌に正しい編集方法を詳しく紹介した(『ドイツ・イデオロギー』編輯の問題点)、『唯物論研究』二一号、一九六五年)。アドラツキー版の誤りは、欄外の書き込みの処理の問題もあるが、最大の問題点は、東になった原稿の配列順であった。大学三年の時、私は広松説に従って読み直し(当時のノートが手元に残っている)、研究会で報告したことがある(広松訳が出たのはかなり後のことである)。旧版の『ドイツ・イデオロギー』のコピーをとって、切ったり貼り合わせたりすれば簡単であるが、当時はまだコピー機械がなかったから、広松説に従って順序よく読むことは、かなり面倒な作業であったことを記憶している。結果として、広松説に従って読んでも、私にとつては、その内容に特に新しい解釈が生まれるといったことはなかった。その道の専門家が厳密に検証すれば、新しい理解が可能なものかもしれないが、大江氏も、わざわざこんなことを指摘するからには、何か新しい内容を読み取ったとしてもいうのであろうか。それとも、これまた単なるペダンティズムなのであろうか。ともかく、大江氏よりはるかに早く、私は広松説に接し、広松説に従ってドイツ・イデオロギーを読んでいるのである。〕

## あとがき

二〇一〇年一月、わが国の相撲協会理事選挙で、秘密投票によって、事前の予想を覆し、貴乃花が理事に選出された。その際話題になったのは、以前は理事選挙で秘密投票の原則が守られていなかったらしいことである。投票箱に入れる直前に、誤字・脱字を点検するとかいった理由で、投票用紙を選挙管理委員に見せていたというのである。ソ連の選挙も、秘密投票とは言えなかった。候補者は初めから一人しかおらず、投票用紙にはその氏名が印刷されていた。ほとんどの選挙人は、投票用紙を受け取るとそのまま投票箱に直行して投票用紙を入れる。不信任する場合のみ、仕切り部屋に入って、投票用紙上の候補者名を線で消し、それから投票箱に入れるのである（筆記用具も自分で持って行かなければならない）。だれが仕切り部屋に入ったかは、その場にいる人には一目瞭然なのである。ソ連の憲法学者は、仕切り部屋の中には誰も覗くことを許されていないから、投票の秘密性は守られていると説明していた。このような選挙のやり方が民主主義に反することは、小学生でも分かるであろう。ところが、大の大人で、しかも専門の研究者の中に、このようなソ連を擁護する人々が少なからず存在したことは、驚きを超えて、奇跡というべきではないかと思う。

本稿で私が書いたことは、多くの人にとっては常識的な見方かも知れない。このような常識を、それ程声を大にして叫んだり、辛辣な批判の声を浴びせたりする必要はないのではないか、と思う人も多いかも知れない。しかし、敢えて厳しく批判した理由の一つは、今述べたように、社会主義法研究者の社会感覚はあまりにも非常識であったにもかかわらず、これまでそれが無批判のまま見過ごされてきたということである。そしてもう一つは、わが国の社会主義法研究の世界では、私は少数派、というよりも、ほとんどたった一人の反乱者だということである。そのように私は弱い立場だからこそ、強い言葉を以て主流派を批判することも許されると考えている。近年、主として個人的な理由で、私は十分な研究をすることができなかつたのであるが、定年退職を期に、これだけは書き残して

おきたいと考えたのが、本稿である。

古代ギリシヤの哲人ターレスは、何が一番難しいかと問われ、「自分を知ること」と答えた。そして「易しいこととは何か」と聞かれると、「他人に忠告することだ」と言ったという。他人を批判することは易しいが、自分の欠陥を自覚することは難しい。本稿では、敬愛すべき先達を厳しい言葉で批判したが、先人の批判・克服なしには学問は前進しない。ターレスの言葉を肝に銘じ、自戒しつつ、私は本稿を書いた。